

令和7年度 第2回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 令和7年8月22日（金）10:00～12:00

場所 市役所駅南庁舎地下1階第一会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 事

(1)報告事項

- ① 協働のまちづくりガイドラインの進捗について 【資料1】

(2)協議事項

- ① 鳥取市自治基本条例の解説書(素案)について 【資料2】
② 参画と協働のまちづくりフォーラムについて 【資料3】

(3)その他

4 閉 会

鳥取市市民自治推進委員会委員（～R9.3.31 まで）

（５０音順）

氏 名	所 属 等	区分
あだち ゆ き 安達 由紀	公募委員	公募による者
いながき ひろき 稲垣 宏樹	公募委員	公募による者
こうだ し の 甲田 紫乃	鳥取環境大学環境学部准教授	学識経験のある者
さとう まさし 佐藤 匡	鳥取大学地域学部准教授	学識経験のある者
しみす あやこ 清水 綾子	鳥取商工会議所 地域・経済振興部 経済振興課 課長補佐	民間団体に属する者
じょうの かすみ 城野 和実	（社福）鳥取市社会福祉協議会 地域支え合い支援課 課長	民間団体に属する者
すすき つたお 鈴木 伝男	公募委員	公募による者
つばき よしひろ 椿 善裕	（公財）とっとり県民活動活性化センター 企画員	民間団体に属する者
なかがわ げんよう 中川 玄洋	（特非）bankup 代表理事	民間団体に属する者
にしはら まきお 西原 牧夫	鳥取市自治連合会 副会長	民間団体に属する者

協働のまちづくりガイドライン：取組状況（令和6年度）

【柱1】地域コミュニティ活動の支援

【まちづくり協議会】

取組施策	取組状況等
①地域コミュニティ計画に基づき、地域の身近な課題解決に向けた取組に対して財政的・人的に支援します。	・各まちづくり協議会（地域運営組織）が取り組む活動等に対する補助金を交付する。 （運営助成：5万円、活動助成：40万円） （令和4年度）運営助成：49地区、活動助成：50地区、一括交付助成：11地区 （令和5年度）運営助成：47地区、活動助成：47地区、一括交付助成：13地区 （令和6年度）運営助成：47地区、活動助成：47地区、一括交付助成：14地区 ・公民館職員が事務局として地域のコミュニティ活動を支援する。
②学びの成果を生かした住民主体のまちづくりを推進するため、地域のニーズをふまえつつ一括交付金事業の拡大を図ります。	・協働のまちづくり一括交付助成事業の活用を検討する地区への市職員による説明 （令和4年度）1地区 （令和5年度）9地区 （令和6年度）5地区 ・協働のまちづくり一括交付助成事業を活用する地区の公民館職員からの意見交換を通じて、事業の効果を確認するとともに、現場の声を事業に反映させている。 （令和4年度）11地区が活用 （令和5年度）13地区が活用 （令和6年度）14地区が活用
③取組の活性化や見直し等を目的とした研修会やフォーラムを開催します。	・参画と協働のまちづくりフォーラム・啓発事業の実施 （令和4年度）「これからの地区公民館は？」をテーマに啓発番組を放送。 （令和5年度）令和6年度のフォーラム実施に向けて準備を進めている。 （令和6年度）参画と協働のまちづくりフォーラム（「災害（もしも）に備えて地域でつながる」）を開催 ・参画と協働のまちづくりに関するDVDを貸し出し、地域における学習を支援している。 （令和4年度）5地区に貸出 （令和5年度）1地区に貸出 （令和6年度）1地区に貸出

取組施策	取組状況等
④地域に合った組織体制やコミュニティ計画の見直しを検討する地区に対して、必要に応じてアドバイザーを派遣します。	・地区からの要請に対する外部アドバイザー・市職員の派遣の実施 (令和4年度) アドバイザー派遣 1地区 市職員派遣 1地区 (令和5年度) アドバイザー派遣 1地区 市職員派遣 9地区 (令和6年度) 市職員派遣 5地区
⑤地域拠点施設の管理運営を行おうとするまちづくり協議会に対して、必要な支援を行います。	・佐治地区において、地域拠点施設の管理運営を担うNPO 法人に対して指定管理料を支出。(令和3年度から) ・公館職員と同様に施設職員のスキルアップを目的とした研修を実施。
⑥積極的に地域課題の解決へ取り組むまちづくり協議会を後押しするため、新たな支援のあり方を検討します。	(令和4年度) ・まちづくり協議会が柔軟に活動できるように、地域拠点施設を幅広く活用できるよう調整を進めている。 (令和5年度) ・まちづくり協議会が柔軟に活動できるように、地域拠点施設の幅広い活用を目的とした見直しを行い、令和6年度からの運用開始を予定している。 (令和6年度) ・4月から利用制限を緩和し、地区公民館を利用できる対象範囲を拡大
⑦持続可能なまちづくりに向けて、地域共生社会の実現に向けた取組を支援します。	(令和4年度) ・地域共生社会の実現に向けた啓発として研修を実施(市地域福祉課主催) ・参画と協働のまちづくり啓発事業として、「これからの地区公民館は？」をテーマに啓発番組を放送。(地域共生社会の実現に向けた拠点としての地区公民館の役割) (令和5年度) ・鳥取市地域共生社会推進会議の設置(事務局:市地域福祉課) ・鳥取市社会福祉大会にて、地域共生社会をテーマとする講演を開催 (令和6年度) ・鳥取市地域福祉推進計画の策定(計画期間:令和7年～令和12年) ・鳥取市地域共生社会推進会議 第1回開催(地域防災の観点から本市の地域共生社会について協議)

【町内会(自治会)】

取組施策	取組状況等
①自治連合会等と連携して町内会の加入率の向上に向けて取り組みます。	・市内転入者への自治会加入チラシの配布や自治連合会への加入促進の取組を実施している。 ・公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会東部支部、自治連合会、市の三者で「自治会への加入促進に関する協定」を締結し、分譲住宅やアパート建設などの際に開発事業者を通じて自治会加入の働きかけを行っている。
②地域コミュニティの維持や活性化を目的とした活動に対して支援します	・自治会等が実施する納涼祭・環境整備等のコミュニティ活動への支援 (令和4年度) 168 町内会、3,759 千円 (令和5年度) 298 町内会、7,840 千円 (令和6年度) 358 町内会、9,643 千円
③市から町内会への依頼内容及び依頼方法の見直しに取り組み、町内会の負担軽減を図ります。	・全庁で配布物や依頼事項の精査に取り組んでいる。 【市からの依頼事項の件数】 (令和4年度) 41 件 (令和5年度) 28 件 (令和6年度) 24 件 ・公民館長の人選に公募制を導入し、自治会役員の負担を軽減に努めている。

【柱2】テーマコミュニティ活動の支援

取組施策	取組状況等
①「アクティブとっとり」において、市民活動に必要な場、情報収集・発信の場の提供を行います。	・市民活動センターが作成するウェブサイトやチラシ等での情報発信 ・登録団体が使用できる活動スペースやロッカー等の確保 (令和4年度) アクティブとっとり登録団体数 138 団体 (令和5年度) アクティブとっとり登録団体数 143 団体 (令和6年度) アクティブとっとり登録団体数 158 団体
②テーマコミュニティの活動を支援するため相談会を開催するなど補助制度の紹介やアドバイスをを行います。	・市民活動センターにおいて、NPO 立ち上げや助成金申請などの相談会を開催している。 (令和4年度) NPO なんでも相談会、助成金相談会、助成金申請添削指導等の開催 (令和5年度) NPO なんでも相談会、助成金相談会、助成金申請添削指導等の開催 (令和6年度) NPO なんでも相談会、助成金相談会、助成金申請添削指導等の開催
③地域の課題解決やまちの活性化のため、市民からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」に対して支援を行います。	・市民団体の発案を実現するため、市民まちづくり提案事業(自主事業部門)による補助を交付。 (令和4年度) 3団体へ補助金交付 (令和5年度) 4団体へ補助金交付 (令和6年度) 3団体へ補助金交付
④市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層促進するため、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰します。	・鳥取市市民活動表彰要綱に基づき該当者を表彰している。 (令和4年度) 個人3名、団体2団体 (令和5年度) 個人2名、団体3団体 (令和6年度) 個人1名、団体1団体
⑤テーマコミュニティ同士が情報共有できる場を増やし、事業連携や新規活動のきっかけづくりを促進します。	・市ボランティア・市民活動センターにおいて登録団体が使用できる活動スペースの確保、交流サロンを開催している。 (令和4年度) アクティブとっとり登録団体数 138 団体 (令和5年度) アクティブとっとり登録団体数 143 団体 (令和6年度) アクティブとっとり登録団体数 158 団体

取組施策	取組状況等
⑥市民活動を支える市ボランティア・市民活動センターや県民活動活性化センターとテーマコミュニティに関する情報を共有し、支援体制を強化します。	・テーマコミュニティに関する情報共有を行っている。 アクティブとっどりの利用状況等の情報共有 とっどり県民活動活性化センターが実施する説明会等に関する情報共有
⑦市政運営の課題の解決に向けて市と協働で取り組むテーマコミュニティに対する補助制度を充実します。	・市民まちづくり提案事業(協働事業部門)について、市との事前相談を十分に行うとともに、伴走型の支援制度として運用している。 (令和4年度) 2団体 (令和5年度) 募集なし (令和6年度) 1団体

【柱3】ボランティア活動の支援

取組施策	取組状況等
①市ボランティア・市民活動センターと連携して、ボランティアマッチングの充実を図ります。	・ボランティアへの参加を支援し、活動を広げる機会となるよう、市民活動センターにおいて、ボランティア参加企画や講座・交流会を実施している。（ボランティアへの参加を支援し、活動を広げる機会となることをも目的とする） 【ボランティア登録者マッチングの件数】 （令和4年度） 111 件 （令和5年度） 87 件 （令和6年度） 143 件
②ICTを活用した情報発信を行うことで、市民が活動に参加できる機会を増やします。	・市民活動センターが作成するウェブサイト・公式 LINE 等を通じて情報発信を行っている。
③市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層促進するため、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰します。《再掲》	・鳥取市市民活動表彰要綱に基づき該当者を表彰している。 （令和4年度） 個人3名、団体2団体 （令和5年度） 個人2名、団体3団体 （令和6年度） 個人1名、団体1団体
④市民が安心してボランティア活動、市民活動に取り組めるよう、活動中の傷害や損害賠償責任に対する補償制度を設けます。	・補償制度に加入し、安心してボランティアや市民活動を行うことができる環境づくりに取り組んでいる。 （令和4年度） 公共的活動イベント登録件数 102 件 社会奉仕活動団体登録件数 808 団体 事故発生件数 18 件（公共的活動 10 件、社会奉仕活動 8 件） （令和5年度） 公共的活動イベント登録件数 121 件 社会奉仕活動団体登録件数 807 団体 事故発生件数 18 件（公共的活動9件、社会奉仕活動9件） （令和6年度） 公共的活動イベント登録件数 124 件 社会奉仕活動団体登録件数 813 団体 事故発生件数 14 件（公共的活動9件、社会奉仕活動5件）

取組施策	取組状況等
⑤鳥取市に災害が発生した際には、市社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの円滑な救援活動を支援します。	(令和4年度) ・災害ボランティアセンターを円滑に立ち上げるよう、庁内関係課や県・市社協と協議している。 (令和5年度) ・令和5年台風第7号に係る鳥取市災害ボランティアセンターを設置 (令和6年度) ・災害ボランティアセンターを円滑に立ち上げるよう、庁内関係課や県・市社協や関係団体で構成した鳥取市災害ボランティアセンター連絡会を設置し、平常時から連携・協力関係の促進を行った。
⑥新規にボランティア活動する者を支援するため、市民が活動に挑戦する際に活用できるハンドブックを作成します。	・市ボランティア・市民活動センターにおける、ボランティア・市民活動を始めようと考えている方を対象とした冊子「とっとりボランティア21」の活用 - 活動タイプ別に3種類(入門基礎編・募集情報編・活動グループ・団体編)を作成し、市民活動拠点アクティブとっとりへ設置。
⑦持続可能な地域共生社会の実現に向けた取組を支援します。	・参画と協働のまちづくり啓発事業として、「これからの地区公民館は？」をテーマに啓発番組を放送。(地域共生社会の実現に向けた拠点としての地区公民館の役割)【再掲】 ・啓発番組を動画配信サイト(鳥取市公式動画チャンネル)で配信。

【柱4】市政運営の課題解決につながる活動への支援

取組施策	取組状況等
①各担当課において、積極的に市民との協働事業に取り組みます。	・協働事業の必要性や事例について学ぶための職員研修を実施。 (令和4年度) 新規採用職員研修(正職員・地区公民館職員) 係長級職員研修 協働だよりによる庁内広報 (令和5年度) 新規採用職員研修(正職員・地区公民館職員) 協働だよりによる庁内広報 (令和6年度) 新規採用職員研修(正職員・地区公民館職員)
②市政運営の課題解決に向けて、関係課が連携して取り組みます。	・各課が抱える課題の抽出及び聞き取り調査を行い、関係課の連携を模索している。 (例:持続可能な公園の維持管理について)
③協働の必要性や事例について学ぶ職員研修を実施します。	・協働事業の必要性や事例について学ぶための職員研修を実施。【再掲】 (令和4年度) 新規採用職員研修(正職員・地区公民館職員) 係長級職員研修 協働だよりによる庁内広報 (令和5年度) 新規採用職員研修(正職員・地区公民館職員) 協働だよりによる庁内広報 (令和6年度) 新規採用職員研修(正職員・地区公民館職員)
④自治連合会と協働して地域における課題を地区要望として把握・集約し、市政や各課の業務へ反映させます。	・地区要望を通じて地域の課題を把握し、改善に向けて検討・取組を進めている。 (令和4年度) 要望受付件数 826 件 (令和5年度) 要望受付件数 712 件 (令和6年度) 要望受付件数 811 件
⑤行政が提示する課題の解決に向けて市との協働で取り組む事業に補助金を交付します。	・市民まちづくり提案事業(協働事業部門)について、市との事前相談を十分に行うとともに、伴走型の支援制度として運用している。【再掲】 (令和4年度) 2団体 (令和5年度) 募集なし (令和6年度) 1団体

取組施策	取組状況等
⑥協働の視点をもった市職員の育成を図るとともに市職員とテーマコミュニティ等が連携できる環境づくりに努めます。	・協働事業の必要性や事例について学ぶための職員研修を実施。【再掲】 (令和4年度) 新規採用職員研修(正職員・地区公民館職員) 係長級職員研修 協働だよりによる庁内広報 (令和5年度) 新規採用職員研修(正職員・地区公民館職員) 協働だよりによる庁内広報 (令和6年度) 新規採用職員研修(正職員・地区公民館職員)
⑦市政運営の課題解決や行政サービスの充実等に向けて自主的に取り組む事業主体(コミュニティをはじめ市内を拠点に活動している事業者や団体)からの提案を受け付け、連携促進を図ります。	・「公民連携デスク」を開設し、民間事業者等からの提案を受け付けている。 (令和4年度) 提案受付 7件 (令和5年度) 提案受付 12件 (令和6年度) 提案受付 15件
⑧長期的な視点から町内会に過度な負担とならない形で行政サービスのあり方について検討します。	・町内会への過度な負担を軽減するため、依頼事項の精査に取り組んでいる。 【市からの依頼事項の件数】 (令和4年度) 41件 (令和5年度) 28件 (令和6年度) 24件 ・町内会に依存しすぎない業務のあり方について検討している。

【柱5】持続的な協働のまちづくりの促進（基盤整備）

取組施策	取組状況等
①協働のまちづくり推進本部を設置し、「市民と行政による協働のまちづくり」の実現に向けて取組を推進します。	・協働のまちづくり推進本部を設置し、協働のまちづくりに向けた具体的な施策について協議し、全庁的に取組を推進。 （令和4年度） 協働のまちづくり推進本部 2回開催 （令和5年度） 協働のまちづくり推進本部 2回開催 （令和6年度） 協働のまちづくり推進本部 3回開催
②市長の附属機関として設置する市民自治推進委員会において、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、協働のまちづくりを推進します。	・市民自治推進委員会において、協働のまちづくり推進に向けた取組について協議を行っている。 ・市民自治推進委員会において、4年に一度、自治基本条例が実態に即しているか調査、研究を行っている。 （令和4年度） 4回開催 （令和5年度） 4回開催・小委員会2回開催 （令和6年度） 4回開催・小委員会1回開催
③地域活動の拠点となる施設の管理運営について、地域のニーズや実態、特性に応じた運営手法を選択できるような柔軟な仕組み（制度）をめざします。	・地域からの希望に応じて、地域と市で地域活動拠点の運営方法等について検討する。 （現時点では佐治地区のみ）
④幅広い用途で利用が可能となった地区公民館において、地域住民と多様な主体とのつながりや地域課題の解決、新たな魅力の創出が図られるよう、施設の利活用の促進を図ります。	・各事業主体が柔軟に活動できるように、地域拠点施設の幅広い活用を目的とした見直しを行い、令和6年度から運用している。 （令和6年度） 地域活動・社会教育活動以外の利用件数：159 件
⑤「アクティブとっとり」において、市民活動に必要な場、情報収集・発信の場の提供を行います。《再掲》	・市民活動センターが作成するウェブサイトやチラシ等で情報を発信している。【再掲】 ・登録団体が使用できる活動スペースやロッカー等を確保している。【再掲】 （令和4年度） アクティブとっとり登録団体数 138 団体 （令和5年度） アクティブとっとり登録団体数 143 団体 （令和6年度） アクティブとっとり登録団体数 158 団体

取組施策	取組状況等
⑥「参画と協働のまちづくり」の重要性を考え、協働意識の向上を図ることを目的とした研修やフォーラムを開催します。	・参画と協働のまちづくりに関する DVD を貸し出し、地域における学習を支援している。【再掲】 (令和4年度) 5地区に貸出 (令和5年度) 1地区に貸出 (令和6年度) 1地区に貸出 ・地域からの要望に応じて職員が出向いた意見交換(研修)を行っている。 (令和4年度) 地域づくり懇談会 開催延期 (令和5年度) 地域の未来づくり懇談会の開催 6地区 (令和6年度) 地域の未来づくり懇談会の開催 13地区
⑦各種活動のコーディネーターとなる人材の育成、関係機関とのネットワーク化を推進します。	・各種活動の人材育成を目的とした研修会等を開催している。 (令和4年度) ボランティア交流会やボランティア・NPO 交流サロンの開催(市民活動センター) (令和5年度) ボランティア交流会やボランティア・NPO 交流サロンの開催(市民活動センター) まちづくり協議会を対象とした研修会の開催 (令和6年度) ボランティア交流会やボランティア・NPO 交流サロンの開催(市民活動センター)
⑧デジタル技術を活用して、情報の発信・取得・連携ができる環境づくりを推進し、様々な分野の主体によるマッチングを促進することで協働の幅を広げます。	・地区公民館における公衆無線 LAN(フリーWi-Fi)環境の整備を実施。(利用範囲の拡充) ・とっとり施設予約サービスによる地区公民館の施設予約ができる環境を整備。
⑨市との協働によって市政運営の課題解決や行政サービスの充実等に自主的に取り組む事業主体(コミュニティをはじめ、市内を拠点に活動している事業者や団体)からの提案相談を受け付け、連携促進を図ります。	・「公民連携デスク」を開設し、民間事業者等からの提案を受け付けている。【再掲】 (令和4年度) 提案受付 7件 (令和5年度) 提案受付 12件 (令和6年度) 提案受付 15件

鳥取市自治基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 自治の基本理念（第4条）
- 第3章 自治の基本原則（第5条・第6条）
- 第4章 自治を担う主体の責務等
 - 第1節 市民（第7条・第8条・第9条）
 - 第2節 議会（第10条・第11条）
 - 第3節 市長及び市の職員（第12条・第13条）
- 第5章 コミュニティ（第14条）
- 第6章 市政運営（第15条－第24条）
- 第7章 危機管理（第25条）
- 第8章 市民意思の表明及び尊重（第26条－第28条）
- 第9章 国及び自治体等との連携及び協力（第29条）
- 第10章 市民自治推進委員会（第30条）
- 第11章 条例の見直し（第31条）

前文

鳥取市は、唱歌「故郷（ふるさと）」の情景をほうふつとさせる緑豊かな自然、千代川の清流や鳥取砂丘を代表とする美しい景観に恵まれています。

その中で先人たちは、山の幸、海の幸など自然からの豊かな恵みを受けながら古代より因幡の国の歴史や多彩な伝統文化をはぐくんできました。

そして、幾たびかの自然災害にも英知と不屈の精神を持って乗り越えて、今日まで生活を営んできました。

私たちは、先人から受け継いだ幾多のかけがえのない財産に感謝しながら、将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長し、心豊かに暮らせるまちをつくり、次世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、今地域が抱える課題について、私たち一人ひとりが自ら考え、互いに助け合い、責任を持って行動する取組が必要です。

このような認識のもと、私たちは、鳥取市民としての誇りを持ち、自らも自治の主体であることを自覚し、コミュニティを守り育てながら、協働して地域の課題解決に向けて努力する決意をしました。

ここに、私たちは、自治の基本理念を確立し、個人の尊厳と自由が尊重され、豊かな地域社会を創造するため、この条例を制定します。

【解説】

ここでは、条例制定の趣旨やまちづくりに対する基本的な考え方、決意などを明確にしています。前文は、本条例全般にわたっての解釈や運用のよりどころとなるものです。

ここでいう「私たち」とは、自治の主体である「市民」と「市」を表しており、この前文は、市民と市の協働によって自治を行うことを決意表明するものです。

本市は、豊かな自然、因幡地方特有の歴史、文化など、全国に誇れる貴重な有形・無形の財産を有しています。そして、市民の粘り強い努力により、たび重なる自然災害などの逆境を乗り越え、発展してきました。

また、平成16年11月に周辺8町村との合併に伴い特例市(※1)となり、平成30年4月には中核市(※2)へ移行するとともに、因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏(※3)を形成し、圏域の中心を担う都市として新たな歴史をつくっています。

鳥取市が将来にわたって持続的に発展していくためには、全市が一体となり、自治を担う「市民」と

鳥取市自治基本条例解説書（素案）

「市」がそれぞれの特性を生かしながら協働してまちづくりを行うことが必要です。本条例を本市のまちづくりの基本ルールとし、「市民」と「市」が自ら自治の主体であることを自覚しながら、それぞれの役割を果たすことにより、市民一人ひとりが大切にされる豊かな地域社会を創造することとしています。

【参考】

- (※1) 特例市とは、地方分権を目的とした地方自治法の改正により、新たに創設された都市制度であり、政令で指定する人口20万人以上の都市をいいます。特例市となることにより、都道府県から生活環境を守るための騒音、悪臭、振動などを規制する権限、土地利用に関する開発行為の許可などの権限が移譲されるため、より一層の地域の実状に応じた行政サービスの提供や事務処理のスピードアップが図られます。
- (※2) 中核市とは、都市の人口規模によって定められた日本の都市制度の1つで、地方分権を推進するため、政令指定都市に次ぐ人口規模の市へ都道府県の事務権限を移譲することで、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにした制度です。
- (※3) 鳥取市は、平成30年4月の中核市移行に伴い、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、及び兵庫県新温泉町とともに、「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」を形成し、地域資源を活用した地域経済の拡大や高度な医療サービスの提供、観光ネットワークの構築、交流人口の拡大等を進めてきています。さらに、令和2年3月には本圏域に兵庫県香美町が加わり、1市6町の連携により人口減少・少子高齢社会においても持続可能で魅力ある圏域の発展に取り組んでいます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、もって将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的とします。

【解説】

この条では、本条例に定める基本的事項や条例制定の目的を規定しています。

本条例を制定する目的については、前文にも明記されていますが、一見して本条例の趣旨や内容などを具体的かつ容易に理解できるよう、改めて規定しています。

本条例は、本市の自治を行う上での基本的な考え方や各主体の役割などを明確にし、参画と協働のまちづくりを進め、豊かな地域社会を実現するために制定することとしています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う**個人若しくは団体（以下「事業者」といいます。）**をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 市 議会及び執行機関をいいます。
- (4) 自治 **市民及び市が主体となって、まちづくりを自ら考え進めていくことをいいます。**
- (5) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。
- (6) 協働 **市民及び市が、共通の目的のために、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。**

- (7) **地域活動団体** 市内の一定の地域を基盤とした市民によって構成され、地域の課題の解決及び相互の連携を図るための公益性を有する活動を行う自治会、まちづくり協議会及びその他の組織をいいます。
- (8) **非営利活動団体** 共同体意識を基盤としたつながりのもとで形成され、公益性を有する活動を行う組織をいいます。

【解説】

この条では、本条例の中で使用する用語のうち、共通認識をしておく必要がある自治に関する重要なキーワードについての意義を規定しています。

(1) 市民

市民とは、鳥取市内に住所を有する人「住民」(※1)のほか、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する人、市内において様々な事業や活動を行っている**個人若しくは団体**をいいます。これは、本市には、住む人や働く人、学ぶ人など、様々な人が生活しており、地域が抱える多様な課題を解決していくためには、住民だけでなく、本市に生活する幅広い人たちが協力し合ってまちづくりに取り組むことが重要であるとの認識に基づくものです。

また、本条例では、**個人で事業活動を行う者と事業活動を行う団体（法人を含む）を「事業者」としています。市内で活動する事業者による社会貢献活動や地域活動への参画が、まちづくりに大きな影響を与えることから、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会と協調していくことが求められています。**

(2) 執行機関

執行機関とは、「市長」及び地方自治法第180条の5第1項及び同条第3項(※2)の規定により設置が義務づけられている「委員会」及び「委員」をいいます。

(3) 市

市とは、市民の負託に基づき、団体自治を担う「議会」と「執行機関」をいいます。通常、「市」という場合には、行政区分としての「鳥取市」そのものを指す場合や執行機関のみを指す場合があります。本条例では、用語の定義を明確にするため、「議会」と「執行機関」を合わせた「地方公共団体」を「市」とし、行政区分としての「鳥取市」を「本市」としています。

(4) 自治

自治とは、市民及び市が、自らの責任において、まちづくりを考え進めていくことをいいます。

(5) 参画

参画とは、市民が市政に参加するだけでなく、市の政策の形成から評価に至るあらゆる過程に、自らの意思で主体的に関わることをいいます。「参画」は、「参加」より行政活動への関与の度合いが強く、原則として責任のある役割を担う意味を持ちます。

(6) 協働

協働とは、市民と市が、互いの活動や特性などを尊重し、共通の目的の達成に向けてそれぞれの役割や責務などを果たしながら、対等な立場で協力し合うことをいいます。

(7) 地域活動団体

地域活動団体とは、自治会やまちづくり協議会などの市内の一定範囲の地域を基盤とした市民によって構成され、地域の課題の解決及び相互の連携を図るための**公益性を有する活動(※3)**を行う組織をいいます。

(8) 非営利活動団体

非営利活動団体とは、NPO法人などの特定の活動テーマによる共同体意識を基盤としたつながりで形成され、公益性を有する活動を行う組織をいいます。

【参考】

(※1) 地方自治法では、住民の意義が規定されています。

地方自治法第10条（住民の意義及び権利義務）

市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

鳥取市自治基本条例解説書（素案）

2 （省略）

（※2）地方自治法では、市町村に置かなければならない委員会・委員が規定されています。

地方自治法第180条の5（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）

執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、次の通りである。

- （1）教育委員会
- （2）選挙管理委員会
- （3）人事委員会又は人事委員会を置かない地方公共団体にあっては公平委員会
- （4）監査委員

2 （省略）

3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、次の通りである。

- （1）農業委員会
- （2）固定資産評価審査委員会

4～8 （省略）

（※3）公益性を有する活動とは、営利を主たる目的とせず、不特定かつ多数の市民の利益の増進につながる活動をいいます。したがって、地域活動団体と非営利活動団体には、宗教活動、政治活動及び暴力的不法行為などを行う組織は含まれません。

（条例の位置づけ）

第3条 この条例は、本市の自治の基本となる規範であり、市は、他の条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

2 市民及び市は、この条例に定められた権利、役割及び責務を最大限に尊重します。

【解説】

この条では、本条例の性格や取扱いについて規定しています。

第1項では、本条例を本市の自治の基本となる規範（※1）として位置づけ、市は本条例の趣旨を尊重しながら、他の条例などの制定、改廃及び運用を行うこととしています。

第2項では、市民と市は、本条例をまちづくりの基本ルールとして共通認識し、定められたそれぞれの役割や責務などを果たしながらまちづくりを行うことを明確にしています。

【参考】

（※1）規範とは、行動や判断をする上での基準のことをいいます。

第2章 自治の基本理念

第4条 市民及び市が自治の主体であることを基本とします。

2 市民及び市は、たゆみない努力により、自治を維持します。

【解説】

この条では、本市の自治における基本的な考え方について規定しています。

地方分権時代に、本市において真の地方自治（※1）を実現するためには、市民の意思に基づく自治運営の仕組みを確立し、自治の担い手である市民と市が、本条例に定めるそれぞれの役割や責務を果たしていくことが重要です。

このため、本市の自治の主体は市民と市であることを基本とし、両者が常に努力しあって自治を行うことを基本理念としています。

（※1）地方自治とは、地域の運営については、国の関与によらず、市民の意思に基づき主体的に行う

鳥取市自治基本条例解説書（素案）

ことをいいます。日本国憲法第92条においても、自治体の組織や運営については、「地方自治の本旨」に基づいて行われることとされています。この「地方自治の本旨」とは一般的に、地方における行政をその自治体の住民の意思と責任に基づいて行う「住民自治」と、国から独立した地方自治体として自らの権限と責任に基づいて地域の行政を行う「団体自治」の2つの要素からなると言われています。この2つは、しばしば車の両輪に例えられ、一方の実現のためには他方の拡充が求められるという相補う関係にあります。

第3章 自治の基本原則

（参画及び協働の原則）

第5条 市民及び市は、自治の基本理念に基づき、相互理解と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを推進します。

2 市民は、自らの意思に基づき、それぞれの可能な範囲において、まちづくりに参画及び協働するものとします。

3 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、市政に関し、参画及び協働の機会を保障します。

4 市は、市民が参画及び協働しないことによって、不利益を受けることがないように配慮します。

【解説】

この条では、本市における参画と協働のまちづくりについての基本的な考え方や進め方を規定しています。また、この条は、本条例に定める参画・協働に関する制度などの総則的な役割を果たすものです。

第1項では、市民と市は、参画・協働が市民の意思に基づく自治の基盤であることを認識しながら、互いの特性や役割などを理解し、信頼関係のもとに参画と協働のまちづくりを進めることとしています。

第2項では、市民のまちづくりへの参画や協働は強制されるものではなく、市民それぞれの実情によって様々なまちづくりへの関わり方があることを明確にしています。市民一人ひとりの意思や多様な関わり方を尊重し合うことによって、真の住民自治の推進が期待されます。

第3項では、市は、市民の自主的なまちづくり活動の促進と市民が市政に参画・協働できる機会を確保することとしています。

第4項では、参画・協働は、市民の自発的な意思に基づいて行われることが前提であるため、市は、参画・協働しないことを理由に市民が不利益を被らないように、また、市民に参画・協働を強いることのないよう配慮することとしています。

【参考】

本市では、「鳥取市市民活動の推進に関する条例」（平成15年3月制定）に基づき、市民参画及び市民活動の推進を図っています。具体的には、市民活動のための情報発信や団体間の交流を行うことなどを目的として、市民活動拠点「アクティブとっとり」を設置したり、ボランティア団体、NPO、その他市民活動団体への支援を行うなど、市民活動の一層の促進を図っています。

■「アクティブとっとり」登録団体数の推移（各年度3月31日現在）

年 度	H15	H20	H25	H30	R5	R6
団体数	74	140	179	159	143	158

（情報共有の原則）

第6条 市民及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報を積極的に共有します。

【解説】

この条では、市民と市がまちづくりに関する情報を共有することを規定しています。

情報の共有は、参画と協働のまちづくりを行うための前提となるものです。

鳥取市自治基本条例解説書（素案）

市民相互、あるいは市民と市の互いが一方通行の情報発信ではなく、双方向の関係を築くことが重要です。市民と市は、それぞれが保有する情報を共通の財産として認識し、互いに積極的に提供、共有することとしています。**特に、まちづくりに関する情報を多く保有する市は意識的かつ積極的な情報提供が求められます。**

ただし、市民又は市が提供する情報は、参画と協働のまちづくりに関するものに限定しており、個人のプライバシーに関わるものについては、互いに慎重な取扱いが求められます。

第4章 自治を担う主体の責務等

第1節 市民

（市民の権利）

第7条 市民は、人として尊重され、自由と平等の立場で、次に掲げる権利を有します。

- （1）まちづくりに参画し、協働すること。
- （2）市が保有する情報を知ること。
- （3）行政サービスを受けること。

【解説】

この条では、本市の自治において、市民に保障されるべき権利を規定しています。

市民の自主的なまちづくり活動や市政への参画や市との協働は、本市の自治の土台となる重要なものです。市民が参画・協働するためには、市が保有する市政に関する情報を知ることが前提となります。

このことから、第1号及び第2号では、市民は、市政に関する情報を知り、まちづくりに関して意見を表明し、提案するとともに、自らの創意工夫による実践活動を行う権利を有することを明確にしています。

第3号では、行政サービスの提供は、自治の根幹となるものであり、市民は等しく行政サービスの提供を受ける権利を有する(※1)ことを明確にしています。ただし、行政サービスについては、それぞれの法令などで受けることのできる対象者が定められている場合があり、すべての市民がすべての行政サービスを無条件に等しく受けることができるという意味ではありません。

【参考】

(※1) 地方自治法では、住民は、行政サービスを受ける権利を有することが規定されています。

地方自治法第10条（住民の意義及び権利義務）

（省略）

2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

（市民の責務）

第8条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。

- （1）まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。
- （2）行政サービスに伴う負担を分任すること。

【解説】

この条では、市民は、第7条に定める権利が保障されると同時に、自治における責務(※1)を有することについて規定しています。この規定内容は、第7条の市民の権利に対応させたものであり、権利に伴う義務について規定(※2)するものです。

第1号では、市民がまちづくりに参画・協働するに当たっては、自らも自治の主体であることを自覚し、責任ある発言と行動を行うこととしています。

第2号では、第7条第3号の行政サービスを受ける権利に対し、行政サービスに伴う負担を分任することとしており、地方自治法第10条で規定している住民の義務を含め(※3)、包括的に規定しています。この「負担」は、納税や受益者負担（分担金、使用料、手数料など）などの経済的な負担に限定せず、

鳥取市自治基本条例解説書（素案）

美化・清掃作業や防犯パトロール、除雪活動など、市民が主体的に取り組む様々な地域活動も「負担」として幅広く捉えており、これらを市民全体で分かち合うこととしています。

【参考】

（※１）「責務」とは、一般的には「責任を伴う義務」として「義務」を包括する広い概念で使われます。法律においても、努力義務的な規定をする場合に多く用いられます。一方、義務は、人として当然しなければならないこと、従わなければならないことを意味し、強制力や拘束力を伴うもので、違反した場合には罰則、制裁が科せられる場合があります。この条の内容は、市民の主体的な意思によって保持されるものであり、「義務」では市民の主体性を阻害する恐れもあることから「責務」としています。

（※２）日本国憲法では、市民（国民）に保障されている権利について、その保持に関する義務が規定されています。

日本国憲法第１２条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（※３）地方自治法では、住民の権利義務が規定されています。

地方自治法第１０条（住民の意義及び権利義務）

（省略）

２ 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

（事業者の権利）

第９条 事業者は、地域社会に関わる多様な主体の一員として、市及び市民と協働し、まちづくりに参画することができます。

２ 前項の場合において、事業者は、地域社会と協調し、地域の発展に寄与するよう留意するものとします。

【解説】

この条では、社会貢献・地域貢献を目的としたまちづくりへの参加が広がっている事業者の権利について規定しています。

事業者が有する専門技術や知識、ネットワーク、人材、資金等を活用した活動は、魅力あるまちづくりや地域課題の解決への大きな力となっています。一方で、企業活動は自由であり、事業者にまちづくりへの参画を強要することはできないため、権利として明記しています。

第１項では、事業者も地域社会を構成する一員としての立場を認識し、まちづくりへの参画に当たっては、市や市民と協働することとしています。

第２項では、地域社会と強調した上で、地域の発展に寄与することを念頭に置いてまちづくりに参画することとしています。

第２節 議会

（議会の役割及び責務）

第１０条 議会は、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政策の立案及び市政への提言を行います。

２ 議会は、市民の意向が市政に反映されるよう、十分な審議を行うとともに、政策形成機能の充実のため、積極的に調査研究に努めます。

３ 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を提供し、透明性が高く、開かれた運営に努めます。

【解説】

鳥取市自治基本条例解説書（素案）

この条では、市民を代表する議事機関(※1)としての議会の自治に果たす役割や責務について規定しています。

地方分権の進展により、本市には、自己責任・自己決定による自立した市政運営が求められる中、市民を代表し、市民の意向を適切に反映した市政の意思決定を行う議会の役割はますます重要なものとなっています。

第1項では、議会の役割として、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政策の立案及び市政への提言を行うこととしています。

第2項では、市民の負託を受けた議員で構成する議会として、市政に市民の意向を反映するため、十分な審議と政策形成機能の充実に図るための調査研究に、積極的に努めることとしています。

第3項では、議会は、議会運営の透明性を高めるため、議会活動に関する情報を負託されている市民に提供することとしています。

【参考】

(※1) 日本国憲法では、議会の議事機関としての位置づけが規定されています。

日本国憲法第93条

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 (省略)

日本国憲法第93条をうけて、地方自治法では、議会の設置が規定されています。

地方自治法第89条（議会の設置）

普通地方公共団体に議会を置く。

（議員の責務）

第11条 議員は、市民の負託にこたえ、議会の責務を果たすため、全市的な視点に立ち、的確な判断を行うことができるよう、自己研さんに努めます。

【解説】

この条では、第9条に定める議会の役割や責務を果たすための議員の責務について規定しています。

議員は、選挙によって市民の負託(※1)を受けていることを認識し、社会情勢や本市の様々な地域課題に適切に対応した意思決定ができるよう、常に自己研さんに努めることとしています。

【参考】

(※1) 「負託」と「信託」は、どちらも任せるという意義ですが、議員は、選挙によって市民の期待、信頼及び信用を受けて選ばれ、それにこたえる責任を有していることから「負託」としています。

また、日本国憲法では、議員は住民の選挙によって選ばれることが規定されています。

日本国憲法第93条

(省略)

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第3節 市長及び市の職員

（市長の役割及び責務）

第12条 市長は、市民の負託にこたえ、市を代表し、公正かつ誠実な市政の執行に努めます。

2 市長は、市の職員（以下「職員」といいます。）を適切に指揮監督し、効率的な市政運営に努めます。

3 市長は、市政の課題に的確に対応できる知識及び能力を持った人材の育成を図ります。

4 市長は、執行機関相互の連携及び調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。

【解説】

鳥取市自治基本条例解説書（素案）

この条では、市を統轄し、これを代表する市長(※1)として、自治に果たす役割と責務について規定しています。

第1項では、市長は、議員と同様に市民の負託(※2)を受けていることを認識し、公正で誠実な市政の執行を行うこととしています。

第2項及び第3項では、市長は効率的(※3)な市政運営に努めるとともに、課題に的確に対応するため、市の職員への適切な指揮監督(※4)と人材育成を行うこととしています。

第4項では、市長はいわゆる「縦割り行政」による行政サービスの低下を招かないよう、リーダーシップを発揮して市長部局や各種行政委員会間の連携、調整を図る(※5)こととしています。

【参考】

(※1) 地方自治法では、市長の権限について規定されています。

地方自治法第147条（長の統轄代表権）

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

(※2) 「負託」と「信託」は、どちらも任せるという意義ですが、市長は、選挙によって市民の期待、信頼及び信用を受けて選ばれ、それにこたえる責任を有していることから「負託」としています。

また、日本国憲法では、市長は住民の選挙によって選ばれることが規定されています。

日本国憲法第93条

（省略）

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

(※3) 地方自治法では、市の事務処理について規定されています。

地方自治法第2条（地方公共団体の法人格とその事務）

1～13 （省略）

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

(※4) 地方自治法では、職員の指揮監督に関する市長の権限について規定されています。

地方自治法第154条（職員の指揮監督）

普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。

(※5) 地方自治法では、執行機関の組織について規定されています。

地方自治法第138条の3（執行機関の組織）

（省略）

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

3 （省略）

（職員の責務）

第13条 職員は、市民の負託にこたえ、法令等を遵守し、公正、誠実かつ能率的な職務の遂行に努めます。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めます。

3 職員は、協働の視点に立ち、市民との信頼関係を築くよう努めます。

【解説】

この条では、市長の補助機関(※1)としての職員の自治に果たす責務について規定しています。

この条で規定する内容は、地方行政に携わる職員として当然のことですが、常に市民の視点に立ち、これらを意識しながら職務に当たることを明確にするものです。

鳥取市自治基本条例解説書（素案）

第1項では、職員は第11条の市長の役割を認識した上で、自らの職責が市民の負託に基づくものであることを自覚し、公共の福祉の向上を図るため、法令などを遵守しながら、誠実で能率的な職務の遂行に努めることとしています。

地方分権の進展により、執行機関が自らの責任のもとに行う職務の範囲や内容は、これまで以上に複雑多岐にわたるものとなります。第2項では、このような状況に的確に対応するため、職員は市民とのコミュニケーション能力や政策能力、法務能力など、全体の奉仕者(※2)として必要な知識や能力の向上に努めることとしています。

第3項では、職員一人ひとりが自らも市民であることを認識し、常に協働の視点を持ちながら職務を遂行し、市民からの信頼を得るよう努めることとしています。

【参考】

(※1) 地方自治法では、職員は市長の補助機関として位置づけられています。

地方自治法第154条（職員の指揮監督）

普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。

(※2) 日本国憲法及び地方公務員法では、公務員の本質や地方公務員のサービスの根本基準などについて規定されています。

日本国憲法第15条

（省略）

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

地方公務員法第30条（サービスの根本基準）

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

第5章 地域活動団体及び非営利活動団体

（地域活動団体及び非営利活動団体）

第14条 市民及び市は、**地域活動団体及び非営利活動団体（以下「地域活動団体等」といいます。）**が自治に重要な役割を果たすことを認識し、**地域活動団体等**を守り育てます。

2 市民は、**地域活動団体等**の活動への積極的な参加に努めます。

3 **地域活動団体等**は、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。

4 市長は、**地域活動団体等**の活動に財政的な支援その他必要な支援を行うとともに、**地区公民館等を活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。**

【解説】

この条では、地域活動団体等(※1)と市民、市との関係について規定しています。

本市において、地域の特性を活かしたまちづくりを進める上で、地域活動団体等の役割はますます重要なものとなります。

このため、第1項では、市民と市は、地域の意思を反映し、まちづくりを多様に支えることができる地域活動団体等の役割の重要性を認識し、それぞれの立場で守り育てることとしています。

第2項では、市民は地域活動団体等が行う活動の一層の活発化を図るため、活動への積極的な参加に努めることとしています。

第3項では、地域活動団体等は市民や市と連携し、自身の活動の活性化に向けて努力することとしています。

第4項では、市長は地域活動団体等の活動に様々な支援を行い、地域活動団体等の充実、強化を図ることとしています。

地区公民館は、地域住民の最も身近な公共施設です(※2)。この地区公民館を、生涯学習活動の拠点

鳥取市自治基本条例解説書（素案）

施設(※3)並びに地域活動団体等の活動の重要な拠点施設として位置づけ、市民と市が適切な協力関係のもとに支え合う「市民と市との協働のまちづくり」の実現に向けて、地域活動団体等の充実、強化を図ろうとするものです。

また、令和3年度から、住民の意向に基づき、地区公民館機能をコミュニティセンターに移行した地区があります。このように、地区公民館機能を担うコミュニティセンターも、地域住民の最も身近な公共施設であり、生涯学習活動の拠点施設並びに地域活動団体等が行う活動の重要な拠点施設として位置付け、地区公民館と同様に、地域活動団体等の充実、強化を図ります。

地域活動団体等は、現在、地区公民館をはじめ、人権福祉センターや町内会集会所、学校の空き教室など、地域にある様々な施設を拠点に活動を行っています。本市は、その中でも、市内全域に整備され、地域住民に様々な活動の拠点施設として認知されている地区公民館や、地区公民館機能を有するコミュニティセンターを、重要な地域活動団体等の活動拠点施設として位置づけ、地域住民が主体的に施設を運営し、活発に利用していただく取組を進めています。

また、平成20年度から、本市における地区公民館の管理を行う部署を、市長部局に設置し、教育委員会が行う地区公民館の業務の一部を市長部局が補助執行し、令和6年度からは、「鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例」を新たに施行し、地区公民館の所管を市長部局へ移管(※4)しました。併せて、公民館をより幅広い用途で活用できる施設へと見直しました。

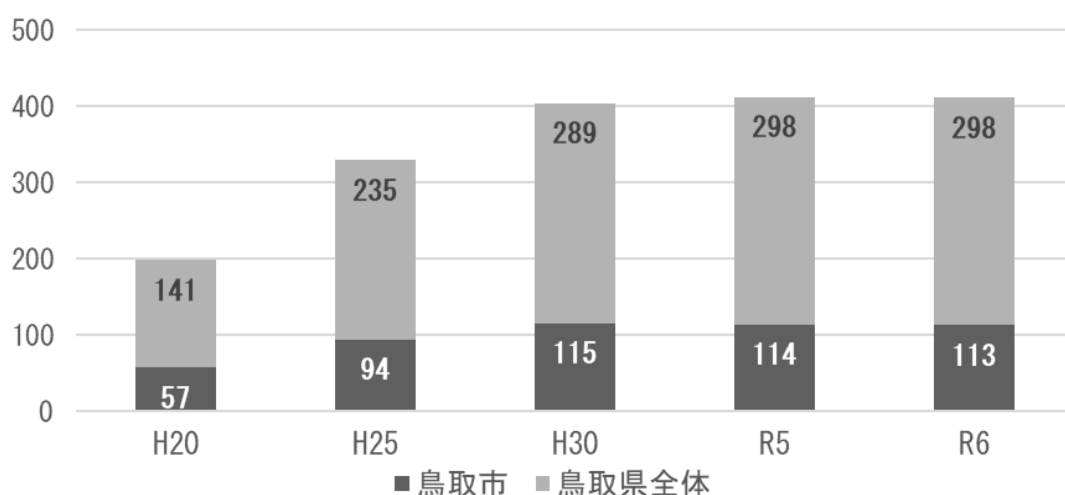
【参考】

(※1) 本条例の施行以降、この条文では、地縁的な住民組織を「地域コミュニティ」、特定のテーマで活動する市民組織を「テーマコミュニティ」、両者をまとめて「コミュニティ」として表現していましたが、令和7年6月の一部改正において、「地域コミュニティ」を「地域活動団体」、「テーマコミュニティ」を「非営利活動団体」、総称の「コミュニティ」を「地域活動団体等」に置き換え、よりわかりやすい表現としました。用語は変わりましたが、地域性や共通の活動目的を基盤として信頼関係のもとに自主的につくられ、その活動が、公共の福祉に資する組織を指していることに変わりありません。

市民の行政ニーズの多様化や市の組織のスリム化などに伴い、NPO法人などの市民活動団体が新たな公共の担い手として注目されています。一方、マンション世帯の増加などを背景とした住民間の連帯意識の希薄化などにより、町内会の加入率は低下しています。

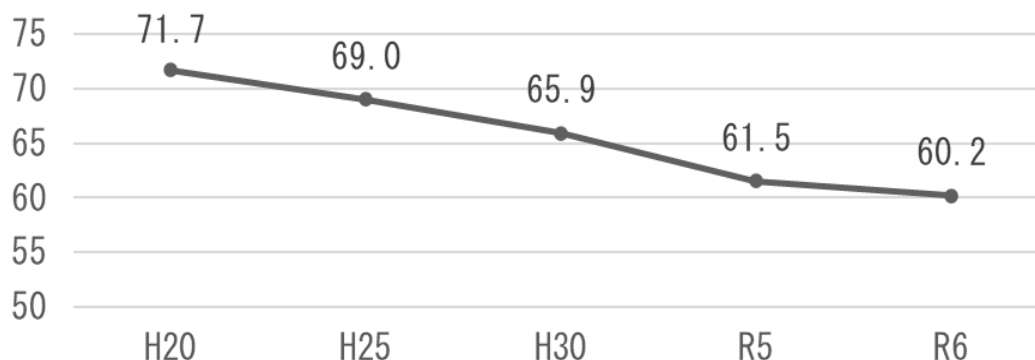
■NPO法人認証数の推移（各年度4月1日現在）

（単位：団体）



■町内会加入率の推移（各年度 5 月 1 日現在）

（単位：％）



（※ 2）本市には、44 小学校区に 62 館の地区公民館（1 分館含む）が設置されており、地域住民を中心に生涯学習活動をはじめ、地域のコミュニティ活動など、様々な目的で利用され、地域に最も身近な公共施設として親しまれています。

（※ 3）社会教育法では、公民館の目的や事業などが規定されています。

社会教育法第 20 条（目的）

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

社会教育法第 22 条（公民館の事業）

公民館は、第 20 条の目的達成のために、おおむね、次の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- （1）定期講座を開設すること。
- （2）討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- （3）図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- （4）体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- （5）各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- （6）その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（※ 4）地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、市長部局による公民館の事務の管理及び執行について規定されています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項（職務権限の特例）

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- 二～四（省略）

（地域活動団体の役割）

第 14 条の 2 地域活動団体は、その地域における市民の主体的な活動及び助け合いの拠りどころになるとともに、地域の将来を見据え、その特性を活かした課題解決を図り、豊かで住みよい地域づくりを実現する役割を担うものとします。

【解説】

鳥取市自治基本条例解説書（素案）

この条では、まちづくりにおける地域活動団体の役割を規定しています。

地域活動団体は、自治会やまちづくり協議会等の一定区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される団体が含まれ、各団体が互いに補い合って活動しており、市民生活に最も身近で地域の実情に精通した団体として、豊かで住みよい地域づくりを実現する役割を担うこととしています。

地域活動団体は、交通安全活動、防災・防犯活動、交流活動などの市民の主体的な活動や市民同士の助け合いの拠りどころになっています。

（非営利活動団体の役割）

第14条の3 非営利活動団体は、その活動が広く市民に理解されるよう努めるとともに、自らの社会的意義及び責任を自覚し、専門的知識を活かしたまちづくりを実現する役割を担うものとします。

【解説】

この条では、まちづくりにおける非営利活動団体の役割を規定しています。

非営利活動団体は、特定の目的ごとに形成され、自主的に活動を行っており、それぞれの活動分野で培った知識や専門性を活かしたまちづくりを実現する役割を担うこととしています。

非営利活動団体がまちづくりに参画するためには、まずはその団体の活動に対する市民の理解を得る必要があります。その上で、地域と強調し、団体の社会的意義や責任を果たしながら、専門的知識を発揮した活動が期待されます。

第6章 市政運営

（市政運営の原則）

第15条 市長は、市政運営に当たっては、市民の参画及び協働の機会の提供に努めるとともに、市民の意思を適切に反映することを基本とします。

2 市長は、市政の透明性を高め、市政運営の方針を明確にし、その達成の状況について、公表します。

3 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うよう努めます。

【解説】

この条では、本市の持続的な発展と、市民が主役の協働のまちづくりの一層の推進を目的とした市政運営に関する基本的な考え方について規定しています。

第1項では、市政運営は、市民の参画・協働を基本とし、市民の意思を市政に反映することとしています。

第2項では、第1項の市民の参画・協働を進めるため、市政の透明性の向上を図るとともに、市政の目指すべき方向性とその達成状況を明らかにし、「市民にわかりやすく、開かれた市政」を一層推進することとしています。

第3項では、合併後の鳥取市が均衡ある発展を遂げるよう、総合的(※1)かつ中長期的な展望に立った市政運営を行うこととしています。

【参考】

(※1) 地方自治法では、市の役割について規定されています。

地方自治法第1条の2（地方公共団体の役割と国の役割等）

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 （省略）

（総合計画）

第16条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、総合計画について、常に検討と見直しを行い、その結果及び達成状況を公表します。

【解説】

鳥取市自治基本条例解説書（素案）

この条では、第14条第3項の総合的かつ計画的な市政運営に資する総合計画について規定しています。

本市では、平成18年3月に合併後初となる「第8次鳥取市総合計画」を市民と市との協働により策定しました。現在は、令和3年度を始期とする「第11次鳥取市総合計画」を策定し、令和12年度までの長期展望に立って、市勢振興の基本的方向を示すとともに、市民活動、産業振興、行政施策を明らかにしています。

総合計画は、まちづくりの理念やめざす将来像を定める「基本構想(※1)」と、これを実現するための施策を定める「基本計画」、施策を推進するための具体的な事業を定める「実施計画」で構成されています。本市の政策展開の根幹となる総合計画の策定について、本条例で明確に位置づけるものです。

第1項では、市長は総合計画を策定し、この計画に基づき市政を展開することとしています。

第2項では、市長は、総合計画の内容が本市を取り巻く社会状況などを踏まえたものであるかを常に検討し、必要に応じて見直しを行うとともに、その結果と計画の達成状況について市民に公表することとしています。

【参考】

(※1) 平成23年8月1日改正前の地方自治法では、市町村に総合的かつ計画的な行政運営のための基本構想の策定が義務づけられていました。

地方自治法第2条（地方公共団体の法人格と事務）

1～3 （省略）

4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

（改正前の地方自治法第2条第4項については平成23年8月1日をもって廃止されています。）

（財政運営）

第17条 市長は、総合計画に基づいた健全な財政運営を図り、財政状況を公表しなければなりません。

2 市長は、予算編成過程において、市民からの意見を反映させるよう努めます。

【解説】

この条では、市の財政運営のあり方について規定しています。

本市が将来にわたって持続的に発展していくためには、中長期的な財政の見通しについて市民と的確に情報を共有した上で、施策の優先度等の合意形成や適切な役割分担を構築し、強固な財政基盤を確立することが必要です。このことから、市長には、市民への中長期的な財政状況のわかりやすい説明をはじめ、適正かつ効率的な予算の編成と執行が求められます。

第1項では、めざすべき本市の将来像に向け、限られた財源を計画的かつ効果的に活用していくうえで、国等の政策や本市を取り巻く経済情勢等の変化を的確に捉え、適宜、中長期的な財政の見通しを見直すなかで、持続可能な財政基盤を確立するため、第15条の総合計画に基づく計画的で健全な財政運営(※1)を進めるとともに、財政状況について、よりわかりやすくかつ積極的に市民に公表(※2)することとしています。

具体的には、予算編成、予算執行状況、決算状況、企業会計の貸借対照表や損益計算書に相当する財政諸表などを公表し、市民が適切に本市の財政状況を判断できるよう、本条例の中に明確に位置づけるものです。

第2項では、第1項の規定に基づき公表する財務情報が、市民に正しく理解されるよう努めることはもとより、予算編成過程における政策提案・協働実行型の市民参画を実現するため、市民からの建設的な意見を予算に反映していくことに努めることを規定しています。

具体的には、地区要望などの広聴事業の実施や予算の総務部長査定段階の公表及び総合計画の進行管理を行う過程において広く市民の意見を聞くこととしています。

【参考】

鳥取市自治基本条例解説書（素案）

（※ 1）地方財政法では、市の財政運営の基本について規定されています。

地方財政法第 2 条（地方財政運営の基本）

地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない。

（※ 2）地方自治法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、市の財政状況の公表が義務づけられています。

地方自治法第 2 4 3 条の 3（財政状況の公表等）

普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

2 及び 3 （省略）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条（健全化判断比率の公表等）

地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2 ～ 7 （省略）

実質赤字比率：当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

連結実質赤字比率：公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

実質公債費比率：当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(注1)に対する比率です。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じです。

(注1) 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率についても同じ。）。

将来負担比率：地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(注1)に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（組織）

第 1 8 条 市長は、社会情勢及び地域の課題に柔軟に対応できる機能的な組織を編成するとともに、常

にその見直しに努めます。

【解説】

この条では、内部組織の編成(※1)の基本的な考え方について規定しています。

市長は限られた経営資源の中で、社会情勢の変化や地域課題の多様化に柔軟に対応できるよう、機能的で市民にわかりやすい組織づくりと、その見直しに努めることとしています。

【参考】

(※1) 地方自治法では、内部組織の編成に関する市長の権限について規定されています。

地方自治法第158条（内部組織の編成）

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定める（＊）ものとする。

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

＊ 条例で定めたものが、鳥取市事務分掌条例です。

（情報の公開及び提供）

第19条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。

2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。

【解説】

この条では、市が保有するまちづくりに関する情報の公開(※1)と提供について規定しています。

情報の公開及び提供は、第7条第2号に規定する市民の市が保有する情報を知る権利を事実上保障するとともに、同条第1号の市民のまちづくりに参画・協働する権利を行使する上での前提条件となるものです。

本市では、「鳥取市情報公開条例」（平成11年3月制定）に基づき、市民からの行政文書の開示請求に対応していますが、これを本条例の中に明確に位置づけるものです。

第1項では、市は自らが保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するだけでなく、市民にわかりやすく提供することとしています。市は、情報公開が参画と協働のまちづくりの推進に重要な制度であることの認識に立ち、市民が活用しやすいように情報を提供する必要があります。そのためにも、可能な限り地区を単位としてのまちづくりに必要な情報の積極的な作成及び公表に努めることとするものです。

第2項では、市は市民からの情報公開の請求に対して、適切に応じることとしています。これは、市が保有する情報は市民との共有財産であり、市には情報の適切な管理と発信を市民から委ねられていることを明確にするものです。

第3項では、情報公開に関する手続などについては、「鳥取市情報公開条例」に定めることとしています。

【参考】

(※1) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（通称「情報公開法」）では、市の情報公開に関する施策の策定と実施について規定されています。

情報公開法第25条（地方公共団体の情報公開）

地方公共団体は、この法律の趣旨の通り、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

（個人情報の保護）

第20条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報を適正に保護しなければなりません。

2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定めます。

【解説】

この条では、市が保有する個人情報の保護について規定しています。

情報の公開、提供は、参画と協働のまちづくりの推進に欠かせないものですが、個人の権利と利益に関する情報が厳重に保護されていることが前提となります。

第1項では、市は、市民の個人の権利や利益が侵害されることのないよう、自らが保有する個人情報を適正に保護(※1)することとしています。これは、第7条第2号の市民の市が保有する情報を知る権利と相反するようですが、適正な個人情報の保護が前提になれば、結局、情報の共有、公開や提供も進まないという観点から定めています。

第2項では、個人情報の保護に関する基本的な事項などについては、「**個人情報の保護に関する法律**」（平成15年法律第57号）で定められていますが、同法で市が条例で定めることを委任又は許容する規定があるものに限り、「**鳥取市個人情報の保護に関する法律施行条例**」及び「**鳥取市個人情報の保護に関する法律施行細則**」に定めることとしています。

なお、「**個人情報の保護に関する法律**」では市が保有する個人情報の利用及び提供について、本人の同意を得ているときや、本人以外に提供することが明らかに本人の利益になるときなどは、参画と協働のまちづくりを積極的に推進し、公益活動等を行う民間の奉仕者の円滑な活動の推進を図るという観点から、必要最小限の個人情報の提供、共有も可能な場合がある(※2)としています。

【参考】

(※1) 個人情報の保護に関する法律（通称「個人情報保護法」）では、市の個人情報の適正な取扱いについて規定されています。

個人情報保護法第12条（地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護）

地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2（省略）

(※2) **個人情報の保護に関する法律**では、利用目的以外の目的のために**行政機関等**が保有する個人情報を自ら利用し、又は提供することができる場合について規定されています。

個人情報の保護に関する法律第69条（利用及び提供の制限）

行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

（行政手続）

第21条 市は、行政手続における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に努めます。

2 市は、法令等に基づく不利益処分の基準及び申請に対する審査基準を定め、公表しなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、行政手続に関し必要な事項は、別に定めます。

【解説】

この条では、処分、行政指導及び届出に関する手続（行政手続）について規定しています。

行政手続に関する基準をあらかじめ市民に明らかにすることは、情報公開制度や個人情報保護制度と同様、市政の透明性を確保する上で大切なことです。

本市は、「行政手続法」及び「鳥取市行政手続条例」（平成7年12月制定）に基づき、行政手続に関する取扱いを行っていますが、これを本条例の中に明確に位置づけるものです。

第1項では、市は、市政運営における処分や行政指導、届出に関する手続について、公正の確保と透明性の向上を図り(※1)、市民の権利や利益の保護に努めることを基本的な考え方としています。

第2項では、市は、第1項の基本的な考え方を実行するため、法令などに基づく義務の賦課、権利の制限など不利益となる処分の基準、許認可などの申請に対する審査の基準を定め、市民に公表(※2)することとしています。「行政手続法」及び「鳥取市行政手続条例」の規定中「行政庁」とは、処分権限を有する者又はその権限に属する事務を委任された者をいいます。そのため、広い意味でこの基準を定め、公表する機関には、執行機関のみでなく、議会も含まれます。

第3項では、第1項及び第2項に定める事項のほか、具体的な事項については「鳥取市行政手続条例」に定めることとしています。

【参考】

(※1) 行政手続法では、市の行政運営における公正の確保と透明性の向上について規定されています。

行政手続法第46条（地方公共団体の措置）

地方公共団体は、第3条第3項において第2章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(※2) 鳥取市行政手続条例では、申請に対する審査基準及び不利益処分の基準の策定と公表について規定されています。

鳥取市行政手続条例第5条（審査基準）

行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

鳥取市行政手続条例第12条（処分の基準）

行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

（行政評価）

第22条 執行機関は、総合計画に基づく施策等について、中立かつ公正な基準のもと、行政評価を行うとともに、必要に応じて外部評価を取り入れます。

2 執行機関は、前項の規定による行政評価の結果を公表します。

【解説】

この条では、総合計画に基づく施策などについて指標などに照らし合わせ、その成果や達成度、市民の満足度などを判定し、施策などに反映させる行政評価について規定しています。

行政評価は、成果重視の目的志向型の市政運営への転換、総合計画に基づく施策などの着実な推進、限られた財源の有効活用、情報の共有化、市民への説明責任を果たすなど、市政運営全般に関わる重要な制度です。

本市では、「鳥取市行政評価実施要綱」（平成15年6月策定）に基づき、市の政策、施策及び事業について行政評価を実施していますが、これを本条例の中に明確に位置づけるものです。

第1項では、施策などを正確に評価する場合、中立・公正で客観的な視点が必要となります。執行機関は、第15条の総合計画に基づく施策などについて、中立かつ公正な基準で行政評価を行うとともに、市民など外部からの評価を受けることとしています。

第2項では、執行機関は、評価の結果を市民に公表し、市政の透明性の確保と市民の視点による成果重視の市政運営への転換を図るものです。

（附属機関等の委員の選任）

第23条 執行機関は、審議会、審査会、調査会等の委員（以下「委員」といいます。）を選任する場合は、その全部又は一部の委員について、公募により選任します。ただし、法令等の定めによる場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

【解説】

この条では、市の政策決定に大きな役割を果たしている審議会、審査会、調査会等（以下、「審議会等」といいます。）（※1）などの委員の選任について規定しています。

本市は、「審議会等の設置・運営等に関する基準」及び「審議会等の委員の公募実施要領」（共に平成12年4月策定）に基づき、審議会等の公募委員の選任を行っていますが、これを本条例の中に明確に位置づけるものです。

本来、審議会等は、その設置目的が執行機関の要請に応じて審議、審査又は調査などを行うものであるため、委員の専門性が求められます。しかし、審議会等での審議内容などが、市政の決定過程において重要な役割を果たしていることから、市民の意見を反映した市政の展開を図るため、委員の全部又は一部を公募により選任することとしています。

本市では、第11次鳥取市総合計画に基づき、審議会等における女性委員の選任割合が、令和7年度末までに40%を超えるよう、女性委員の積極的な選任に努めるものとしています。また、公募を実施する際の選任割合は、20%を超えることを目標としています。

このことにより、市民の市政への参画機会を保障するとともに、市政の透明性の向上、公正の確保などが図られ、より開かれた市政を推進することができます。

ただし、法令などで委員構成が限定されていたり、議事内容に非公開情報が含まれるなどの理由により、公募による委員の選任が適当ではない場合は、この限りではないとしています。

【参考】

（※1） 地方自治法では、執行機関の審議会等の設置について規定されています。

地方自治法第138条の4（委員会・委員の設置）

1及び2 （省略）

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（説明責任）

第24条 執行機関は、政策の立案から実施、評価までの各過程において、その経緯、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。

【解説】

この条では、執行機関の市民への市政に関する説明責任について規定しています。

説明責任は、市民の参画・協働を進める上で前提となるものです。

執行機関は、その職責が市民の負託に基づくものであることを認識し、政策の実施に当たっては、市民に説明する責任を有することはもちろんのこと、政策形成過程における透明性を確保するため、政策の立案から実施、評価に至る各段階において、施策、事業などの必要性を市民に理解していただくよう、わかりやすく説明することとしています。

また、限られた行財政資源を有効に活用するためには、「選択と集中」の視点から施策などの重点化を図っていく必要があります。そうした意味からも市民が市の施策などを総合的に判断できるよう、施策などの効果や課題なども説明していくことが求められます。

第7章 危機管理

第25条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害その他の不測の事態（以下「災害等」といいます。）から守るため、災害等に強い都市構造の整備並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。

2 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めるとともに、その対応に当たっては、市民と連携を図ります。

3 市民は、**日頃から災害等の発生に備えるとともに**、災害等の発生時に自らの安全を**確保し**、地域において相互に助け合える**関係の構築**に努めます。

【解説】

この条では、本市の危機管理についての基本的な考え方について規定しています。

近年国内で発生した災害等を教訓に、市民の安全・安心な暮らしを守るため、自然災害等の不測の事態に備えて、自治体における危機管理体制を充実強化することが求められています。

本市においてもその姿勢をより明確にするため、本条例の中に位置付けるものです。

第1項では、市が、市民とともに、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるという防災の目的を達成することに努めることとしています。

第2項では、市長が、災害時に的確に対応するための危機管理体制等を整備し、市民と連携を図りながら市民生活の安全確保（公助）に努めることとしています。

第3項では、**市民自らが、防災用品の準備や避難方法の確認など災害等の発生に備える（自助）とともに、災害等の発生時に、自らの安全を確保した上で、地域において互いに助け合えるよう、日頃から住民同士の顔の見える関係づくりや体制づくり（共助）に努めることとしています。**

ここでいう「災害等」とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす自然災害、事件、事故（大規模火災・武力攻撃事態・テロ（※1）等）及び市民生活に重大な被害を及ぼす事案（感染症・環境汚染・大規模食中毒・公共施設での事件、事故・異常湧水等）を指しています。

【参考】

（※1）

武力攻撃事態及びテロ等とは、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づくものです。

第8章 市民意思の表明及び尊重

（意見等への対応）

第26条 執行機関は、市民からの意見、要望、苦情、相談等（以下「意見等」といいます。）に対して、迅速かつ的確に対応します。

2 執行機関は、寄せられた意見等について、その事実関係等を調査し、適切な対策を講ずるとともに、施策等の改善に反映させるよう努めます。

【解説】

この条では、執行機関の市民から寄せられた意見、要望、苦情、相談等（以下、「意見等」といいます。）への対応について規定しています。

市民からの意見等に対する執行機関の対応は、市民と執行機関との信頼関係に大きく影響します。

執行機関の意見等への対応を本条例の中で明確にすることにより、職員一人ひとりに意見等への対応についての考え方を意識づけようとするものです。

第1項では、執行機関は、市民から意見等が寄せられた際は、迅速かつ的確に対応することとしています。市民からの意見等に迅速に対応するとともに、その処理結果や理由などを速やかに回答することにより、市民との情報共有と信頼関係の構築が図られます。

第2項では、執行機関は、市民からの意見等の事実関係を調査し、適切に対応することにより、市政の改善に活かしていくよう努めることとしています。市民からの意見等への適切な対応と施策などの改善により、市民が主役の市政が推進されます。

ただし、市民からの意見等の中には、個別利益につながるものも含まれるため、執行機関においては全体の奉仕者として公正な判断のもとでの対応が前提となります。

（市民政策コメント）

第27条 執行機関は、市民生活に重大な影響を及ぼす計画等の策定及び改定並びに条例等の制定及び改廃を行う場合は、当該事項に関する情報を市民に提供し、意見を求めます。ただし、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

2 執行機関は、前項に規定する意見に対する市の考え方を公表します。

3 前2項に定めるもののほか、意見の聴取に関し必要な事項は、別に定めます。

【解説】

この条では、重要な政策や計画などを作成するに当たって、事前に市民の意見を求める市民政策コメントについて規定しています。

市民政策コメントは、市民の市政への参画の推進や政策形成過程における公正性と透明性の向上を図る制度であり、幅広い市民の市政への参加が期待できるとともに、市政情報の共有化が図られます。

本市は、「市民政策コメント実施要綱」（平成13年1月策定）に基づき市民政策コメントを実施していますが、これを本条例の中に明確に位置づけるものです。

第1項では、執行機関は、市民に義務を課す条例の制定や総合計画の策定など、市民生活に重大な影響を及ぼす施策などの策定、改廃などの際には、その内容などの情報を市民に公表し、意見を求めることとしています。

ただし、災害発生時など緊急に対応する必要があるため、本制度の実施が困難な場合や、法令などに定める金額及び率などに基づいて行う課税徴収事務などは、本制度の適用外としています。

第2項では、執行機関は一方的に市民から意見を求めるだけでなく、その意見に対する執行機関としての考え方を公表することにより、重要施策の決定過程について市民への説明責任を果たすこととしています。

第3項では、制度の手続などに関する具体的な事項については、「市民政策コメント実施要綱」に定めることとしています。

（住民投票）

第28条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住

民投票の実施に必要な事項を定めます。

3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。

【解説】

この条では、間接民主制度を補完し、市民の意向を把握する住民投票について規定しています。

住民投票は、市民が主役の自治を充実させる制度として位置づけています。

第1項では、市は、市政の特に重要な事項について住民投票を実施することができるとしています。

この住民投票は、市民（地方自治法第74条に規定する選挙権を有する者）の請求、議会及び市長のそれぞれの発議(※1)により実施することができます。

また、「市政の特に重要な事項」には様々な事案が想定されるため、その事案に最も適した投票者の範囲や成立要件などを盛り込んだ「〇〇に関する市民投票条例」を、議会の審議を経て定め実施する、いわゆる「非常設型」(※2)の住民投票を規定しています。住民投票については、少数意見の取扱いに慎重を期することや、実施に当たっては多くの費用が必要とされるなど、様々な検討すべき点があります。

第2項では、第1項に規定する条例については、投票に付すべき事項、投票の手続など必要な事項を定めることとしています。

第3項では、市は住民投票の結果を尊重することとしています。住民投票の結果には法的な拘束力はありませんが、この制度が間接民主制度を補完するものであることを明確にするため、市はその結果を十分に考慮することとしています。

【参考】

(※1) 本市の議員、市長の選挙権を有する市民は、地方自治法に規定されている条例制定の直接請求に基づき、住民投票を請求することができます。

地方自治法第74条（条例の制定又は改廃の請求とその処置）

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

間接民主制度を補完し、住民自治の理想を実現するために、地方自治法や他の法律によって住民が直接意思を表明できる直接請求制度が認められています。

種 類	必要な署名数	関係法令
条例の制定・改廃	50分の1以上	地方自治法第74条
監査	50分の1以上	地方自治法第75条
議会の解散	3分の1以上	地方自治法第76条
議員の解職	3分の1以上	地方自治法第80条
長の解職	3分の1以上	地方自治法第81条
主要公務員の解職	3分の1以上	地方自治法第86条
教育委員会の委員の解職	3分の1以上	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条
市町村合併協議会の設置	50分の1以上	市町村の合併の特例等に関する法律第4条
	市町村合併協議会設置協議について議会が否決し、すべての合併対象市町村の議会で可決された場合 6分の1以上	

また、議会及び市長は、地方自治法に規定される議会への議案の提出権に基づき住民投票を発議することとなります。

地方自治法第109条（委員会）

1～5 （省略）

6 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

地方自治法第112条（議員の議案提出権）

普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。

地方自治法第149条（担当事務）

普通地方公共団体の長は、概ね次に掲げる事務を担当する。

（1）普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

（※2）住民投票には、「非常設型」と「常設型」があります。

○非常設型 … 住民の賛否を問おうとする事案ごとに、実施に必要な住民投票条例をその都度制定する。

○常設型 … 投票資格、投票方法、成立要件など、住民投票の実施に必要な諸事項をあらかじめ住民投票条例として定めておき、請求要件などを満たせばいつでも実施できる。

【住民投票請求の手続の例】

①請求代表者証明書の交付申請 [請求代表者→市長]

↓ 請求代表者証明書交付申請書に請求書、条例案を添付

②選挙人名簿登録の有無の照会 [市長→選挙管理委員会]

↓ 請求代表者が選挙人名簿に登録されているかの確認

③請求代表者証明書の交付 [市長→請求代表者]

↓ 請求資格者の総数の50分の1の数を告示

④署名の収集 [請求代表者]

↓

⑤署名簿の提出 [請求代表者→選挙管理委員会]

↓

⑥署名簿の審査・証明 [選挙管理委員会]

↓ 署名総数、有効署名数、無効署名数の決定・証明・告示

⑦署名簿の縦覧、異議申出・決定 [選挙管理委員会]

↓ 署名総数、有効署名数、無効署名数の告示

⑧署名簿の返付 [選挙管理委員会→請求代表者]

↓ 署名簿に署名総数、有効署名数、無効署名数を記載

⑨住民投票の請求 [請求代表者→市長]

↓ 請求書に署名簿、請求資格者の50分の1以上の有効署名があることの証明書添付

⑩署名簿の審査、請求受理・不受理の決定 [市長]

↓ 署名数などを審査。請求受理の場合は請求代表者に通知し、告示

⑪議会の招集、付議 [市長→議会]

↓ 意見を付して議会へ付議

⑫住民投票請求の審議、議決 [議会]

↓

⑬審議結果の通知 [市長→請求代表者]

第9章 国及び自治体等との連携及び協力

第29条 市は、国及び県と対等であり、かつ、協力関係であることを踏まえ、相互に連携を図るとともに、市民全体の利益のために自治の確立に努めます。

2 市は、広域的な視点に立ち、他の市町村及び関係機関と共通する課題について、積極的に連携及び協力を図り、その解決に努めます。

【解説】

この条では、市が自治を行う上での国や他の自治体などとの関係について規定しています。

社会情勢の変化や市民の行政ニーズの多様化、政策課題の広域化などで、一自治体では対応が困難な行政課題が増加しています。平成30年4月には中核市移行に伴い、近隣自治体と共に「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」を形成し、緊密に連携しながら持続可能で魅力ある圏域の発展に取り組んでいます。

第1項では、平成12年の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（通称「地方分権一括法」）の施行により、国と自治体は対等であることが明確にされたことを踏まえ、市は国及び県との対等・協力関係のもと、相互に連携し、自治の確立に努めることとしています。

第2項では、市は、圏域の自治体や大学などの関係機関と積極的に情報の共有を図り、互いの自主性を尊重しながら連携し、共通課題の解決に努めることとしています。

第10章 市民自治推進委員会

第30条 市に、市長の附属機関として、市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

2 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。

3 委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。

【解説】

この条では、参画と協働のまちづくりに重要な役割を担う市民自治推進委員会について規定しています。

本条例は、制定することに意味があるのではなく、制定をスタートラインとして、また本市のまちづくりの基本ルールとして、常に市民に活用されつづける条例に育てていく必要があります。

そのためには、本条例の根幹を成す参画・協働をより一層推進していくことが重要です。

第1項では、市民自治推進委員会は、地方自治法第138条の4第3項(※1)の規定に基づく市長の附属機関として設置することとしています。

第2項では、委員会は、本市の参画と協働のまちづくりを一層推進するために必要な調査や審議を行います。また、市長の諮問に応じて、本条例の適切な運用や見直しに関することを審議します。

これらの結果を市長に述べたり、答申するとともに、市民に公表することにより、参画・協働の視点での施策などの改善や市民意識の高揚を図ることとしています。

第3項では、委員会の構成や委員の選出などについては、別に定めることとしています。

【参考】

(※1) 地方自治法では、執行機関の附属機関としての委員会・委員の設置について規定されています。

地方自治法第138条の4（委員会・委員の設置）

1 及び 2 （省略）

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治

鳥取市自治基本条例解説書（素案）

紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 1 1 章 条例の見直し

- 第 3 1 条** 市長は、この条例の施行の日から 4 年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討します。
- 2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。
- 3 市長は、第 1 項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。

【解説】

この条では、本条例が本市のまちづくりの基本ルールとしてふさわしいかどうかなどを検討する、条例の見直しについて規定しています。

本条例が本市のまちづくりの基本ルールとして、その役割を十分に果たすよう、随時、条例の見直しや改善を行うことは当然のことですが、これを明確にすることで、定期的な見直しなどの実施を担保するものです。

第 1 項では、本条例の施行後、4 年を超えない期間ごとに、本条例が社会情勢に適合し、機能しているかどうかを検討することとしています。

検討期間を 4 年としたのは、議員や市長の任期(※1)を考慮したものであり、それぞれが自らの在任期間中に必ず見直しが必要かどうかを検討することにより、本条例を見守るとともに、形骸化を防止しようとするものです。

第 2 項では、市長は第 1 項の検討により、本条例の見直しが必要な場合は、市政が停滞することのないよう、速やかに必要な措置を講じることとしています。

第 3 項では、本条例は市民が中心となり、市民、議会及び行政の三者協働によって制定されたものであるため、本条例の検討及び見直しなどを行う際も、市民の意見を反映させるよう措置することとしています。

【参考】

(※ 1) 地方自治法では、議員と市長の任期が定められています。

地方自治法第 9 3 条（議員の任期）

普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4 年とする。

地方自治法第 1 4 0 条（長の任期）

普通地方公共団体の長の任期は、4 年とする。

附則

附 則

この条例は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行します。

附 則（平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日条例第 5 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行します。

（鳥取市市民自治推進委員会条例の一部改正）

- 2 鳥取市市民自治推進委員会条例（平成 2 0 年鳥取市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正します。
（次のよう略）

附 則（令和 3 年 3 月 2 5 日条例第 1 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。

附 則（令和 7 年 6 月 3 0 日条例第 3 2 号）
この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行します。

【解説】

本条例は、本市のまちづくりの基本ルールを定める条例なので、制定されることだけが目的ではなく、制定をスタートラインとして市民に十分浸透し、まちづくりの指針として有効に活用されることで初めて生きた条例となります。これにより、「市民が主役の協働のまちづくり」が一層推進されるとともに、計画的・体系的で透明性の高い行政運営が行われ、本市が持続的に発展していくものと考えています。条例は順次見直しを行っており、平成 2 6 年 4 月と令和 3 年 4 月、令和 7 年 7 月に改正施行しています。

素 案	現 行
鳥取市自治基本条例 目次 前文 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条） 第 2 章 自治の基本理念（第 4 条） 第 3 章 自治の基本原則（第 5 条・第 6 条） 第 4 章 自治を担う主体の責務等 第 1 節 市民（第 7 条・第 8 条・<u>第 9 条</u>） 第 2 節 議会（<u>第 1 0 条・第 1 1 条</u>） 第 3 節 市長及び市の職員（<u>第 1 2 条・第 1 3 条</u>） 第 5 章 コミュニティ（<u>第 1 4 条</u>） 第 6 章 市政運営（<u>第 1 5 条－第 2 4 条</u>） 第 7 章 危機管理（<u>第 2 5 条</u>） 第 8 章 市民意思の表明及び尊重（<u>第 2 6 条－第 2 8 条</u>） 第 9 章 国及び自治体等との連携及び協力（<u>第 2 9 条</u>） 第 1 0 章 市民自治推進委員会（<u>第 3 0 条</u>） 第 1 1 章 条例の見直し（<u>第 3 1 条</u>） 附則 前文 鳥取市は、唱歌「故郷（ふるさと）」の情景をほうふつとさせる緑豊かな自然、千代川の清流や鳥取砂丘を代表とする美しい景観に恵まれています。 その中で先人たちは、山の幸、海の幸など自然からの豊かな恵みを受けながら古代より因幡の国の歴史や多彩な伝統文化をはぐくんできました。 そして、幾たびかの自然災害にも英知と不屈の精神を持って乗り越えて、今日まで生活を営んできました。 私たちは、先人から受け継いだ幾多のかけがえのない財産に感謝しながら、将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長し、心豊かに暮らせるまちをつくり、次世代に引き継いでいかなければなりません。 そのためには、今地域が抱える課題について、私たち一人ひとりが自ら考え、互いに助け合い、責任を持って行動する取組が必要です。 このような認識のもと、私たちは、鳥取市民としての誇りを持ち、自らも自治の主体であることを自覚し、コミュニティを守り育てながら、協働して地域の課題解決に向けて努力する決意をしました。 ここに、私たちは、自治の基本理念を確立し、個人の尊厳と自由が尊重され、豊かな地域社会を創造するため、この条例を制定します。 【解説】	鳥取市自治基本条例 目次 前文 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条） 第 2 章 自治の基本理念（第 4 条） 第 3 章 自治の基本原則（第 5 条・第 6 条） 第 4 章 自治を担う主体の責務等 第 1 節 市民（第 7 条・第 8 条） 第 2 節 議会（<u>第 9 条・第 1 0 条</u>） 第 3 節 市長及び市の職員（<u>第 1 1 条・第 1 2 条</u>） 第 5 章 コミュニティ（<u>第 1 3 条</u>） 第 6 章 市政運営（<u>第 1 4 条－第 2 3 条</u>） 第 7 章 危機管理（<u>第 2 4 条</u>） 第 8 章 市民意思の表明及び尊重（<u>第 2 5 条－第 2 7 条</u>） 第 9 章 国及び自治体等との連携及び協力（<u>第 2 8 条</u>） 第 1 0 章 市民自治推進委員会（<u>第 2 9 条</u>） 第 1 1 章 条例の見直し（<u>第 3 0 条</u>） 附則 前文 鳥取市は、唱歌「故郷（ふるさと）」の情景をほうふつとさせる緑豊かな自然、千代川の清流や鳥取砂丘を代表とする美しい景観に恵まれています。 その中で先人たちは、山の幸、海の幸など自然からの豊かな恵みを受けながら古代より因幡の国の歴史や多彩な伝統文化をはぐくんできました。 そして、幾たびかの自然災害にも英知と不屈の精神を持って乗り越えて、今日まで生活を営んできました。 私たちは、先人から受け継いだ幾多のかけがえのない財産に感謝しながら、将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長し、心豊かに暮らせるまちをつくり、次世代に引き継いでいかなければなりません。 そのためには、今地域が抱える課題について、私たち一人ひとりが自ら考え、互いに助け合い、責任を持って行動する取組が必要です。 このような認識のもと、私たちは、鳥取市民としての誇りを持ち、自らも自治の主体であることを自覚し、コミュニティを守り育てながら、協働して地域の課題解決に向けて努力する決意をしました。 ここに、私たちは、自治の基本理念を確立し、個人の尊厳と自由が尊重され、豊かな地域社会を創造するため、この条例を制定します。 【解説】

ここでは、条例制定の趣旨やまちづくりに対する基本的な考え方、決意などを明確にしています。前文は、本条例全般にわたっての解釈や運用のよりどころとなるものです。 ここでいう「私たち」とは、自治の主体である「市民」と「市」を表しており、この前文は、市民と市の協働によって自治を行うことを決意表明するものです。 本市は、豊かな自然、因幡地方特有の歴史、文化など、全国に誇れる貴重な有形・無形の財産を有しています。そして、市民の粘り強い努力により、たび重なる自然災害などの逆境を乗り越え、発展してきました。 また、平成１６年１１月に周辺８町村との合併に伴い特例市(※1)となり、平成３０年４月には中核市(※2)へ移行するとともに、因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏(※3)を形成し、圏域の中心を担う都市として新たな歴史をつくっています。 鳥取市が将来にわたって持続的に発展していくためには、全市が一体となり、自治を担う「市民」と「市」がそれぞれの特性を生かしながら協働してまちづくりを行うことが必要です。本条例を本市のまちづくりの基本ルールとし、「市民」と「市」が自ら自治の主体であることを自覚しながら、それぞれの役割を果たすことにより、市民一人ひとりが大切にされる豊かな地域社会を創造することとしています。 【参考】	ここでは、条例制定の趣旨やまちづくりに対する基本的な考え方、決意などを明確にしています。前文は、本条例全般にわたっての解釈や運用のよりどころとなるものです。 ここでいう「私たち」とは、自治(※1)の主体である「市民」と「市」を表しており、この前文は、市民と市の協働によって自治を行うことを決意表明するものです。 本市は、豊かな自然、因幡地方特有の歴史、文化など、全国に誇れる貴重な有形・無形の財産を有しています。そして、市民の粘り強い努力により、たび重なる自然災害などの逆境を乗り越え、発展してきました。 また、平成１６年１１月に周辺８町村との合併に伴い特例市(※2)となり、平成３０年４月には中核市(※3)へ移行するとともに、因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏(※4)を形成し、圏域の中心を担う都市として新たな歴史をつくっています。 鳥取市が将来にわたって持続的に発展していくためには、全市が一体となり、自治を担う「市民」と「市」がそれぞれの特性を生かしながら協働してまちづくりを行うことが必要です。本条例を本市のまちづくりの基本ルールとし、「市民」と「市」が自ら自治の主体であることを自覚しながら、それぞれの役割を果たすことにより、市民一人ひとりが大切にされる豊かな地域社会を創造することとしています。 【参考】
(※１) 特例市とは、地方分権を目的とした地方自治法の改正により、新たに創設された都市制度であり、政令で指定する人口２０万人以上の都市をいいます。特例市となることにより、都道府県から生活環境を守るための騒音、悪臭、振動などを規制する権限、土地利用に関する開発行為の許可などの権限が移譲されるため、より一層の地域の実状に応じた行政サービスの提供や事務処理のスピードアップが図られます。 (※２) 中核市とは、都市の人口規模によって定められた日本の都市制度の１つで、地方分権を推進するため、政令指定都市に次ぐ人口規模の市へ都道府県の事務権限を移譲することで、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにした制度です。 (※３) 鳥取市は、平成３０年４月の中核市移行に伴い、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、及び兵庫県新温泉町とともに、「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」を形成し、地域資源を活用した地域経済の拡大や高度な医療サービスの提供、観光ネットワークの構築、交流人口の拡大等を進めてきています。さらに、令和２年３月には本圏域に兵庫県香美町が加わり、１市６町の連携により人口減少・少子高齢社会においても持続可能で魅力ある圏域の発展に取り組んでいます。	(※１) 自治とは、自分たちのことは自分たちの責任において決めて行うことをいいます。つまり、地方自治とは、地域の運営については、国の関与によらず、市民の意思に基づき主体的に行うということです。日本国憲法第９２条においても、自治体の組織や運営については、「地方自治の本旨」に基づいて行われることとされています。この「地方自治の本旨」とは一般的に、地方における行政をその自治体の住民の意思と責任に基づいて行う「住民自治」と、国から独立した地方自治体として自らの権限と責任に基づいて地域の行政を行う「団体自治」の２つの要素からなると言われています。この２つは、しばしば車の両輪に例えられ、一方の実現のためには他方の拡充が求められるという相補う関係にあります。 (※２) 特例市とは、地方分権を目的とした地方自治法の改正により、新たに創設された都市制度であり、政令で指定する人口２０万人以上の都市をいいます。特例市となることにより、都道府県から生活環境を守るための騒音、悪臭、振動などを規制する権限、土地利用に関する開発行為の許可などの権限が移譲されるため、より一層の地域の実状に応じた行政サービスの提供や事務処理のスピードアップが図られます。 (※３) 中核市とは、都市の人口規模によって定められた日本の都市制度の１つで、地方分権を推進するため、政令指定都市に次ぐ人口規模の市へ都道府県の事務権限を移譲することで、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにした制度です。 (※４) 鳥取市は、平成３０年４月の中核市移行に伴い、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、及び兵庫県新温泉町とともに、「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」を形成し、地域資源を活用した地域経済の拡大や高度な医療サービスの提供、観光ネットワークの構築、交流人口の拡大等を進めてきています。さらに、令和２年３月には本圏域に兵庫県香美町が加わり、１市６町の連携により人口減少・少子高齢社会においても持続可能で魅力ある圏域の発展に取り組んでいます。

第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この条例は、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、もって将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的とします。 【解説】 この条では、本条例に定める基本的事項や条例制定の目的を規定しています。 本条例を制定する目的については、前文にも明記されていますが、一見して本条例の趣旨や内容などを具体的かつ容易に理解できるよう、改めて規定しています。 本条例は、本市の自治を行う上での基本的な考え方や各主体の役割などを明確にし、参画と協働のまちづくりを進め、豊かな地域社会を実現するために制定することとしています。 (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う個人若しくは団体（以下「事業者」といいます。）をいいます。 (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (3) 市 議会及び執行機関をいいます。 (4) 自治 市民及び市が主体となって、まちづくりを自ら考え進めていくことをいいます。 (5) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。 (6) 協働 市民及び市が、共通の目的のために、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。 (7) 地域活動団体 市内の一定の地域を基盤とした市民によって構成され、地域の課題の解決及び相互の連携を図るための公益性を有する活動を行う自治会、まちづくり協議会及びその他の組織をいいます。 (8) 非営利活動団体 共同体意識を基盤としたつながりのもとで形成され、公益性を有する活動を行う組織をいいます。 【解説】 この条では、本条例の中で使用する用語のうち、共通認識をしておく必要がある自治に関する重要なキーワードについての意義を規定しています。 (1) 市民 市民とは、鳥取市内に住所を有する人「住民」(※1)のほか、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する人、市内において様々な事業や活動を行っている個人若しくは団体をいいます。これは、本市に	第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この条例は、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、もって将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的とします。 【解説】 この条では、本条例に定める基本的事項や条例制定の目的を規定しています。 本条例を制定する目的については、前文にも明記されていますが、一見して本条例の趣旨や内容などを具体的かつ容易に理解できるよう、改めて規定しています。 本条例は、本市の自治を行う上での基本的な考え方や各主体の役割などを明確にし、参画と協働のまちづくりを進め、豊かな地域社会を実現するために制定することとしています。 (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体 (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (3) 市 議会及び執行機関をいいます。 (4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。 (5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。 (6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。 【解説】 この条では、本条例の中で使用する用語のうち、共通認識をしておく必要がある自治に関する重要なキーワードについての意義を規定しています。 (1) 市民 市民とは、鳥取市内に住所を有する人「住民」(※1)のほか、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する人、市内において様々な事業や活動を行っている団体をいいます。これは、本市には、住む人や働
--	---

は、住む人や働く人、学ぶ人など、様々な人が生活しており、地域が抱える多様な課題を解決していくためには、住民だけでなく、本市に生活する幅広い人たちが協力し合ってまちづくりに取り組むことが重要であるとの認識に基づくものです。 また、本条例では、個人で事業活動を行う者と事業活動を行う団体（法人を含む）を「事業者」としています。市内で活動する事業者による社会貢献活動や地域活動への参画が、まちづくりに大きな影響を与えることから、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会と協調していくことが求められています。 （２）執行機関 執行機関とは、「市長」及び<u>地方自治法第１８０条の５第１項及び同条第３項(※2)</u>の規定により設置が義務づけられている「委員会」及び「委員」をいいます。 （３）市 市とは、市民の負託に基づき、団体自治を担う「議会」と「執行機関」をいいます。通常、「市」という場合には、行政区分としての「鳥取市」そのものを指す場合や執行機関のみを指す場合があります。本条例では、用語の定義を明確にするため、「議会」と「執行機関」を合わせた「地方公共団体」を「市」とし、行政区分としての「鳥取市」を「本市」としています。 （４）自治 自治とは、市民及び市が、自らの責任において、まちづくりを考え進めていくことをいいます。 （５）参画 参画とは、市民が市政に参加するだけでなく、市の政策の形成から評価に至るあらゆる過程に、自らの意思で主体的に関わることをいいます。「参画」は、「参加」より行政活動への関与の度合いが強く、原則として責任のある役割を担う意味を持ちます。 （６）協働 協働とは、市民と市が、互いの活動や特性などを尊重し、共通の目的の達成に向けてそれぞれの役割や責務などを果たしながら、対等な立場で協力し合うことをいいます。 （７）地域活動団体 地域活動団体とは、自治会やまちづくり協議会などの市内の一定範囲の地域を基盤とした市民によって構成され、地域の課題の解決及び相互の連携を図るための<u>公益性を有する活動(※3)</u>を行う組織をいいます。 （８）非営利活動団体 非営利活動団体とは、NPO法人などの特定の活動テーマによる共同体意識を基盤としたつながりで形	く人、学ぶ人など、様々な人が生活しており、地域が抱える多様な課題を解決していくためには、住民だけでなく、本市に生活する幅広い人たちが協力し合ってまちづくりに取り組むことが重要であるとの認識に基づくものです。 また、市内を拠点として活動している事業者や団体も、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会と協調していくことが求められています。 （２）執行機関 執行機関とは、「市長」及び<u>地方自治法第１８０条の５第１項及び同条第３項(※2)</u>の規定により設置が義務づけられている「委員会」及び「委員」をいいます。 （３）市 市とは、市民の負託に基づき、団体自治を担う「議会」と「執行機関」をいいます。通常、「市」という場合には、行政区分としての「鳥取市」そのものを指す場合や執行機関のみを指す場合があります。本条例では、用語の定義を明確にするため、「議会」と「執行機関」を合わせた「地方公共団体」を「市」とし、行政区分としての「鳥取市」を「本市」としています。 （４）参画 参画とは、市民が市政に参加するだけでなく、市の政策の形成から評価に至るあらゆる過程に、自らの意思で主体的に関わることをいいます。「参画」は、「参加」より行政活動への関与の度合いが強く、原則として責任のある役割を担う意味を持ちます。 （５）協働 協働とは、市民と市が、互いの活動や特性などを尊重し、共通の目的の達成に向けてそれぞれの役割や責務などを果たしながら、対等な立場で協力し合うことをいいます。 （６）コミュニティ コミュニティとは、地域性や共通の活動目的などにより、信頼関係のもとに自主的につくられた組織のうち、その活動が公共の福祉につながるものをいいます。 コミュニティには、自治会などの地縁的な住民組織である「地域コミュニティ」と、NPO活動法人などの特定のテーマで活動する市民組織である「テーマコミュニティ」があります。本条例では、両者をまとめて「コミュニティ」として表しています。公益性を有する活動とは、営利を主たる目的とせず、不特定かつ多数の市民の利益の増進につながる活動をいいます。したがって、コミュニティには、宗教活動、政治活動及び暴力的不法行為などを行う組織は含まれません。
--	---

成され、公益性を有する活動を行う組織をいいます。 【参考】 (※１) 地方自治法では、住民の意義が規定されています。 地方自治法第１０条（住民の意義及び権利義務） 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。 ２ （省略） (※２) 地方自治法では、市町村に置かなければならない委員会・委員が規定されています。 地方自治法第１８０条の５（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等） 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、次の通りである。 （１）教育委員会 （２）選挙管理委員会 （３）人事委員会又は人事委員会を置かない地方公共団体にあっては公平委員会 （４）監査委員 ２ （省略） ３ 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、次の通りである。 （１）農業委員会 （２）固定資産評価審査委員会 ４～８ （省略） (※３) 公益性を有する活動とは、営利を主たる目的とせず、不特定かつ多数の市民の利益の増進につながる活動をいいます。したがって、地域活動団体と非営利活動団体には、宗教活動、政治活動及び暴力的不法行為などを行う組織は含まれません。 （条例の位置づけ） 第３条 この条例は、本市の自治の基本となる規範であり、市は、他の条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。 ２ 市民及び市は、この条例に定められた権利、役割及び責務を最大限に尊重します。 【解説】 この条では、本条例の性格や取扱いについて規定しています。 第１項では、本条例を本市の自治の基本となる<u>規範(※1)</u>として位置づけ、市は本条例の趣旨を尊重しながら、他の条例などの制定、改廃及び運用を行うこととしています。 第２項では、市民と市は、本条例をまちづくりの基本ルールとして共通認識し、定められたそれぞれの役割や責務などを果たしながらまちづくりを行うことを明確にしています。	【参考】 (※１) 地方自治法では、住民の意義が規定されています。 地方自治法第１０条（住民の意義及び権利義務） 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。 ２ （省略） (※２) 地方自治法では、市町村に置かなければならない委員会・委員が規定されています。 地方自治法第１８０条の５（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等） 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、次の通りである。 （１）教育委員会 （２）選挙管理委員会 （３）人事委員会又は人事委員会を置かない地方公共団体にあっては公平委員会 （４）監査委員 ２ （省略） ３ 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、次の通りである。 （１）農業委員会 （２）固定資産評価審査委員会 ４～８ （省略） （条例の位置づけ） 第３条 この条例は、本市の自治の基本となる規範であり、市は、他の条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。 ２ 市民及び市は、この条例に定められた権利、役割及び責務を最大限に尊重します。 【解説】 この条では、本条例の性格や取扱いについて規定しています。 第１項では、本条例を本市の自治の基本となる<u>規範(※1)</u>として位置づけ、市は本条例の趣旨を尊重しながら、他の条例などの制定、改廃及び運用を行うこととしています。 第２項では、市民と市は、本条例をまちづくりの基本ルールとして共通認識し、定められたそれぞれの役割や責務などを果たしながらまちづくりを行うことを明確にしています。
--	--

【参考】 (※１) 規範とは、行動や判断をする上での基準のことをいいます。 第２章 自治の基本理念 第４条 市民及び市が自治の主体であることを基本とします。 ２ 市民及び市は、たゆみない努力により、自治を維持します。 【解説】 この条では、本市の自治における基本的な考え方について規定しています。 地方分権時代に、本市において真の地方自治 (※1) を実現するためには、市民の意思に基づく自治運営の仕組みを確立し、自治の担い手である市民と市が、本条例に定めるそれぞれの役割や責務を果たしていくことが重要です。 このため、本市の自治の主体は市民と市であることを基本とし、両者が常に努力しあって自治を行うことを基本理念としています。 (※１) 地方自治とは、地域の運営については、国の関与によらず、市民の意思に基づき主体的に行うことをいいます。日本国憲法第９２条においても、自治体の組織や運営については、「地方自治の本旨」に基づいて行われることとされています。この「地方自治の本旨」とは一般的に、地方における行政をその自治体の住民の意思と責任に基づいて行う「住民自治」と、国から独立した地方自治体として自らの権限と責任に基づいて地域の行政を行う「団体自治」の２つの要素からなると言われています。この２つは、しばしば車の両輪に例えられ、一方の実現のためには他方の拡充が求められるという相補う関係にあります。 第３章 自治の基本原則 (参画及び協働の原則) 第５条 市民及び市は、自治の基本理念に基づき、相互理解と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを推進します。 ２ 市民は、自らの意思に基づき、それぞれの可能な範囲において、まちづくりに参画及び協働するものとします。 ３ 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、市政に関し、参画及び協働の機会を保障します。 ４ 市は、市民が参画及び協働しないことによって、不利益を受けることがないように配慮します。 【解説】 この条では、本市における参画と協働のまちづくりについての基本的な考え方や進め方を規定しています。 また、この条は、本条例に定める参画・協働に関する制度などの総則的な役割を果たすものです。 第１項では、市民と市は、参画・協働が市民の意思に基づく自治の基盤であることを認識しながら、互いの特性や役割などを理解し、信頼関係のもとに参画と協働のまちづくりを進めることとしています。 第２項では、市民のまちづくりへの参画や協働は強制されるものではなく、市民それぞれの実情によって様々なまちづくりへの関わり方があることを明確にしています。市民一人ひとりの意思や多様な関わり方を尊重し合うことによって、真の住民自治の推進が期待されます。	【参考】 (※１) 規範とは、行動や判断をする上での基準のことをいいます。 第２章 自治の基本理念 第４条 市民及び市が自治の主体であることを基本とします。 ２ 市民及び市は、たゆみない努力により、自治を維持します。 【解説】 この条では、本市の自治における基本的な考え方について規定しています。 地方分権時代に、本市において真の地方自治を実現するためには、市民の意思に基づく自治運営の仕組みを確立し、自治の担い手である市民と市が、本条例に定めるそれぞれの役割や責務を果たしていくことが重要です。 このため、本市の自治の主体は市民と市であることを基本とし、両者が常に努力しあって自治を行うことを基本理念としています。 (※１) 地方自治とは、地域の運営については、国の関与によらず、市民の意思に基づき主体的に行うことをいいます。日本国憲法第９２条においても、自治体の組織や運営については、「地方自治の本旨」に基づいて行われることとされています。この「地方自治の本旨」とは一般的に、地方における行政をその自治体の住民の意思と責任に基づいて行う「住民自治」と、国から独立した地方自治体として自らの権限と責任に基づいて地域の行政を行う「団体自治」の２つの要素からなると言われています。この２つは、しばしば車の両輪に例えられ、一方の実現のためには他方の拡充が求められるという相補う関係にあります。 第３章 自治の基本原則 (参画及び協働の原則) 第５条 市民及び市は、自治の基本理念に基づき、相互理解と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを推進します。 ２ 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、市政に関し、参画及び協働の機会を保障します。 ３ 市は、市民が参画及び協働しないことによって、不利益を受けることがないように配慮します。 【解説】 この条では、本市における参画と協働のまちづくりについての基本的な考え方や進め方を規定しています。 また、この条は、本条例に定める参画・協働に関する制度などの総則的な役割を果たすものです。 第１項では、市民と市は、参画・協働が市民の意思に基づく自治の基盤であることを認識しながら、互いの特性や役割などを理解し、信頼関係のもとに参画と協働のまちづくりを進めることとしています。
---	--

第3項では、市は、市民の自主的なまちづくり活動の促進と市民が市政に参画・協働できる機会を確保することとしています。

第4項では、参画・協働は、市民の自発的な意思に基づいて行われることが前提であるため、市は、参画・協働しないことを理由に市民が不利益を被らないように、また、市民に参画・協働を強いることのないよう配慮することとしています。

【参考】

本市では、「鳥取市市民活動の推進に関する条例」（平成15年3月制定）に基づき、市民参画及び市民活動の推進を図っています。具体的には、市民活動のための情報発信や団体間の交流を行うことなどを目的として、市民活動拠点「アクティブとっとり」を設置したり、ボランティア団体、NPO、その他市民活動団体への支援を行うなど、市民活動の一層の促進を図っています。

■「アクティブとっとり」登録団体数の推移（各年度3月31日現在）

年 度	H15	H20	H25	H30	R5	R6
団体数	74	140	179	159	143	158

(情報共有の原則)

第6条 市民及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報を積極的に共有します。

【解説】

この条では、市民と市がまちづくりに関する情報を共有することを規定しています。

情報の共有は、参画と協働のまちづくりを行うための前提となるものです。

市民相互、あるいは市民と市の互いが一方通行の情報発信ではなく、双方向の関係を築くことが重要です。市民と市は、それぞれが保有する情報を共通の財産として認識し、互いに積極的に提供、共有することとしています。特に、まちづくりに関する情報を多く保有する市は意識的かつ積極的な情報提供が求められます。

ただし、市民又は市が提供する情報は、参画と協働のまちづくりに関するものに限定しており、個人のプライバシーに関わるものについては、互いに慎重な取扱いが求められます。

第4章 自治を担う主体の責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第7条 市民は、人として尊重され、自由と平等の立場で、次に掲げる権利を有します。

(1) まちづくりに参画し、協働すること。

(2) 市が保有する情報を知ること。

(3) 行政サービスを受けること。

【解説】

この条では、本市の自治において、市民に保障されるべき権利を規定しています。

市民の自主的なまちづくり活動や市政への参画や市との協働は、本市の自治の土台となる重要なものです。

第2項では、市は、市民の自主的なまちづくり活動の促進と市民が市政に参画・協働できる機会を確保することとしています。

第3項では、参画・協働は、市民の自発的な意思に基づいて行われることが前提であるため、市は、参画・協働しないことを理由に市民が不利益を被らないように、また、市民に参画・協働を強いることのないよう配慮することとしています。

【参考】

本市では、「鳥取市市民活動の推進に関する条例」（平成15年3月制定）に基づき、市民参画及び市民活動の推進を図っています。具体的には、市民活動のための情報発信や団体間の交流を行うことなどを目的として、市民活動拠点「アクティブとっとり」を設置したり、ボランティア団体、NPO、その他市民活動団体への支援を行うなど、市民活動の一層の促進を図っています。

■「アクティブとっとり」登録団体数の推移（各年度3月31日現在）

年 度	H15	H20	H25	H30	R2
団体数	74	140	179	159	155

(情報共有の原則)

第6条 市民及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報を積極的に共有します。

【解説】

この条では、市民と市がまちづくりに関する情報を共有することを規定しています。

情報の共有は、参画と協働のまちづくりを行うための前提となるものです。

市民相互、あるいは市民と市の互いが一方通行の情報発信ではなく、双方向の関係を築くことが重要です。市民と市は、それぞれが保有する情報を共通の財産として認識し、互いに積極的に提供、共有することとしています。

ただし、市民又は市が提供する情報は、参画と協働のまちづくりに関するものに限定しており、個人のプライバシーに関わるものについては、互いに慎重な取扱いが求められます。

第4章 自治を担う主体の責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第7条 市民は、人として尊重され、自由と平等の立場で、次に掲げる権利を有します。

(1) まちづくりに参画し、協働すること。

(2) 市が保有する情報を知ること。

(3) 行政サービスを受けること。

【解説】

この条では、本市の自治において、市民に保障されるべき権利を規定しています。

市民の自主的なまちづくり活動や市政への参画や市との協働は、本市の自治の土台となる重要なものです。

市民が参画・協働するためには、市が保有する市政に関する情報を知ることが前提となります。 このことから、第１号及び第２号では、市民は、市政に関する情報を知り、まちづくりに関して意見を表明し、提案するとともに、自らの創意工夫による実践活動を行う権利を有することを明確にしています。 第３号では、行政サービスの提供は、自治の根幹となるものであり、<u>市民は等しく行政サービスの提供を受ける権利を有する(※1)</u>ことを明確にしています。ただし、行政サービスについては、それぞれの法令などで受けることのできる対象者が定められている場合があり、すべての市民がすべての行政サービスを無条件に等しく受けることができるという意味ではありません。 【参考】 (※１) 地方自治法では、住民は、行政サービスを受ける権利を有することが規定されています。 地方自治法第１０条（住民の意義及び権利義務） （省略） ２ 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。	市民が参画・協働するためには、市が保有する市政に関する情報を知ることが前提となります。 このことから、第１号及び第２号では、市民は、市政に関する情報を知り、まちづくりに関して意見を表明し、提案するとともに、自らの創意工夫による実践活動を行う権利を有することを明確にしています。 第３号では、行政サービスの提供は、自治の根幹となるものであり、<u>市民は等しく行政サービスの提供を受ける権利を有する(※1)</u>ことを明確にしています。ただし、行政サービスについては、それぞれの法令などで受けることのできる対象者が定められている場合があり、すべての市民がすべての行政サービスを無条件に等しく受けることができるという意味ではありません。 【参考】 (※１) 地方自治法では、住民は、行政サービスを受ける権利を有することが規定されています。 地方自治法第１０条（住民の意義及び権利義務） （省略） ２ 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。
（市民の責務） 第８条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。 （１）まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。 （２）行政サービスに伴う負担を分任すること。 【解説】 この条では、市民は、第７条に定める権利が保障されると同時に、自治における<u>責務(※1)</u>を有することについて規定しています。この規定内容は、第７条の市民の権利に対応させたものであり、<u>権利に伴う義務について規定(※2)</u>するものです。 第１号では、市民がまちづくりに参画・協働するに当たっては、自らも自治の主体であることを自覚し、責任ある発言と行動を行うこととしています。 第２号では、第７条第３号の行政サービスを受ける権利に対し、行政サービスに伴う負担を分任することとしており、<u>地方自治法第１０条で規定している住民の義務を含め(※3)</u>、包括的に規定しています。この「負担」は、納税や受益者負担（分担金、使用料、手数料など）などの経済的な負担に限定せず、美化・清掃作業や防犯パトロール、除雪活動など、市民が主体的に取り組む様々な地域活動も「負担」として幅広く捉えており、これらを市民全体で分かち合うこととしています。 【参考】 (※１)「責務」とは、一般的には「責任を伴う義務」として「義務」を包括する広い概念で使われます。法律においても、努力義務的な規定をする場合に多く用いられます。一方、義務は、人として当然しなければならないこと、従わなければならないことを意味し、強制力や拘束力を伴うもので、違反した場合には罰則、制裁が科せられる場合があります。この条の内容は、市民の主体的な意思によって保持されるものであり、「義務」では市民の主体性を阻害する恐れもあることから「責務」としています。	（市民の責務） 第８条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。 （１）まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。 （２）行政サービスに伴う負担を分任すること。 【解説】 この条では、市民は、第７条に定める権利が保障されると同時に、自治における<u>責務(※1)</u>を有することについて規定しています。この規定内容は、第７条の市民の権利に対応させたものであり、<u>権利に伴う義務について規定(※2)</u>するものです。 第１号では、市民がまちづくりに参画・協働するに当たっては、自らも自治の主体であることを自覚し、責任ある発言と行動を行うこととしています。 第２号では、第７条第３号の行政サービスを受ける権利に対し、行政サービスに伴う負担を分任することとしており、<u>地方自治法第１０条で規定している住民の義務を含め(※3)</u>、包括的に規定しています。この「負担」は、納税や受益者負担（分担金、使用料、手数料など）などの経済的な負担に限定せず、美化・清掃作業や防犯パトロール、除雪活動など、市民が主体的に取り組む様々な地域活動も「負担」として幅広く捉えており、これらを市民全体で分かち合うこととしています。 【参考】 (※１)「責務」とは、一般的には「責任を伴う義務」として「義務」を包括する広い概念で使われます。法律においても、努力義務的な規定をする場合に多く用いられます。一方、義務は、人として当然しなければならないこと、従わなければならないことを意味し、強制力や拘束力を伴うもので、違反した場合には罰則、制裁が科せられる場合があります。この条の内容は、市民の主体的な意思によって保持されるものであり、「義務」では市民の主体性を阻害する恐れもあることから「責務」としています。

(※2) 日本国憲法では、市民（国民）に保障されている権利について、その保持に関する義務が規定されています。 日本国憲法第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。 (※3) 地方自治法では、住民の権利義務が規定されています。 地方自治法第10条（住民の意義及び権利義務） （省略） 2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。	(※2) 日本国憲法では、市民（国民）に保障されている権利について、その保持に関する義務が規定されています。 日本国憲法第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。 (※3) 地方自治法では、住民の権利義務が規定されています。 地方自治法第10条（住民の意義及び権利義務） （省略） 2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。
（事業者の権利） 第9条 事業者は、地域社会に関わる多様な主体の一員として、市及び市民と協働し、まちづくりに参画することができます。 2 前項の場合において、事業者は、地域社会と協調し、地域の発展に寄与するよう留意するものとする。 【解説】 この条では、社会貢献・地域貢献を目的としたまちづくりへの参加が広がっている事業者の権利について規定しています。 事業者が有する専門技術や知識、ネットワーク、人材、資金等を活用した活動は、魅力あるまちづくりや地域課題の解決への大きな力となっています。一方で、企業活動は自由であり、事業者にまちづくりへの参画を強要することはできないため、権利として明記しています。 第1項では、事業者も地域社会を構成する一員としての立場を認識し、まちづくりへの参画に当たっては、市や市民と協働することとしています。 第2項では、地域社会と強調した上で、地域の発展に寄与することを念頭に置いてまちづくりに参画することとしています。	
第2節 議会 （議会の役割及び責務） 第10条 議会は、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政策の立案及び市政への提言を行います。 2 議会は、市民の意向が市政に反映されるよう、十分な審議を行うとともに、政策形成機能の充実のため、積極的に調査研究に努めます。 3 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を提供し、透明性が高く、開かれた運営に努めます。 【解説】 この条では、市民を代表する<u>議事機関</u>(※1)としての議会の自治に果たす役割や責務について規定しています。 地方分権の進展により、本市には、自己責任・自己決定による自立した市政運営が求められる中、市民を代	第2節 議会 （議会の役割及び責務） 第9条 議会は、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政策の立案及び市政への提言を行います。 2 議会は、市民の意向が市政に反映されるよう、十分な審議を行うとともに、政策形成機能の充実のため、積極的に調査研究に努めます。 3 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を提供し、透明性が高く、開かれた運営に努めます。 【解説】 この条では、市民を代表する<u>議事機関</u>(※1)としての議会の自治に果たす役割や責務について規定しています。 地方分権の進展により、本市には、自己責任・自己決定による自立した市政運営が求められる中、市民を代

表し、市民の意向を適切に反映した市政の意思決定を行う議会の役割はますます重要なものとなっています。 第１項では、議会の役割として、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政策の立案及び市政への提言を行うこととしています。 第２項では、市民の負託を受けた議員で構成する議会として、市政に市民の意向を反映するため、十分な審議と政策形成機能の充実を図るための調査研究に、積極的に努めることとしています。 第３項では、議会は、議会運営の透明性を高めるため、議会活動に関する情報を負託されている市民に提供することとしています。 【参考】 （※１）日本国憲法では、議会の議事機関としての位置づけが規定されています。 日本国憲法第第９３条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。 ２ （省略） 日本国憲法第９３条をうけて、地方自治法では、議会の設置が規定されています。 地方自治法第８９条（議会の設置） 普通地方公共団体に議会を置く。	表し、市民の意向を適切に反映した市政の意思決定を行う議会の役割はますます重要なものとなっています。 第１項では、議会の役割として、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政策の立案及び市政への提言を行うこととしています。 第２項では、市民の負託を受けた議員で構成する議会として、市政に市民の意向を反映するため、十分な審議と政策形成機能の充実を図るための調査研究に、積極的に努めることとしています。 第３項では、議会は、議会運営の透明性を高めるため、議会活動に関する情報を負託されている市民に提供することとしています。 【参考】 （※１）日本国憲法では、議会の議事機関としての位置づけが規定されています。 日本国憲法第第９３条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。 ２ （省略） 日本国憲法第９３条をうけて、地方自治法では、議会の設置が規定されています。 地方自治法第８９条（議会の設置） 普通地方公共団体に議会を置く。
（議員の責務） 第１１条 議員は、市民の負託にこたえ、議会の責務を果たすため、全市的な視点に立ち、的確な判断を行うことができるよう、自己研さんに努めます。 【解説】 この条では、第９条に定める議会の役割や責務を果たすための議員の責務について規定しています。 議員は、選挙によって市民の<u>負託</u>(※1)を受けていることを認識し、社会情勢や本市の様々な地域課題に適切に対応した意思決定ができるよう、常に自己研さんに努めることとしています。 【参考】 （※１）「負託」と「信託」は、どちらも任せるという意義ですが、議員は、選挙によって市民の期待、信頼及び信用を受けて選ばれ、それにこたえる責任を有していることから「負託」としています。 また、日本国憲法では、議員は住民の選挙によって選ばれることが規定されています。 日本国憲法第第９３条 （省略） ２ 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。 第３節 市長及び市の職員 （市長の役割及び責務） 第１２条 市長は、市民の負託にこたえ、市を代表し、公正かつ誠実な市政の執行に努めます。	（議員の責務） 第１０条 議員は、市民の負託にこたえ、議会の責務を果たすため、全市的な視点に立ち、的確な判断を行うことができるよう、自己研さんに努めます。 【解説】 この条では、第９条に定める議会の役割や責務を果たすための議員の責務について規定しています。 議員は、選挙によって市民の<u>負託</u>(※1)を受けていることを認識し、社会情勢や本市の様々な地域課題に適切に対応した意思決定ができるよう、常に自己研さんに努めることとしています。 【参考】 （※１）「負託」と「信託」は、どちらも任せるという意義ですが、議員は、選挙によって市民の期待、信頼及び信用を受けて選ばれ、それにこたえる責任を有していることから「負託」としています。 また、日本国憲法では、議員は住民の選挙によって選ばれることが規定されています。 日本国憲法第第９３条 （省略） ２ 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。 第３節 市長及び市の職員 （市長の役割及び責務） 第１１条 市長は、市民の負託にこたえ、市を代表し、公正かつ誠実な市政の執行に努めます。

2 市長は、市の職員（以下「職員」といいます。）を適切に指揮監督し、効率的な市政運営に努めます。 3 市長は、市政の課題に的確に対応できる知識及び能力を持った人材の育成を図ります。 4 市長は、執行機関相互の連携及び調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。 【解説】 この条では、<u>市を統轄し、これを代表する市長(※1)</u>として、自治に果たす役割と責務について規定しています。 第1項では、市長は、議員と同様に市民の<u>負託(※2)</u>を受けていることを認識し、公正で誠実な市政の執行を行うこととしています。 第2項及び第3項では、市長は<u>効率的(※3)</u>な市政運営に努めるとともに、課題に的確に対応するため、市の職員への適切な<u>指揮監督(※4)</u>と人材育成を行うこととしています。 第4項では、市長はいわゆる「縦割り行政」による行政サービスの低下を招かないよう、リーダーシップを発揮して<u>市長部局や各種行政委員会間の連携、調整を図る(※5)</u>こととしています。 【参考】 (※1) 地方自治法では、市長の権限について規定されています。 地方自治法第147条（長の統轄代表権） 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。 (※2) 「負託」と「信託」は、どちらも任せるという意義ですが、市長は、選挙によって市民の期待、信頼及び信用を受けて選ばれ、それにこたえる責任を有していることから「負託」としています。 また、日本国憲法では、市長は住民の選挙によって選ばれることが規定されています。 日本国憲法第93条 （省略） 2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。 (※3) 地方自治法では、市の事務処理について規定されています。 地方自治法第2条（地方公共団体の法人格とその事務） 1～13 （省略） 14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。 (※4) 地方自治法では、職員の指揮監督に関する市長の権限について規定されています。 地方自治法第154条（職員の指揮監督） 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。 (※5) 地方自治法では、執行機関の組織について規定されています。 地方自治法第138条の3（執行機関の組織）	2 市長は、市の職員（以下「職員」といいます。）を適切に指揮監督し、効率的な市政運営に努めます。 3 市長は、市政の課題に的確に対応できる知識及び能力を持った人材の育成を図ります。 4 市長は、執行機関相互の連携及び調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。 【解説】 この条では、<u>市を統轄し、これを代表する市長(※1)</u>として、自治に果たす役割と責務について規定しています。 第1項では、市長は、議員と同様に市民の<u>負託(※2)</u>を受けていることを認識し、公正で誠実な市政の執行を行うこととしています。 第2項及び第3項では、市長は<u>効率的(※3)</u>な市政運営に努めるとともに、課題に的確に対応するため、市の職員への適切な<u>指揮監督(※4)</u>と人材育成を行うこととしています。 第4項では、市長はいわゆる「縦割り行政」による行政サービスの低下を招かないよう、リーダーシップを発揮して<u>市長部局や各種行政委員会間の連携、調整を図る(※5)</u>こととしています。 【参考】 (※1) 地方自治法では、市長の権限について規定されています。 地方自治法第147条（長の統轄代表権） 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。 (※2) 「負託」と「信託」は、どちらも任せるという意義ですが、市長は、選挙によって市民の期待、信頼及び信用を受けて選ばれ、それにこたえる責任を有していることから「負託」としています。 また、日本国憲法では、市長は住民の選挙によって選ばれることが規定されています。 日本国憲法第93条 （省略） 2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。 (※3) 地方自治法では、市の事務処理について規定されています。 地方自治法第2条（地方公共団体の法人格とその事務） 1～13 （省略） 14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。 (※4) 地方自治法では、職員の指揮監督に関する市長の権限について規定されています。 地方自治法第154条（職員の指揮監督） 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。 (※5) 地方自治法では、執行機関の組織について規定されています。 地方自治法第138条の3（執行機関の組織）
--	--

(省略) 2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。 3 (省略)	(省略) 2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。 3 (省略)
(職員の責務) 第 1 3 条 職員は、市民の負託にこたえ、法令等を遵守し、公正、誠実かつ能率的な職務の遂行に努めます。 2 職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めます。 3 職員は、協働の視点に立ち、市民との信頼関係を築くよう努めます。 【解説】 この条では、<u>市長の補助機関(※1)</u>としての職員の自治に果たす責務について規定しています。 この条で規定する内容は、地方行政に携わる職員として当然のことですが、常に市民の視点に立ち、これらを意識しながら職務に当たることを明確にするものです。 第 1 項では、職員は第 1 1 条の市長の役割を認識した上で、自らの職責が市民の負託に基づくものであることを自覚し、公共の福祉の向上を図るため、法令などを遵守しながら、誠実で能率的な職務の遂行に努めることとしています。 地方分権の進展により、執行機関が自らの責任のもとに行う職務の範囲や内容は、これまで以上に複雑多岐にわたるものとなります。第 2 項では、このような状況に的確に対応するため、職員は市民とのコミュニケーション能力や政策能力、法務能力など、<u>全体の奉仕者(※2)</u>として必要な知識や能力の向上に努めることとしています。 第 3 項では、職員一人ひとりが自らも市民であることを認識し、常に協働の視点を持ちながら職務を遂行し、市民からの信頼を得るよう努めることとしています。 【参考】 (※ 1) 地方自治法では、職員は市長の補助機関として位置づけられています。 地方自治法第 1 5 4 条（職員の指揮監督） 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。 (※ 2) 日本国憲法及び地方公務員法では、公務員の本質や地方公務員のサービスの根本基準などについて規定されています。 日本国憲法第 1 5 条 (省略) 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。 地方公務員法第 3 0 条（サービスの根本基準） すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。	(職員の責務) 第 1 2 条 職員は、市民の負託にこたえ、法令等を遵守し、公正、誠実かつ能率的な職務の遂行に努めます。 2 職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めます。 3 職員は、協働の視点に立ち、市民との信頼関係を築くよう努めます。 【解説】 この条では、<u>市長の補助機関(※1)</u>としての職員の自治に果たす責務について規定しています。 この条で規定する内容は、地方行政に携わる職員として当然のことですが、常に市民の視点に立ち、これらを意識しながら職務に当たることを明確にするものです。 第 1 項では、職員は第 1 1 条の市長の役割を認識した上で、自らの職責が市民の負託に基づくものであることを自覚し、公共の福祉の向上を図るため、法令などを遵守しながら、誠実で能率的な職務の遂行に努めることとしています。 地方分権の進展により、執行機関が自らの責任のもとに行う職務の範囲や内容は、これまで以上に複雑多岐にわたるものとなります。第 2 項では、このような状況に的確に対応するため、職員は市民とのコミュニケーション能力や政策能力、法務能力など、<u>全体の奉仕者(※2)</u>として必要な知識や能力の向上に努めることとしています。 第 3 項では、職員一人ひとりが自らも市民であることを認識し、常に協働の視点を持ちながら職務を遂行し、市民からの信頼を得るよう努めることとしています。 【参考】 (※ 1) 地方自治法では、職員は市長の補助機関として位置づけられています。 地方自治法第 1 5 4 条（職員の指揮監督） 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。 (※ 2) 日本国憲法及び地方公務員法では、公務員の本質や地方公務員のサービスの根本基準などについて規定されています。 日本国憲法第 1 5 条 (省略) 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。 地方公務員法第 3 0 条（サービスの根本基準） すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

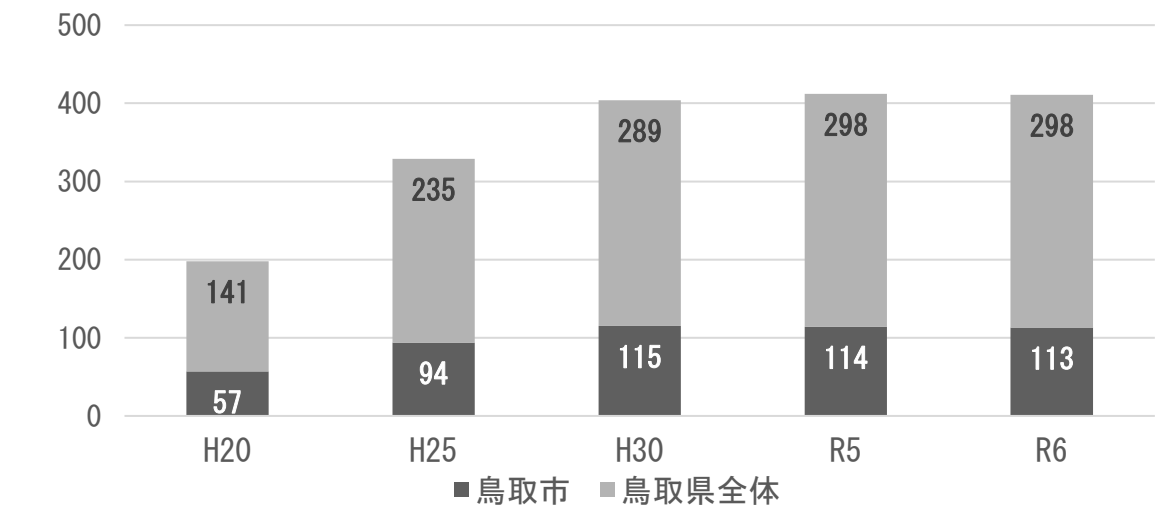
第5章 地域活動団体及び非営利活動団体 (地域活動団体及び非営利活動団体) 第14条 市民及び市は、地域活動団体及び非営利活動団体（以下「地域活動団体等」といいます。）が自治に重要な役割を果たすことを認識し、地域活動団体等を守り育てます。 2 市民は、地域活動団体等の活動への積極的な参加に努めます。 3 地域活動団体等は、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。 4 市長は、地域活動団体等の活動に財政的な支援その他必要な支援を行うとともに、地区公民館等を活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。 【解説】 この条では、<u>地域活動団体等(※1)</u>と市民、市との関係について規定しています。 本市において、地域の特性を活かしたまちづくりを進める上で、地域活動団体等の役割はますます重要なものとなります。 このため、第1項では、市民と市は、地域の意思を反映し、まちづくりを多様に支えることができる地域活動団体等の役割の重要性を認識し、それぞれの立場で守り育てることとしています。 第2項では、市民は地域活動団体等が行う活動の一層の活発化を図るため、活動への積極的な参加に努めることとしています。 第3項では、地域活動団体等は市民や市と連携し、自身の活動の活性化に向けて努力することとしています。 第4項では、市長は地域活動団体等の活動に様々な支援を行い、地域活動団体等の充実、強化を図ることとしています。 <u>地区公民館は、地域住民の最も身近な公共施設です(※2)。</u>この地区公民館を、<u>生涯学習活動の拠点施設(※3)</u>並びに地域活動団体等の活動の重要な拠点施設として位置づけ、市民と市が適切な協力関係のもとに支え合う「市民と市との協働のまちづくり」の実現に向けて、地域活動団体等の充実、強化を図ろうとするものです。 また、令和3年度から、住民の意向に基づき、地区公民館機能をコミュニティセンターに移行した地区があります。このように、地区公民館機能を担うコミュニティセンターも、地域住民の最も身近な公共施設であり、生涯学習活動の拠点施設並びに地域活動団体等が行う活動の重要な拠点施設として位置付け、地区公民館と同様に、地域活動団体等の充実、強化を図ります。 地域活動団体等は、現在、地区公民館をはじめ、人権福祉センターや町内会集会所、学校の空き教室など、地域にある様々な施設を拠点に活動を行っています。本市は、その中でも、市内全域に整備され、地域住民に様々な活動の拠点施設として認知されている地区公民館や、地区公民館機能を有するコミュニティセンターを、重要な地域活動団体等の活動拠点施設として位置づけ、地域住民が主体的に施設を運営し、活発に利用していただく取組を進めています。 また、平成20年度から、本市における地区公民館の管理を行う部署を、市長部局に設置し、教育委員会が行う地区公民館の業務の一部を市長部局が補助執行し、令和6年度からは、「鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例」を新たに施行し、地区公民館の所管を市長部局へ移管(※4)しました。併せて、公民館をより幅広い用途で活用できる施設へと見直しました。	第5章 コミュニティ 第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。 2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。 3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。 4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。 5 市長は、地区公民館等をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。 【解説】 この条では、<u>コミュニティ(※1)</u>と市民、市との関係について規定しています。 本市において、地域の特性を活かしたまちづくりを進める上で、コミュニティの役割はますます重要なものとなります。 このため、第1項では、市民と市は、地域の意思を反映し、まちづくりを多様に支えることができるコミュニティの役割の重要性を認識し、それぞれの立場で守り育てることとしています。 第2項では、市民はコミュニティ活動の一層の活発化を図るため、活動への積極的な参加に努めることとしています。 第3項では、コミュニティは市民や市と連携し、自身の活動の活性化に向けて努力することとしています。 第4項及び第5項では、市長はコミュニティ活動への様々な支援を行い、コミュニティの充実、強化を図ることとしています。 <u>地区公民館は、地域住民の最も身近な公共施設です(※2)。</u>この地区公民館を、<u>生涯学習活動の拠点施設(※3)</u>並びにコミュニティ活動の重要な拠点施設として位置づけ、市民と市が適切な協力関係のもとに支え合う「市民と市との協働のまちづくり」の実現に向けて、コミュニティの充実、強化を図ろうとするものです。 また、令和3年度から、住民の意向に基づき、地区公民館機能をコミュニティセンターに移行した地区があります。このように、地区公民館機能を担うコミュニティセンターも、地域住民の最も身近な公共施設であり、生涯学習活動の拠点施設並びにコミュニティ活動の重要な拠点施設として位置付け、地区公民館と同様に、コミュニティの充実、強化を図ります。 コミュニティは、現在、地区公民館をはじめ、人権福祉センターや町内会集会所、学校の空き教室など、地域にある様々な施設を拠点に活動を行っています。本市は、その中でも、市内全域に整備され、地域住民に様々な活動の拠点施設として認知されている地区公民館や、地区公民館機能を有するコミュニティセンターを、重要なコミュニティ活動の拠点施設として位置づけ、地域住民が主体的に施設を運営し、活発に利用していただく取組を進めています。 また、平成20年度から、本市における地区公民館の管理を行う部署を、市長部局に設置し、<u>地区公民館の業務の一部を教育委員会から市長部局へ補助執行(※4)</u>させています。
--	--

【参考】

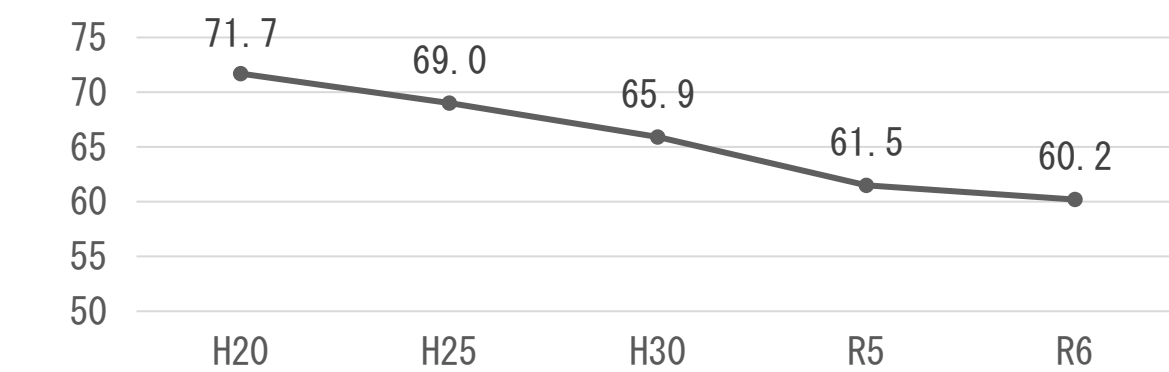
(※１) 本条例の施行以降、この条文では、地縁的な住民組織を「地域コミュニティ」、特定のテーマで活動する市民組織を「テーマコミュニティ」、両者をまとめて「コミュニティ」として表現していましたが、令和７年６月の一部改正において、「地域コミュニティ」を「地域活動団体」、「テーマコミュニティ」を「非営利活動団体」、総称の「コミュニティ」を「地域活動団体等」に置き換え、よりわかりやすい表現としました。用語は変わりましたが、地域性や共通の活動目的を基盤として信頼関係のもとに自主的につくられ、その活動が、公共の福祉に資する組織を指していることに変わりありません。

市民の行政ニーズの多様化や市の組織のスリム化などに伴い、ＮＰＯ法人などの市民活動団体が新たな公共の担い手として注目されています。一方、マンション世帯の増加などを背景とした住民間の連帯意識の希薄化などにより、町内会の加入率は低下しています。

■ＮＰＯ法人認証数の推移（各年度４月１日現在）（単位：団体）



■町内会加入率の推移（各年度５月１日現在）（単位：％）



(※２) 本市には、４４小学校区に６２館の地区公民館（１分館含む）が設置されており、地域住民を中心に生涯学習活動をはじめ、地域のコミュニティ活動など、様々な目的で利用され、地域に最も身近な公共施設として親しまれています。

(※３) 社会教育法では、公民館の目的や事業などが規定されています。

【参考】

(※１) コミュニティには、自治会などの地縁的な住民組織である「地域コミュニティ」と、特定のテーマで活動する市民組織の「テーマコミュニティ」があります。本条例では、両者をまとめて「コミュニティ」として表し、その活動が心豊かな地域社会の創造につながる組織として幅広く捉えています。市民の行政ニーズの多様化や市の組織のスリム化などに伴い、ＮＰＯ法人などの市民活動団体が新たな公共の担い手として注目されています。

一方、マンション世帯の増加などを背景とした住民間の連帯意識の希薄化などにより、町内会の加入率は低下しています。

■ＮＰＯ法人認証数の推移（各年度４月１日現在）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
鳥取市	57	70	77	86	93	94	98
鳥取県全体	141	174	180	202	223	235	249

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
鳥取市	104	112	110	115	116	119
鳥取県全体	261	280	278	289	290	291

■町内会加入率の推移（各年度５月１日現在）

《全市》（単位：％）

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
加入率	71.7	71.0	70.2	69.3	68.9	69.0	67.9

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
加入率	66.8	66.6	65.9	65.9	64.9	64.1

《地域別》（R2）（単位：％）

地 域	鳥取	国府	福部	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷
加入率	61.2	61.1	78.5	80.3	82.5	88.8	75.8	74.6	83.1

(※２) 本市には、４４小学校区に６２館の地区公民館（１分館含む）が設置されており、地域住民を中心に生涯学習活動をはじめ、地域のコミュニティ活動など、様々な目的で利用され、地域に最も身近な公共施設として親しまれています。

(※３) 社会教育法では、公民館の目的や事業などが規定されています。

社会教育法第 2 0 条（目的） 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 社会教育法第 2 2 条（公民館の事業） 公民館は、第 2 0 条の目的達成のために、おおむね、次の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。 （１）定期講座を開設すること。 （２）討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 （３）図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 （４）体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 （５）各種の団体、機関等の連絡を図ること。 （６）その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。 （※ 4）地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、市長部局による公民館の事務の管理及び執行について規定されています。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 3 条第 1 項（職務権限の特例） 第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。 （省略）	社会教育法第 2 0 条（目的） 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 社会教育法第 2 2 条（公民館の事業） 公民館は、第 2 0 条の目的達成のために、おおむね、次の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。 （１）定期講座を開設すること。 （２）討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 （３）図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 （４）体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 （５）各種の団体、機関等の連絡を図ること。 （６）その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。 （※ 4）地方自治法では、補助執行について規定されています。 地方自治法第 1 8 0 条の 7（事務の委任等） 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第 2 0 2 条の 4 第 2 項に規定する地域自治区の事務所、第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。
（地域活動団体の役割） 第 1 4 条の 2 地域活動団体は、その地域における市民の主体的な活動及び助け合いの拠りどころになるとともに、地域の将来を見据え、その特性を活かした課題解決を図り、豊かで住みよい地域づくりを実現する役割を担うものとします。 【解説】 この条では、まちづくりにおける地域活動団体の役割を規定しています。 地域活動団体は、自治会やまちづくり協議会等の一定区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される団体が含まれ、各団体が互いに補い合って活動しており、市民生活に最も身近で地域の実情に精通した団体として、豊かで住みよい地域づくりを実現する役割を担うこととしています。 地域活動団体は、交通安全活動、防災・防犯活動、交流活動などの市民の主体的な活動や市民同士の助け合いの拠りどころになっています。	

(非営利活動団体の役割) 第 1 4 条の 3 非営利活動団体は、その活動が広く市民に理解されるよう努めるとともに、自らの社会的意義及び責任を自覚し、専門的知識を活かしたまちづくりを実現する役割を担うものとします。 【解説】 この条では、まちづくりにおける非営利活動団体の役割を規定しています。 非営利活動団体は、特定の目的ごとに形成され、自主的に活動を行っており、それぞれの活動分野で培った知識や専門性を活かしたまちづくりを実現する役割を担うこととしています。 非営利活動団体がまちづくりに参画するためには、まずはその団体の活動に対する市民の理解を得る必要があります。その上で、地域と強調し、団体の社会的意義や責任を果たしながら、専門的知識を発揮した活動が期待されます。	
第 6 章 市政運営 (市政運営の原則) 第 1 5 条 市長は、市政運営に当たっては、市民の参画及び協働の機会の提供に努めるとともに、市民の意思を適切に反映することを基本とします。 2 市長は、市政の透明性を高め、市政運営の方針を明確にし、その達成の状況について、公表します。 3 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うよう努めます。 【解説】 この条では、本市の持続的な発展と、市民が主役の協働のまちづくりの一層の推進を目的とした市政運営に関する基本的な考え方について規定しています。 第 1 項では、市政運営は、市民の参画・協働を基本とし、市民の意思を市政に反映することとしています。 第 2 項では、第 1 項の市民の参画・協働を進めるため、市政の透明性の向上を図るとともに、市政の目指すべき方向性とその達成状況を明らかにし、「市民にわかりやすく、開かれた市政」を一層推進することとしています。 第 3 項では、合併後の鳥取市が均衡ある発展を遂げるよう、<u>総合的(※1)</u>かつ中長期的な展望に立った市政運営を行うこととしています。 【参考】 (※ 1) 地方自治法では、市の役割について規定されています。 地方自治法第 1 条の 2 (地方公共団体の役割と国の役割等) 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。 2 (省略)	第 6 章 市政運営 (市政運営の原則) 第 1 4 条 市長は、市政運営に当たっては、市民の参画及び協働の機会の提供に努めるとともに、市民の意思を適切に反映することを基本とします。 2 市長は、市政の透明性を高め、市政運営の方針を明確にし、その達成の状況について、公表します。 3 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うよう努めます。 【解説】 この条では、本市の持続的な発展と、市民が主役の協働のまちづくりの一層の推進を目的とした市政運営に関する基本的な考え方について規定しています。 第 1 項では、市政運営は、市民の参画・協働を基本とし、市民の意思を市政に反映することとしています。 第 2 項では、第 1 項の市民の参画・協働を進めるため、市政の透明性の向上を図るとともに、市政の目指すべき方向性とその達成状況を明らかにし、「市民にわかりやすく、開かれた市政」を一層推進することとしています。 第 3 項では、合併後の鳥取市が均衡ある発展を遂げるよう、<u>総合的(※1)</u>かつ中長期的な展望に立った市政運営を行うこととしています。 【参考】 (※ 1) 地方自治法では、市の役割について規定されています。 地方自治法第 1 条の 2 (地方公共団体の役割と国の役割等) 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。 2 (省略)
(総合計画) 第 1 6 条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。 2 市長は、総合計画について、常に検討と見直しを行い、その結果及び達成状況を公表します。	(総合計画) 第 1 5 条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。 2 市長は、総合計画について、常に検討と見直しを行い、その結果及び達成状況を公表します。

【解説】 この条では、第１４条第３項の総合的かつ計画的な市政運営に資する総合計画について規定しています。 本市では、平成１８年３月に合併後初となる「第８次鳥取市総合計画」を市民と市との協働により策定しました。現在は、令和３年度を始期とする「第１１次鳥取市総合計画」を策定し、令和１２年度までの長期展望に立って、市勢振興の基本的方向を示すとともに、市民活動、産業振興、行政施策を明らかにしています。 総合計画は、まちづくりの理念やめざす将来像を定める「<u>基本構想(※1)</u>」と、これを実現するための施策を定める「基本計画」、施策を推進するための具体的な事業を定める「実施計画」で構成されています。本市の政策展開の根幹となる総合計画の策定について、本条例で明確に位置づけるものです。 第１項では、市長は総合計画を策定し、この計画に基づき市政を展開することとしています。 第２項では、市長は、総合計画の内容が本市を取り巻く社会状況などを踏まえたものであるかを常に検討し、必要に応じて見直しを行うとともに、その結果と計画の達成状況について市民に公表することとしています。 【参考】 (※１) 平成２３年８月１日改正前の地方自治法では、市町村に総合的かつ計画的な行政運営のための基本構想の策定が義務づけられていました。 地方自治法第２条（地方公共団体の法人格と事務） １～３ （省略） ４ 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。 （改正前の地方自治法第２条第４項については平成２３年８月１日をもって廃止されています。）	【解説】 この条では、第１４条第３項の総合的かつ計画的な市政運営に資する総合計画について規定しています。 本市では、平成１８年３月に合併後初となる「第８次鳥取市総合計画」を市民と市との協働により策定しました。現在は、令和３年度を始期とする「第１１次鳥取市総合計画」を策定し、令和１２年度までの長期展望に立って、市勢振興の基本的方向を示すとともに、市民活動、産業振興、行政施策を明らかにしています。 総合計画は、まちづくりの理念やめざす将来像を定める「<u>基本構想(※1)</u>」と、これを実現するための施策を定める「基本計画」、施策を推進するための具体的な事業を定める「実施計画」で構成されています。本市の政策展開の根幹となる総合計画の策定について、本条例で明確に位置づけるものです。 第１項では、市長は総合計画を策定し、この計画に基づき市政を展開することとしています。 第２項では、市長は、総合計画の内容が本市を取り巻く社会状況などを踏まえたものであるかを常に検討し、必要に応じて見直しを行うとともに、その結果と計画の達成状況について市民に公表することとしています。 【参考】 (※１) 平成２３年８月１日改正前の地方自治法では、市町村に総合的かつ計画的な行政運営のための基本構想の策定が義務づけられていました。 地方自治法第２条（地方公共団体の法人格と事務） １～３ （省略） ４ 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。 （改正前の地方自治法第２条第４項については平成２３年８月１日をもって廃止されています。）
（財政運営） 第１７条 市長は、総合計画に基づいた健全な財政運営を図り、財政状況を公表しなければなりません。 ２ 市長は、予算編成過程において、市民からの意見を反映させるよう努めます。 【解説】 この条では、市の財政運営のあり方について規定しています。 本市が将来にわたって持続的に発展していくためには、中長期的な財政の見通しについて市民と的確に情報を共有した上で、施策の優先度等の合意形成や適切な役割分担を構築し、強固な財政基盤を確立することが必要です。このことから、市長には、市民への中長期的な財政状況のわかりやすい説明をはじめ、適正かつ効率的な予算の編成と執行が求められます。 第１項では、めざすべき本市の将来像に向け、限られた財源を計画的かつ効果的に活用していくうえで、国等の政策や本市を取り巻く経済情勢等の変化を的確に捉え、適宜、中長期的な財政の見通しを見直すなかで、持続可能な財政基盤を確立するため、第１５条の総合計画に基づく計画的で<u>健全な財政運営(※1)</u>を進めるとともに、財政状況について、よりわかりやすくかつ積極的に<u>市民に公表(※2)</u>することとしています。 具体的には、予算編成、予算執行状況、決算状況、企業会計の貸借対照表や損益計算書に相当する財政諸表などを公表し、市民が適切に本市の財政状況を判断できるよう、本条例の中に明確に位置づけるものです。 第２項では、第１項の規定に基づき公表する財務情報が、市民に正しく理解されるよう努めることはもとよ	（財政運営） 第１６条 市長は、総合計画に基づいた健全な財政運営を図り、財政状況を公表しなければなりません。 ２ 市長は、予算編成過程において、市民からの意見を反映させるよう努めます。 【解説】 この条では、市の財政運営のあり方について規定しています。 本市が将来にわたって持続的に発展していくためには、中長期的な財政の見通しについて市民と的確に情報を共有した上で、施策の優先度等の合意形成や適切な役割分担を構築し、強固な財政基盤を確立することが必要です。このことから、市長には、市民への中長期的な財政状況のわかりやすい説明をはじめ、適正かつ効率的な予算の編成と執行が求められます。 第１項では、めざすべき本市の将来像に向け、限られた財源を計画的かつ効果的に活用していくうえで、国等の政策や本市を取り巻く経済情勢等の変化を的確に捉え、適宜、中長期的な財政の見通しを見直すなかで、持続可能な財政基盤を確立するため、第１５条の総合計画に基づく計画的で<u>健全な財政運営(※1)</u>を進めるとともに、財政状況について、よりわかりやすくかつ積極的に<u>市民に公表(※2)</u>することとしています。 具体的には、予算編成、予算執行状況、決算状況、企業会計の貸借対照表や損益計算書に相当する財政諸表などを公表し、市民が適切に本市の財政状況を判断できるよう、本条例の中に明確に位置づけるものです。 第２項では、第１項の規定に基づき公表する財務情報が、市民に正しく理解されるよう努めることはもとよ

り、予算編成過程における政策提案・協働実行型の市民参画を実現するため、市民からの建設的な意見を予算に反映していくことに努めることを規定しています。 具体的には、地区要望などの広聴事業の実施や予算の総務部長査定段階の公表及び総合計画の進行管理等を行う過程において広く市民の意見を聞くこととしています。 【参考】 (※１) 地方財政法では、市の財政運営の基本について規定されています。 地方財政法第２条（地方財政運営の基本） 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。 (※２) 地方自治法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、市の財政状況の公表が義務づけられています。 地方自治法第２４３条の３（財政状況の公表等） 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。 ２及び３ （省略） 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条（健全化判断比率の公表等） 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、<u>実質赤字比率</u>、<u>連結実質赤字比率</u>、<u>実質公債費比率</u>及び<u>将来負担比率</u>（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。 ２～７ （省略） 実質赤字比率：当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。 連結実質赤字比率：公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。 すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。 実質公債費比率：当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(注1)に対する比率です。 借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともい	り、予算編成過程における政策提案・協働実行型の市民参画を実現するため、市民からの建設的な意見を予算に反映していくことに努めることを規定しています。 具体的には、地区要望などの広聴事業の実施や予算の総務部長査定段階の公表及び総合計画の進行管理等を行う過程において広く市民の意見を聞くこととしています。 【参考】 (※１) 地方財政法では、市の財政運営の基本について規定されています。 地方財政法第２条（地方財政運営の基本） 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。 (※２) 地方自治法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、市の財政状況の公表が義務づけられています。 地方自治法第２４３条の３（財政状況の公表等） 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。 ２及び３ （省略） 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条（健全化判断比率の公表等） 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、<u>実質赤字比率</u>、<u>連結実質赤字比率</u>、<u>実質公債費比率</u>及び<u>将来負担比率</u>（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。 ２～７ （省略） 実質赤字比率：当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。 連結実質赤字比率：公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。 すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。 実質公債費比率：当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(注1)に対する比率です。 借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともい
---	---

えます。 地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じです。 （注1）標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率についても同じ。）。 将来負担比率：地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(注1)に対する比率です。 地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。	えます。 地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じです。 （注1）標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率についても同じ。）。 将来負担比率：地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(注1)に対する比率です。 地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。
（組織） 第 1 8 条 市長は、社会情勢及び地域の課題に柔軟に対応できる機能的な組織を編成するとともに、常にその見直しに努めます。 【解説】 この条では、<u>内部組織の編成(※1)</u>の基本的な考え方について規定しています。 市長は限られた経営資源の中で、社会情勢の変化や地域課題の多様化に柔軟に対応できるよう、機能的で市民にわかりやすい組織づくりと、その見直しに努めることとしています。 【参考】 （※ 1）地方自治法では、内部組織の編成に関する市長の権限について規定されています。 地方自治法第 1 5 8 条（内部組織の編成） 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、<u>条例で定める（＊）</u>ものとする。 2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。 ＊ 条例で定めたものが、鳥取市事務分掌条例です。	（組織） 第 1 7 条 市長は、社会情勢及び地域の課題に柔軟に対応できる機能的な組織を編成するとともに、常にその見直しに努めます。 【解説】 この条では、<u>内部組織の編成(※1)</u>の基本的な考え方について規定しています。 市長は限られた経営資源の中で、社会情勢の変化や地域課題の多様化に柔軟に対応できるよう、機能的で市民にわかりやすい組織づくりと、その見直しに努めることとしています。 【参考】 （※ 1）地方自治法では、内部組織の編成に関する市長の権限について規定されています。 地方自治法第 1 5 8 条（内部組織の編成） 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、<u>条例で定める（＊）</u>ものとする。 2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。 ＊ 条例で定めたものが、鳥取市事務分掌条例です。
（情報の公開及び提供） 第 1 9 条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。 2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。 3 前 2 項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。 【解説】 この条では、市が保有するまちづくりに関する<u>情報の公開(※1)</u>と提供について規定しています。 情報の公開及び提供は、第 7 条第 2 号に規定する市民の市が保有する情報を知る権利を事実上保障すると	（情報の公開及び提供） 第 1 8 条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。 2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。 3 前 2 項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。 【解説】 この条では、市が保有するまちづくりに関する<u>情報の公開(※1)</u>と提供について規定しています。 情報の公開及び提供は、第 7 条第 2 号に規定する市民の市が保有する情報を知る権利を事実上保障すると

もに、同条第 1 号の市民のまちづくりに参画・協働する権利を行使する上での前提条件となるものです。 本市では、「鳥取市情報公開条例」（平成 1 1 年 3 月制定）に基づき、市民からの行政文書の開示請求に対応していますが、これを本条例の中に明確に位置づけるものです。 第 1 項では、市は自らが保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するだけでなく、市民にわかりやすく提供することとしています。市は、情報公開が参画と協働のまちづくりの推進に重要な制度であることの認識に立ち、市民が活用しやすいように情報を提供する必要があります。そのためにも、可能な限り地区を単位としてのまちづくりに必要な情報の積極的な作成及び公表に努めることとするものです。 第 2 項では、市は市民からの情報公開の請求に対して、適切に応じることとしています。これは、市が保有する情報は市民との共有財産であり、市には情報の適切な管理と発信を市民から委ねられていることを明確にするものです。 第 3 項では、情報公開に関する手続などについては、「鳥取市情報公開条例」に定めることとしています。 【参考】 （※ 1）行政機関の保有する情報の公開に関する法律（通称「情報公開法」）では、市の情報公開に関する施策の策定と実施について規定されています。 情報公開法第 2 5 条（地方公共団体の情報公開） 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。	もに、同条第 1 号の市民のまちづくりに参画・協働する権利を行使する上での前提条件となるものです。 本市では、「鳥取市情報公開条例」（平成 1 1 年 3 月制定）に基づき、市民からの行政文書の開示請求に対応していますが、これを本条例の中に明確に位置づけるものです。 第 1 項では、市は自らが保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するだけでなく、市民にわかりやすく提供することとしています。市は、情報公開が参画と協働のまちづくりの推進に重要な制度であることの認識に立ち、市民が活用しやすいように情報を提供する必要があります。そのためにも、可能な限り地区を単位としてのまちづくりに必要な情報の積極的な作成及び公表に努めることとするものです。 第 2 項では、市は市民からの情報公開の請求に対して、適切に応じることとしています。これは、市が保有する情報は市民との共有財産であり、市には情報の適切な管理と発信を市民から委ねられていることを明確にするものです。 第 3 項では、情報公開に関する手続などについては、「鳥取市情報公開条例」に定めることとしています。 【参考】 （※ 1）行政機関の保有する情報の公開に関する法律（通称「情報公開法」）では、市の情報公開に関する施策の策定と実施について規定されています。 情報公開法第 2 5 条（地方公共団体の情報公開） 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。
（個人情報の保護） 第 2 0 条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報を適正に保護しなければなりません。 2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定めます。 【解説】 この条では、市が保有する個人情報の保護について規定しています。 情報の公開、提供は、参画と協働のまちづくりの推進に欠かせないものですが、個人の権利と利益に関する情報が嚴重に保護されていることが前提となります。 第 1 項では、市は、市民の個人の権利や利益が侵害されることのないよう、自らが保有する個人情報を<u>適正に保護</u>(※1)することとしています。これは、第 7 条第 2 号の市民の市が保有する情報を知る権利と相反するようですが、適正な個人情報の保護が前提になれば、結局、情報の共有、公開や提供も進まないという観点から定めています。 第 2 項では、個人情報の保護に関する基本的な事項などについては、「個人情報の保護に関する法律」で定められていますが、同法で市が条例で定めることを委任又は許容する規定があるものに限り、「鳥取市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「鳥取市個人情報の保護に関する法律施行細則」に定めることとしています。 なお、「個人情報の保護に関する法律」では市が保有する個人情報の利用及び提供について、本人の同意を得ているときや、本人以外に提供することが明らかに本人の利益になるときなどは、参画と協働のまちづくりを積極的に推進し、公益活動等を行う民間の奉仕者の円滑な活動の推進を図るという観点から、必要最小限の	（個人情報の保護） 第 1 9 条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報を適正に保護しなければなりません。 2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定めます。 【解説】 この条では、市が保有する個人情報の保護について規定しています。 情報の公開、提供は、参画と協働のまちづくりの推進に欠かせないものですが、個人の権利と利益に関する情報が嚴重に保護されていることが前提となります。 本市では、「鳥取市個人情報保護条例」（平成 1 4 年 9 月制定）に基づき、市が保有する市民の個人情報についての取扱いを行っています、これを本条例の中に明確に位置づけるものです。 第 1 項では、市は、市民の個人の権利や利益が侵害されることのないよう、自らが保有する個人情報を<u>適正に保護</u>(※1)することとしています。これは、第 7 条第 2 号の市民の市が保有する情報を知る権利と相反するようですが、適正な個人情報の保護が前提になれば、結局、情報の共有、公開や提供も進まないという観点から定めています。 第 2 項では、個人情報の保護に関する基本的な事項などについては、「鳥取市個人情報保護条例」に定めることとしています。 なお、「鳥取市個人情報保護条例」では市が保有する個人情報の利用及び提供について、本人の同意を得ている場合や、「鳥取市情報公開・個人情報保護審査会」の意見を聞いた上で特に必要と認めたときなどは、参画と協働のまちづくりを積極的に推進し、公益活動等を行う民間の奉仕者（民生児童委員等）の円滑な活動の

個人情報の提供、共有も可能な場合がある(※2)としています。 【参考】 (※1) 個人情報の保護に関する法律（通称「個人情報保護法」）では、市の個人情報の適正な取扱いについて規定されています。 個人情報保護法第12条（地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護） 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。 2（省略） (※2) 個人情報の保護に関する法律では、利用目的以外の目的のために行政機関等が保有する個人情報を自ら利用し、又は提供することができる場合について規定されています。 個人情報の保護に関する法律第69条（利用及び提供の制限） 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 (2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 (4) 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。	推進を図るという観点から、必要最小限の個人情報の提供、共有も可能な場合がある(※2)としています。 【参考】 (※1) 個人情報の保護に関する法律（通称「個人情報保護法」）では、市の個人情報の適正な取扱いについて規定されています。 個人情報保護法第11条（地方公共団体等が保有する個人情報の保護） 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。 (※2) 鳥取市個人情報保護条例では、利用目的以外の目的のために市が保有する個人情報を自ら利用し、又は提供することができる場合について規定されています。 鳥取市個人情報保護条例第8条（保有個人情報の利用及び提供の制限） (省略) 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。 (1) 法令等に定めがあるとき。 (2) 本人の同意を得ているとき。 (3) 報道、出版等により公にされたものを利用し、又は提供するとき。 (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (5) 同一実施機関内で利用する場合又は国等若しくは他の実施機関に提供する場合であって、利用するもの又は提供を受けるものの所掌する事務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、当該保有個人情報を利用することに相当の理由があると認められるとき。 (6) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、又は本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき。 (7) 前各号に定めるもののほか、実施機関が、審査会の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるとき。
(行政手続) 第21条 市は、行政手続における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に努めます。 2 市は、法令等に基づく不利益処分の基準及び申請に対する審査基準を定め、公表しなければなりません。 3 前2項に定めるもののほか、行政手続に関し必要な事項は、別に定めます。	(行政手続) 第20条 市は、行政手続における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に努めます。 2 市は、法令等に基づく不利益処分の基準及び申請に対する審査基準を定め、公表しなければなりません。 3 前2項に定めるもののほか、行政手続に関し必要な事項は、別に定めます。
【解説】 この条では、処分、行政指導及び届出に関する手続（行政手続）について規定しています。 行政手続に関する基準をあらかじめ市民に明らかにすることは、情報公開制度や個人情報保護制度と同様、	【解説】 この条では、処分、行政指導及び届出に関する手続（行政手続）について規定しています。 行政手続に関する基準をあらかじめ市民に明らかにすることは、情報公開制度や個人情報保護制度と同様、

市政の透明性を確保する上で大切なことです。 本市は、「行政手続法」及び「鳥取市行政手続条例」（平成７年１２月制定）に基づき、行政手続に関する取扱いを行っていますが、これを本条例の中に明確に位置づけるものです。 第１項では、市は、市政運営における処分や行政指導、届出に関する手続について、<u>公正の確保と透明性の向上を図り(※1)</u>、市民の権利や利益の保護に努めることを基本的な考え方としています。 第２項では、市は、第１項の基本的な考え方を実行するため、法令などに基づく<u>義務の賦課、権利の制限など不利益となる処分の基準、許認可などの申請に対する審査の基準を定め、市民に公表(※2)</u>することとしています。「行政手続法」及び「鳥取市行政手続条例」の規定中「行政庁」とは、処分権限を有する者又はその権限に属する事務を委任された者をいいます。そのため、広い意味でこの基準を定め、公表する機関には、執行機関のみでなく、議会も含まれます。 第３項では、第１項及び第２項に定める事項のほか、具体的な事項については「鳥取市行政手続条例」に定めることとしています。 【参考】 (※１) 行政手続法では、市の行政運営における公正の確保と透明性の向上について規定されています。 行政手続法第４６条（地方公共団体の措置） 地方公共団体は、第３条第３項において第２章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (※２) 鳥取市行政手続条例では、申請に対する審査基準及び不利益処分の基準の策定と公表について規定されています。 鳥取市行政手続条例第５条（審査基準） 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。 ２ 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。 ３ 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。 鳥取市行政手続条例第１２条（処分の基準） 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。 ２ 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。 （行政評価）	市政の透明性を確保する上で大切なことです。 本市は、「行政手続法」及び「鳥取市行政手続条例」（平成７年１２月制定）に基づき、行政手続に関する取扱いを行っていますが、これを本条例の中に明確に位置づけるものです。 第１項では、市は、市政運営における処分や行政指導、届出に関する手続について、<u>公正の確保と透明性の向上を図り(※1)</u>、市民の権利や利益の保護に努めることを基本的な考え方としています。 第２項では、市は、第１項の基本的な考え方を実行するため、法令などに基づく<u>義務の賦課、権利の制限など不利益となる処分の基準、許認可などの申請に対する審査の基準を定め、市民に公表(※2)</u>することとしています。「行政手続法」及び「鳥取市行政手続条例」の規定中「行政庁」とは、処分権限を有する者又はその権限に属する事務を委任された者をいいます。そのため、広い意味でこの基準を定め、公表する機関には、執行機関のみでなく、議会も含まれます。 第３項では、第１項及び第２項に定める事項のほか、具体的な事項については「鳥取市行政手続条例」に定めることとしています。 【参考】 (※１) 行政手続法では、市の行政運営における公正の確保と透明性の向上について規定されています。 行政手続法第４６条（地方公共団体の措置） 地方公共団体は、第３条第３項において第２章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (※２) 鳥取市行政手続条例では、申請に対する審査基準及び不利益処分の基準の策定と公表について規定されています。 鳥取市行政手続条例第５条（審査基準） 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。 ２ 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。 ３ 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。 鳥取市行政手続条例第１２条（処分の基準） 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。 ２ 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。 （行政評価）
--	--

第 2 2 条 執行機関は、総合計画に基づく施策等について、中立かつ公正な基準のもと、行政評価を行うとともに、必要に応じて外部評価を取り入れます。 2 執行機関は、前項の規定による行政評価の結果を公表します。	第 2 1 条 執行機関は、総合計画に基づく施策等について、中立かつ公正な基準のもと、行政評価を行うとともに、必要に応じて外部評価を取り入れます。 2 執行機関は、前項の規定による行政評価の結果を公表します。
【解説】 この条では、総合計画に基づく施策などについて指標などに照らし合わせ、その成果や達成度、市民の満足度などを判定し、施策などに反映させる行政評価について規定しています。 行政評価は、成果重視の目的志向型の市政運営への転換、総合計画に基づく施策などの着実な推進、限られた財源の有効活用、情報の共有化、市民への説明責任を果たすなど、市政運営全般に関わる重要な制度です。 本市では、「鳥取市行政評価実施要綱」（平成 1 5 年 6 月策定）に基づき、市の政策、施策及び事業について行政評価を実施していますが、これを本条例の中に明確に位置づけるものです。 第 1 項では、施策などを正確に評価する場合、中立・公正で客観的な視点が必要となります。執行機関は、第 1 5 条の総合計画に基づく施策などについて、中立かつ公正な基準で行政評価を行うとともに、市民など外部からの評価を受けることとしています。 第 2 項では、執行機関は、評価の結果を市民に公表し、市政の透明性の確保と市民の視点による成果重視の市政運営への転換を図るものです。	【解説】 この条では、総合計画に基づく施策などについて指標などに照らし合わせ、その成果や達成度、市民の満足度などを判定し、施策などに反映させる行政評価について規定しています。 行政評価は、成果重視の目的志向型の市政運営への転換、総合計画に基づく施策などの着実な推進、限られた財源の有効活用、情報の共有化、市民への説明責任を果たすなど、市政運営全般に関わる重要な制度です。 本市では、「鳥取市行政評価実施要綱」（平成 1 5 年 6 月策定）に基づき、市の政策、施策及び事業について行政評価を実施していますが、これを本条例の中に明確に位置づけるものです。 第 1 項では、施策などを正確に評価する場合、中立・公正で客観的な視点が必要となります。執行機関は、第 1 5 条の総合計画に基づく施策などについて、中立かつ公正な基準で行政評価を行うとともに、市民など外部からの評価を受けることとしています。 第 2 項では、執行機関は、評価の結果を市民に公表し、市政の透明性の確保と市民の視点による成果重視の市政運営への転換を図るものです。
（附属機関等の委員の選任） 第 2 3 条 執行機関は、審議会、審査会、調査会等の委員（以下「委員」といいます。）を選任する場合は、その全部又は一部の委員について、公募により選任します。ただし、法令等の定めによる場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。	（附属機関等の委員の選任） 第 2 2 条 執行機関は、審議会、審査会、調査会等の委員（以下「委員」といいます。）を選任する場合は、その全部又は一部の委員について、公募により選任します。ただし、法令等の定めによる場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。
【解説】 この条では、市の政策決定に大きな役割を果たしている<u>審議会、審査会、調査会等（以下、「審議会等」といいます。）</u>（※1）などの委員の選任について規定しています。 本市は、「審議会等の設置・運営等に関する基準」及び「審議会等の委員の公募実施要領」（共に平成 1 2 年 4 月策定）に基づき、審議会等の公募委員の選任を行っていますが、これを本条例の中に明確に位置づけるものです。 本来、審議会等は、その設置目的が執行機関の要請に応じて審議、審査又は調査などを行うものであるため、委員の専門性が求められます。しかし、審議会等での審議内容などが、市政の決定過程において重要な役割を果たしていることから、市民の意見を反映した市政の展開を図るため、委員の全部又は一部を公募により選任することとしています。 本市では、第 1 1 次鳥取市総合計画に基づき、審議会等における女性委員の選任割合が、令和 7 年度末までに 4 0 %を超えるよう、女性委員の積極的な選任に努めるものとしています。また、公募を実施する際の選任割合は、2 0 %を超えることを目標としています。 このことにより、市民の市政への参画機会を保障するとともに、市政の透明性の向上、公正の確保などが図られ、より開かれた市政を推進することができます。 ただし、法令などで委員構成が限定されていたり、議事内容に非公開情報が含まれるなどの理由により、公募による委員の選任が適当ではない場合は、この限りではないとしています。	【解説】 この条では、市の政策決定に大きな役割を果たしている<u>審議会、審査会、調査会等（以下、「審議会等」といいます。）</u>（※1）などの委員の選任について規定しています。 本市は、「審議会等の設置・運営等に関する基準」及び「審議会等の委員の公募実施要領」（共に平成 1 2 年 4 月策定）に基づき、審議会等の公募委員の選任を行っていますが、これを本条例の中に明確に位置づけるものです。 本来、審議会等は、その設置目的が執行機関の要請に応じて審議、審査又は調査などを行うものであるため、委員の専門性が求められます。しかし、審議会等での審議内容などが、市政の決定過程において重要な役割を果たしていることから、市民の意見を反映した市政の展開を図るため、委員の全部又は一部を公募により選任することとしています。 本市では、第 1 1 次鳥取市総合計画に基づき、審議会等における女性委員の選任割合が、令和 7 年度末までに 4 0 %を超えるよう、女性委員の積極的な選任に努めるものとしています。また、公募を実施する際の選任割合は、2 0 %を超えることを目標としています。 このことにより、市民の市政への参画機会を保障するとともに、市政の透明性の向上、公正の確保などが図られ、より開かれた市政を推進することができます。 ただし、法令などで委員構成が限定されていたり、議事内容に非公開情報が含まれるなどの理由により、公募による委員の選任が適当ではない場合は、この限りではないとしています。

【参考】 (※ 1) 地方自治法では、執行機関の審議会等の設置について規定されています。 地方自治法第 1 3 8 条の 4（委員会・委員の設置） 1 及び 2（省略） 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。	【参考】 (※ 1) 地方自治法では、執行機関の審議会等の設置について規定されています。 地方自治法第 1 3 8 条の 4（委員会・委員の設置） 1 及び 2（省略） 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。
（説明責任） 第 2 4 条 執行機関は、政策の立案から実施、評価までの各過程において、その経緯、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。	（説明責任） 第 2 3 条 執行機関は、政策の立案から実施、評価までの各過程において、その経緯、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。
【解説】 この条では、執行機関の市民への市政に関する説明責任について規定しています。 説明責任は、市民の参画・協働を進める上で前提となるものです。 執行機関は、その職責が市民の負託に基づくものであることを認識し、政策の実施に当たっては、市民に説明する責任を有することはもちろんのこと、政策形成過程における透明性を確保するため、政策の立案から実施、評価に至る各段階において、施策、事業などの必要性を市民に理解していただくよう、わかりやすく説明することとしています。 また、限られた行財政資源を有効に活用するためには、「選択と集中」の視点から施策などの重点化を図っていく必要があり、そうした意味からも市民が市の施策などを総合的に判断できるよう、施策などの効果や課題なども説明していくことが求められます。 第 7 章 危機管理 第 2 5 条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害その他の不測の事態（以下「災害等」といいます。）から守るため、災害等に強い都市構造の整備並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。 2 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めるとともに、その対応に当たっては、市民と連携を図ります。 3 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時に自らの安全を確保し、地域において相互に助け合える関係の構築に努めます。	【解説】 この条では、執行機関の市民への市政に関する説明責任について規定しています。 説明責任は、市民の参画・協働を進める上で前提となるものです。 執行機関は、その職責が市民の負託に基づくものであることを認識し、政策の実施に当たっては、市民に説明する責任を有することはもちろんのこと、政策形成過程における透明性を確保するため、政策の立案から実施、評価に至る各段階において、施策、事業などの必要性を市民に理解していただくよう、わかりやすく説明することとしています。 また、限られた行財政資源を有効に活用するためには、「選択と集中」の視点から施策などの重点化を図っていく必要があり、そうした意味からも市民が市の施策などを総合的に判断できるよう、施策などの効果や課題なども説明していくことが求められます。 第 7 章 危機管理 第 2 4 条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害その他の不測の事態（以下「災害等」といいます。）から守るため、災害等に強い都市構造の整備並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。 2 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めるとともに、その対応に当たっては、市民と連携を図ります。 3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに地域において相互に助け合えるよう、協力体制の整備に努めます。
【解説】 この条では、本市の危機管理についての基本的な考え方について規定しています。 近年国内で発生した災害等を教訓に、市民の安全・安心な暮らしを守るため、自然災害等の不測の事態に備えて、自治体における危機管理体制を充実強化することが求められています。 本市においてもその姿勢をより明確にするため、本条例の中に位置付けるものです。 第 1 項では、市が、市民とともに、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるという防災の目的を達成することに努めることとしています。 第 2 項では、市長が、災害時に的確に対応するための危機管理体制等を整備し、市民と連携を図りながら市民生活の安全確保（公助）に努めることとしています。	【解説】 この条では、本市の危機管理についての基本的な考え方について規定しています。 近年国内で発生した災害等を教訓に、市民の安全・安心な暮らしを守るため、自然災害等の不測の事態に備えて、自治体における危機管理体制を充実強化することが求められています。 本市においてもその姿勢をより明確にするため、本条例の中に位置付けるものです。 第 1 項では、市が、市民とともに、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるという防災の目的を達成することに努めることとしています。 第 2 項では、市長が、災害時に的確に対応するための危機管理体制等を整備し、市民と連携を図りながら市民生活の安全確保（公助）に努めることとしています。

第3項では、市民自らが、防災用品の準備や避難方法の確認など災害等の発生に備える（自助）とともに、災害等の発生時に、自らの安全を確保した上で、地域において互いに助け合えるよう、日頃から住民同士の顔の見える関係づくりや体制づくり（共助）に努めることとしています。 ここでいう「災害等」とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす自然災害、事件、事故（大規模火災・武力攻撃事態・テロ（※1）等）及び市民生活に重大な被害を及ぼす事案（感染症・環境汚染・大規模食中毒・公共施設での事件、事故・異常渇水等）を指しています。 【参考】 （※1） 武力攻撃事態及びテロ等とは、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づくものです。 第8章 市民意思の表明及び尊重 （意見等への対応） 第26条 執行機関は、市民からの意見、要望、苦情、相談等（以下「意見等」といいます。）に対して、迅速かつ的確に対応します。 2 執行機関は、寄せられた意見等について、その事実関係等を調査し、適切な対策を講ずるとともに、施策等の改善に反映させるよう努めます。 【解説】 この条では、執行機関の市民から寄せられた意見、要望、苦情、相談等（以下、「意見等」といいます。）への対応について規定しています。 市民からの意見等に対する執行機関の対応は、市民と執行機関との信頼関係に大きく影響します。 執行機関の意見等への対応を本条例の中で明確にすることにより、職員一人ひとりに意見等への対応についての考え方を意識づけようとするものです。 第1項では、執行機関は、市民から意見等が寄せられた際は、迅速かつ的確に対応することとしています。市民からの意見等に迅速に対応するとともに、その処理結果や理由などを速やかに回答することにより、市民との情報共有と信頼関係の構築が図られます。 第2項では、執行機関は、市民からの意見等の事実関係を調査し、適切に対応することにより、市政の改善に活かしていくよう努めることとしています。市民からの意見等への適切な対応と施策などの改善により、市民が主役の市政が推進されます。 ただし、市民からの意見等の中には、個別利益につながるものも含まれるため、執行機関においては全体の奉仕者として公正な判断のもとでの対応が前提となります。 （市民政策コメント） 第27条 執行機関は、市民生活に重大な影響を及ぼす計画等の策定及び改定並びに条例等の制定及び改廃を行う場合は、当該事項に関する情報を市民に提供し、意見を求めます。ただし、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。 2 執行機関は、前項に規定する意見に対する市の考え方を公表します。	第3項では、市民自らが、災害等に備える（自助）とともに、近隣が互いに助け合って地域を守る体制づくり（共助）に努めることとしています。 ここでいう「災害等」とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす自然災害、事件、事故（大規模火災・武力攻撃事態・テロ（※1）等）及び市民生活に重大な被害を及ぼす事案（感染症・環境汚染・大規模食中毒・公共施設での事件、事故・異常渇水等）を指しています。 【参考】 （※1） 武力攻撃事態及びテロ等とは、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づくものです。 第8章 市民意思の表明及び尊重 （意見等への対応） 第25条 執行機関は、市民からの意見、要望、苦情、相談等（以下「意見等」といいます。）に対して、迅速かつ的確に対応します。 2 執行機関は、寄せられた意見等について、その事実関係等を調査し、適切な対策を講ずるとともに、施策等の改善に反映させるよう努めます。 【解説】 この条では、執行機関の市民から寄せられた意見、要望、苦情、相談等（以下、「意見等」といいます。）への対応について規定しています。 市民からの意見等に対する執行機関の対応は、市民と執行機関との信頼関係に大きく影響します。 執行機関の意見等への対応を本条例の中で明確にすることにより、職員一人ひとりに意見等への対応についての考え方を意識づけようとするものです。 第1項では、執行機関は、市民から意見等が寄せられた際は、迅速かつ的確に対応することとしています。市民からの意見等に迅速に対応するとともに、その処理結果や理由などを速やかに回答することにより、市民との情報共有と信頼関係の構築が図られます。 第2項では、執行機関は、市民からの意見等の事実関係を調査し、適切に対応することにより、市政の改善に活かしていくよう努めることとしています。市民からの意見等への適切な対応と施策などの改善により、市民が主役の市政が推進されます。 ただし、市民からの意見等の中には、個別利益につながるものも含まれるため、執行機関においては全体の奉仕者として公正な判断のもとでの対応が前提となります。 （市民政策コメント） 第26条 執行機関は、市民生活に重大な影響を及ぼす計画等の策定及び改定並びに条例等の制定及び改廃を行う場合は、当該事項に関する情報を市民に提供し、意見を求めます。ただし、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。 2 執行機関は、前項に規定する意見に対する市の考え方を公表します。
--	---

3 前2項に定めるもののほか、意見の聴取に関し必要な事項は、別に定めます。 【解説】 この条では、重要な政策や計画などを作成するに当たって、事前に市民の意見を求める市民政策コメントについて規定しています。 市民政策コメントは、市民の市政への参画の推進や政策形成過程における公正性と透明性の向上を図る制度であり、幅広い市民の市政への参加が期待できるとともに、市政情報の共有化が図られます。 本市は、「市民政策コメント実施要綱」（平成13年1月策定）に基づき市民政策コメントを実施していますが、これを本条例の中に明確に位置づけるものです。 第1項では、執行機関は、市民に義務を課す条例の制定や総合計画の策定など、市民生活に重大な影響を及ぼす施策などの策定、改廃などの際には、その内容などの情報を市民に公表し、意見を求めることとしています。 ただし、災害発生時など緊急に対応する必要があるため、本制度の実施が困難な場合や、法令などに定める金額及び率などに基づいて行う課税徴収事務などは、本制度の適用外としています。 第2項では、執行機関は一方的に市民から意見を求めるだけでなく、その意見に対する執行機関としての考え方を公表することにより、重要施策の決定過程について市民への説明責任を果たすこととしています。 第3項では、制度の手続などに関する具体的な事項については、「市民政策コメント実施要綱」に定めることとしています。	3 前2項に定めるもののほか、意見の聴取に関し必要な事項は、別に定めます。 【解説】 この条では、重要な政策や計画などを作成するに当たって、事前に市民の意見を求める市民政策コメントについて規定しています。 市民政策コメントは、市民の市政への参画の推進や政策形成過程における公正性と透明性の向上を図る制度であり、幅広い市民の市政への参加が期待できるとともに、市政情報の共有化が図られます。 本市は、「市民政策コメント実施要綱」（平成13年1月策定）に基づき市民政策コメントを実施していますが、これを本条例の中に明確に位置づけるものです。 第1項では、執行機関は、市民に義務を課す条例の制定や総合計画の策定など、市民生活に重大な影響を及ぼす施策などの策定、改廃などの際には、その内容などの情報を市民に公表し、意見を求めることとしています。 ただし、災害発生時など緊急に対応する必要があるため、本制度の実施が困難な場合や、法令などに定める金額及び率などに基づいて行う課税徴収事務などは、本制度の適用外としています。 第2項では、執行機関は一方的に市民から意見を求めるだけでなく、その意見に対する執行機関としての考え方を公表することにより、重要施策の決定過程について市民への説明責任を果たすこととしています。 第3項では、制度の手続などに関する具体的な事項については、「市民政策コメント実施要綱」に定めることとしています。
（住民投票） 第28条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。 2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。 3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。 【解説】 この条では、間接民主制度を補完し、市民の意向を把握する住民投票について規定しています。 住民投票は、市民が主役の自治を充実させる制度として位置づけています。 第1項では、市は、市政の特に重要な事項について住民投票を実施することができるとしています。 この住民投票は、<u>市民（地方自治法第74条に規定する選挙権を有する者）の請求、議会及び市長のそれぞれの発議(※1)</u>により実施することができます。 また、「市政の特に重要な事項」には様々な事案が想定されるため、その事案に最も適した投票者の範囲や成立要件などを盛り込んだ「〇〇に関する市民投票条例」を、議会の審議を経て定め実施する、いわゆる「<u>非常設型</u>」(※2)の住民投票を規定しています。住民投票については、少数意見の取扱いに慎重を期することや、実施に当たっては多くの費用が必要とされるなど、様々な検討すべき点があります。 第2項では、第1項に規定する条例については、投票に付すべき事項、投票の手続など必要な事項を定めることとしています。 第3項では、市は住民投票の結果を尊重することとしています。住民投票の結果には法的な拘束力はありませんが、この制度が間接民主制度を補完するものであることを明確にするため、市はその結果を十分に考慮す	（住民投票） 第27条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。 2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。 3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。 【解説】 この条では、間接民主制度を補完し、市民の意向を把握する住民投票について規定しています。 住民投票は、市民が主役の自治を充実させる制度として位置づけています。 第1項では、市は、市政の特に重要な事項について住民投票を実施することができるとしています。 この住民投票は、<u>市民（地方自治法第74条に規定する選挙権を有する者）の請求、議会及び市長のそれぞれの発議(※1)</u>により実施することができます。 また、「市政の特に重要な事項」には様々な事案が想定されるため、その事案に最も適した投票者の範囲や成立要件などを盛り込んだ「〇〇に関する市民投票条例」を、議会の審議を経て定め実施する、いわゆる「<u>非常設型</u>」(※2)の住民投票を規定しています。住民投票については、少数意見の取扱いに慎重を期することや、実施に当たっては多くの費用が必要とされるなど、様々な検討すべき点があります。 第2項では、第1項に規定する条例については、投票に付すべき事項、投票の手続など必要な事項を定めることとしています。 第3項では、市は住民投票の結果を尊重することとしています。住民投票の結果には法的な拘束力はありませんが、この制度が間接民主制度を補完するものであることを明確にするため、市はその結果を十分に考慮す

ることとしています。

【参考】

(※1) 本市の議員、市長の選挙権を有する市民は、地方自治法に規定されている条例制定の直接請求に基づき、住民投票を請求することができます。

地方自治法第74条（条例の制定又は改廃の請求とその処置）

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

間接民主制度を補完し、住民自治の理想を実現するために、地方自治法や他の法律によって住民が直接意思を表明できる直接請求制度が認められています。

種 類	必要な署名数	関係法令
条例の制定・改廃	50分の1以上	地方自治法第74条
監査	50分の1以上	地方自治法第75条
議会の解散	3分の1以上	地方自治法第76条
議員の解職	3分の1以上	地方自治法第80条
長の解職	3分の1以上	地方自治法第81条
主要公務員の解職	3分の1以上	地方自治法第86条
教育委員会の委員の解職	3分の1以上	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条
市町村合併協議会の設置	50分の1以上	市町村の合併の特例等に関する法律第4条
	市町村合併協議会設置協議について議会が否決し、すべての合併対象市町村の議会で可決された場合 6分の1以上	

また、議会及び市長は、地方自治法に規定される議会への議案の提出権に基づき住民投票を発議することとなります。

地方自治法第109条（委員会）

1～5 （省略）

6 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

地方自治法第112条（議員の議案提出権）

ることとしています。

【参考】

(※1) 本市の議員、市長の選挙権を有する市民は、地方自治法に規定されている条例制定の直接請求に基づき、住民投票を請求することができます。

地方自治法第74条（条例の制定又は改廃の請求とその処置）

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

間接民主制度を補完し、住民自治の理想を実現するために、地方自治法や他の法律によって住民が直接意思を表明できる直接請求制度が認められています。

種 類	必要な署名数	関係法令
条例の制定・改廃	50分の1以上	地方自治法第74条
監査	50分の1以上	地方自治法第75条
議会の解散	3分の1以上	地方自治法第76条
議員の解職	3分の1以上	地方自治法第80条
長の解職	3分の1以上	地方自治法第81条
主要公務員の解職	3分の1以上	地方自治法第86条
教育委員会の委員の解職	3分の1以上	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条
市町村合併協議会の設置	50分の1以上	市町村の合併の特例等に関する法律第4条
	市町村合併協議会設置協議について議会が否決し、すべての合併対象市町村の議会で可決された場合 6分の1以上	

また、議会及び市長は、地方自治法に規定される議会への議案の提出権に基づき住民投票を発議することとなります。

地方自治法第109条（委員会）

1～5 （省略）

6 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

地方自治法第112条（議員の議案提出権）

普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。 2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の1/2以上の者の賛成がなければならない。 地方自治法第149条（担当事務） 普通地方公共団体の長は、概ね次に掲げる事務を担当する。 （1）普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。 （※2）住民投票には、「非常設型」と「常設型」があります。 ○非常設型 … 住民の賛否を問おうとする事案ごとに、実施に必要な住民投票条例をその都度制定する。 ○常設型 … 投票資格、投票方法、成立要件など、住民投票の実施に必要な諸事項をあらかじめ住民投票条例として定めておき、請求要件などを満たせばいつでも実施できる。 【住民投票請求の手続の例】 ①請求代表者証明書の交付申請〔請求代表者→市長〕 ↓ 請求代表者証明書交付申請書に請求書、条例案を添付 ②選挙人名簿登録の有無の照会〔市長→選挙管理委員会〕 ↓ 請求代表者が選挙人名簿に登録されているかの確認 ③請求代表者証明書の交付〔市長→請求代表者〕 ↓ 請求資格者の総数の5/10の数を告示 ④署名の収集〔請求代表者〕 ↓ ⑤署名簿の提出〔請求代表者→選挙管理委員会〕 ↓ ⑥署名簿の審査・証明〔選挙管理委員会〕 ↓ 署名総数、有効署名数、無効署名数の決定・証明・告示 ⑦署名簿の縦覧、異議申出・決定〔選挙管理委員会〕 ↓ 署名総数、有効署名数、無効署名数の告示 ⑧署名簿の返付〔選挙管理委員会→請求代表者〕 ↓ 署名簿に署名総数、有効署名数、無効署名数を記載 ⑨住民投票の請求〔請求代表者→市長〕 ↓ 請求書に署名簿、請求資格者の5/10以上の有効署名があることの証明書添付 ⑩署名簿の審査、請求受理・不受理の決定〔市長〕 ↓ 署名数などを審査。請求受理の場合は請求代表者に通知し、告示 ⑪議会の招集、付議〔市長→議会〕 ↓ 意見を付して議会へ付議 ⑫住民投票請求の審議、議決〔議会〕	普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。 2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の1/2以上の者の賛成がなければならない。 地方自治法第149条（担当事務） 普通地方公共団体の長は、概ね次に掲げる事務を担当する。 （1）普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。 （※2）住民投票には、「非常設型」と「常設型」があります。 ○非常設型 … 住民の賛否を問おうとする事案ごとに、実施に必要な住民投票条例をその都度制定する。 ○常設型 … 投票資格、投票方法、成立要件など、住民投票の実施に必要な諸事項をあらかじめ住民投票条例として定めておき、請求要件などを満たせばいつでも実施できる。 【住民投票請求の手続の例】 ①請求代表者証明書の交付申請〔請求代表者→市長〕 ↓ 請求代表者証明書交付申請書に請求書、条例案を添付 ②選挙人名簿登録の有無の照会〔市長→選挙管理委員会〕 ↓ 請求代表者が選挙人名簿に登録されているかの確認 ③請求代表者証明書の交付〔市長→請求代表者〕 ↓ 請求資格者の総数の5/10の数を告示 ④署名の収集〔請求代表者〕 ↓ ⑤署名簿の提出〔請求代表者→選挙管理委員会〕 ↓ ⑥署名簿の審査・証明〔選挙管理委員会〕 ↓ 署名総数、有効署名数、無効署名数の決定・証明・告示 ⑦署名簿の縦覧、異議申出・決定〔選挙管理委員会〕 ↓ 署名総数、有効署名数、無効署名数の告示 ⑧署名簿の返付〔選挙管理委員会→請求代表者〕 ↓ 署名簿に署名総数、有効署名数、無効署名数を記載 ⑨住民投票の請求〔請求代表者→市長〕 ↓ 請求書に署名簿、請求資格者の5/10以上の有効署名があることの証明書添付 ⑩署名簿の審査、請求受理・不受理の決定〔市長〕 ↓ 署名数などを審査。請求受理の場合は請求代表者に通知し、告示 ⑪議会の招集、付議〔市長→議会〕 ↓ 意見を付して議会へ付議 ⑫住民投票請求の審議、議決〔議会〕
--	--

↓ ⑬審議結果の通知〔市長→請求代表者〕 ↓ 議会の審議結果を告示 ⑭住民投票の実施	↓ ⑬審議結果の通知〔市長→請求代表者〕 ↓ 議会の審議結果を告示 ⑭住民投票の実施
第 9 章 国及び自治体等との連携及び協力	第 9 章 国及び自治体等との連携及び協力
第 2 9 条 市は、国及び県と対等であり、かつ、協力関係であることを踏まえ、相互に連携を図るとともに、市民全体の利益のために自治の確立に努めます。 2 市は、広域的な視点に立ち、他の市町村及び関係機関と共通する課題について、積極的に連携及び協力を図り、その解決に努めます。	第 2 8 条 市は、国及び県と対等であり、かつ、協力関係であることを踏まえ、相互に連携を図るとともに、市民全体の利益のために自治の確立に努めます。 2 市は、広域的な視点に立ち、他の市町村及び関係機関と共通する課題について、積極的に連携及び協力を図り、その解決に努めます。
【解説】 この条では、市が自治を行う上での国や他の自治体などとの関係について規定しています。 社会情勢の変化や市民の行政ニーズの多様化、政策課題の広域化などで、一自治体では対応が困難な行政課題が増加しています。平成 3 0 年 4 月には中核市移行に伴い、近隣自治体と共に「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」を形成し、緊密に連携しながら持続可能で魅力ある圏域の発展に取り組んでいます。 第 1 項では、平成 1 2 年の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（通称「地方分権一括法」）の施行により、国と自治体は対等であることが明確にされたことを踏まえ、市は国及び県との対等・協力関係のもと、相互に連携し、自治の確立に努めることとしています。 第 2 項では、市は、圏域の自治体や大学などの関係機関と積極的に情報の共有を図り、互いの自主性を尊重しながら連携し、共通課題の解決に努めることとしています。	【解説】 この条では、市が自治を行う上での国や他の自治体などとの関係について規定しています。 社会情勢の変化や市民の行政ニーズの多様化、政策課題の広域化などで、一自治体では対応が困難な行政課題が増加しています。平成 3 0 年 4 月には中核市移行に伴い、近隣自治体と共に「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」を形成し、緊密に連携しながら持続可能で魅力ある圏域の発展に取り組んでいます。 第 1 項では、平成 1 2 年の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（通称「地方分権一括法」）の施行により、国と自治体は対等であることが明確にされたことを踏まえ、市は国及び県との対等・協力関係のもと、相互に連携し、自治の確立に努めることとしています。 第 2 項では、市は、圏域の自治体や大学などの関係機関と積極的に情報の共有を図り、互いの自主性を尊重しながら連携し、共通課題の解決に努めることとしています。
第 1 0 章 市民自治推進委員会	第 1 0 章 市民自治推進委員会
第 3 0 条 市に、市長の附属機関として、市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。 2 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。 3 委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。	第 2 9 条 市に、市長の附属機関として、市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。 2 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。 3 委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。
【解説】 この条では、参画と協働のまちづくりに重要な役割を担う市民自治推進委員会について規定しています。 本条例は、制定することに意味があるのではなく、制定をスタートラインとして、また本市のまちづくりの基本ルールとして、常に市民に活用されつづける条例に育てていく必要があります。 そのためには、本条例の根幹を成す参画・協働をより一層推進していくことが重要です。 第 1 項では、市民自治推進委員会は、<u>地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項(※1)</u>の規定に基づく市長の附属機関として設置することとしています。 第 2 項では、委員会は、本市の参画と協働のまちづくりを一層推進するために必要な調査や審議を行います。また、市長の諮問に応じて、本条例の適切な運用や見直しに関することを審議します。 これらの結果を市長に述べたり、答申するとともに、市民に公表することにより、参画・協働の視点での施	【解説】 この条では、参画と協働のまちづくりに重要な役割を担う市民自治推進委員会について規定しています。 本条例は、制定することに意味があるのではなく、制定をスタートラインとして、また本市のまちづくりの基本ルールとして、常に市民に活用されつづける条例に育てていく必要があります。 そのためには、本条例の根幹を成す参画・協働をより一層推進していくことが重要です。 第 1 項では、市民自治推進委員会は、<u>地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項(※1)</u>の規定に基づく市長の附属機関として設置することとしています。 第 2 項では、委員会は、本市の参画と協働のまちづくりを一層推進するために必要な調査や審議を行います。また、市長の諮問に応じて、本条例の適切な運用や見直しに関することを審議します。 これらの結果を市長に述べたり、答申するとともに、市民に公表することにより、参画・協働の視点での施

策などの改善や市民意識の高揚を図ることとしています。 第3項では、委員会の構成や委員の選出などについては、別に定めることとしています。 【参考】 (※1) 地方自治法では、執行機関の附属機関としての委員会・委員の設置について規定されています。 地方自治法第138条の4（委員会・委員の設置） 1及び2 （省略） 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。 第11章 条例の見直し 第31条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討します。 2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。 3 市長は、第1項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。 【解説】 この条では、本条例が本市のまちづくりの基本ルールとしてふさわしいかどうかなどを検討する、条例の見直しについて規定しています。 本条例が本市のまちづくりの基本ルールとして、その役割を十分に果たすよう、随時、条例の見直しや改善を行うことは当然のことですが、これを明確にすることで、定期的な見直しなどの実施を担保するものです。 第1項では、本条例の施行後、4年を超えない期間ごとに、本条例が社会情勢に適合し、機能しているかどうかを検討することとしています。 検討期間を4年としたのは、<u>議員や市長の任期(※1)</u>を考慮したものであり、それぞれが自らの在任期間中に必ず見直しが必要かどうかを検討することにより、本条例を見守るとともに、形骸化を防止しようとするものです。 第2項では、市長は第1項の検討により、本条例の見直しが必要な場合は、市政が停滞することのないよう、速やかに必要な措置を講じることとしています。 第3項では、本条例は市民が中心となり、市民、議会及び行政の三者協働によって制定されたものであるため、本条例の検討及び見直しなどを行う際も、市民の意見を反映させるよう措置することとしています。 【参考】 (※1) 地方自治法では、議員と市長の任期が定められています。 地方自治法第93条（議員の任期） 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。	策などの改善や市民意識の高揚を図ることとしています。 第3項では、委員会の構成や委員の選出などについては、別に定めることとしています。 【参考】 (※1) 地方自治法では、執行機関の附属機関としての委員会・委員の設置について規定されています。 地方自治法第138条の4（委員会・委員の設置） 1及び2 （省略） 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。 第11章 条例の見直し 第30条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討します。 2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。 3 市長は、第1項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。 【解説】 この条では、本条例が本市のまちづくりの基本ルールとしてふさわしいかどうかなどを検討する、条例の見直しについて規定しています。 本条例が本市のまちづくりの基本ルールとして、その役割を十分に果たすよう、随時、条例の見直しや改善を行うことは当然のことですが、これを明確にすることで、定期的な見直しなどの実施を担保するものです。 第1項では、本条例の施行後、4年を超えない期間ごとに、本条例が社会情勢に適合し、機能しているかどうかを検討することとしています。 検討期間を4年としたのは、<u>議員や市長の任期(※1)</u>を考慮したものであり、それぞれが自らの在任期間中に必ず見直しが必要かどうかを検討することにより、本条例を見守るとともに、形骸化を防止しようとするものです。 第2項では、市長は第1項の検討により、本条例の見直しが必要な場合は、市政が停滞することのないよう、速やかに必要な措置を講じることとしています。 第3項では、本条例は市民が中心となり、市民、議会及び行政の三者協働によって制定されたものであるため、本条例の検討及び見直しなどを行う際も、市民の意見を反映させるよう措置することとしています。 【参考】 (※1) 地方自治法では、議員と市長の任期が定められています。 地方自治法第93条（議員の任期） 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。
--	--

地方自治法第 1 4 0 条（長の任期） 普通地方公共団体の長の任期は、4 年とする。 附則 附 則 この条例は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行します。 附 則（平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日条例第 5 4 号） （施行期日） 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行します。 （鳥取市市民自治推進委員会条例の一部改正） 2 鳥取市市民自治推進委員会条例（平成 2 0 年鳥取市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正します。 （次のよう略） 附 則（令和 3 年 3 月 2 5 日条例第 1 号） この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。 附 則（令和 7 年 6 月 3 0 日条例第 3 2 号） この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行します。 【解説】 本条例は、本市のまちづくりの基本ルールを定める条例なので、制定されることだけが目的ではなく、制定をスタートラインとして市民に十分浸透し、まちづくりの指針として有効に活用されることで初めて生きた条例となります。これにより、「市民が主役の協働のまちづくり」が一層推進されるとともに、計画的・体系的で透明性の高い行政運営が行われ、本市が持続的に発展していくものと考えています。条例は順次見直しを行っており、平成 2 6 年 4 月と令和 3 年 4 月、令和 7 年 7 月に改正施行しています。	地方自治法第 1 4 0 条（長の任期） 普通地方公共団体の長の任期は、4 年とする。 附則 この条例は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行します。 （平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日条例第 5 4 号） （施行期日） 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行します。 （令和 3 年 3 月 2 5 日条例第 1 号） （施行期日） 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。 （以下略） 【解説】 本条例は、本市のまちづくりの基本ルールを定める条例なので、制定されることだけが目的ではなく、制定をスタートラインとして市民に十分浸透し、まちづくりの指針として有効に活用されることで初めて生きた条例となります。これにより、「市民が主役の協働のまちづくり」が一層推進されるとともに、計画的・体系的で透明性の高い行政運営が行われ、本市が持続的に発展していくものと考えています。条例は順次見直しを行っており、平成 2 6 年 4 月と令和 3 年 4 月に改正施行しています。
--	--

「参画と協働のまちづくりフォーラム」の実施状況について①

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
日時	平成21年1月30日(土)13時30分～16時00分	平成21年11月7日(土)13時30分～16時00分	平成23年1月22日(土)13時30分～16時10分
会場	鳥取市解放センター 大ホール	国府町中央公民館 多目的ホール	鳥取市民会館 大ホール
参加者	—	250人	200人
内容	・開会 竹内鳥取市長 ・市民活動表彰 被表彰者(団体) 10人(団体) ・活動事例発表 中嶋須美子 「民話が育んだ出会いとふれあい」 ○日和(えんぴより) 「しゃんしゃんで彩るふるさとづくり」 ・意見交換 テーマ:市民が主役のまちづくり 進行 大久保良隆(市民自治推進委員会委員長) パネラー 安倍幸伸((社)鳥取青年会議所会員) 小原み幸(鳥取市市民活動委員会委員) 福井正樹(若葉台地区まちづくり協議会 「まちづくりWAKABADAI」副会長) 林 由紀子(鳥取市副市長) ・まとめ 家中 茂(フォーラム実行委員長) ・閉会	・開会 林鳥取市副市長 ・市民活動表彰 被表彰者(団体) 4人(団体) ・活動事例発表 村山千代子 「ハーモニーの音色に魅せられて」 愛・やすらぎ川柳実行委員会 実行委員 前田孝子 「愛・やすらぎ川柳」のあゆみ ・アトラクション 国府東小学校「国府東太鼓」、「因幡の傘踊り」 ・講演 演題:二番丁地区コミュニティ協議会の取り組みについて 講師 高松市二番丁地区コミュニティ協議会 石田雄士会長、吉田治企画委員長 ・意見交換 テーマ:魅力と活力あるまちづくり 進行 大久保良隆(市民自治推進委員会委員長) パネラー 臼井宏昌(美保南地区まちづくり協議会事務局長) 山崎豪太郎(まちづくり・いきいき成器の会会長) 福山裕正(鳥取ふるさとUI[友愛]会会長) 助言者 石田雄士、吉田治 ・まとめ 大久保良隆(フォーラム実行委員長) ・閉会	・開会 竹内鳥取市長 ・市民活動表彰 被表彰者(団体) 11人(団体) ・活動事例発表 鳥取西地域キャラバンメイト連絡会 会長 山田節子 「高齢者の笑顔のために とともに手をつなぐ」 ・地域(みんな)の楽校(がっこう)づくりの会 前田伸二 「楽校づくりで散岐を元気に」 ・アトラクション 城北ファミリーバンド 「勇気100%」「ありがとう」「どんなときも」 中ノ郷ふるさとくらぶ 「さいとりさし」 ・講演 演題:「妖怪によるまちづくり・境港市観光協会の挑戦」 講師 境港市観光協会 会長 柘田知身氏 ・まとめ 大久保良隆(フォーラム実行委員長) ・閉会
事業費	336,005円	452,086円	424,000円
実行委員会	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数15人)	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数15人)	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数11人)

「参画と協働のまちづくりフォーラム」の実施状況について②

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
日時	平成23年11月5日(土)12時30分～16時10分	平成24年12月2日(日)13時00分～16時15分	平成25年12月7日(土)12時30分～16時00分
会場	河原町中央公民館 大講堂	さざんか会館 市民活動フェスタと合同開催	さざんか会館 市民活動フェスタと合同開催
参加者	170人	650人(全体)	800人(全体)
内容	・開会 坂本悦子実行委員長 ・市民活動表彰 被表彰者(団体) 5人(団体) ・アトラクション ユウト(吉本興業 鳥取に住みます芸人) ・パネルディスカッション テーマ:「中山間地域を元気に! 若い世代のまちづくり実践」 パネリスト 谷村敬子(カップパ手話サークル会長) 鳥谷一弘(グリーンツーリズム用瀬会長) 金田 透(金田ありのみ農園) 水川侑也(えんがわ事業実行委員会前委員長) コーディネーター 竹川俊夫(鳥取大学地域学部准教授) ・まとめ 大久保良隆(鳥取市市民自治推進委員会委員長) ・抽選会 「鳥取南部マルシェ」出店団体及びユウトさんの協力 ・閉会	・開会 竹内房男実行委員長、竹内鳥取市長 ・オープニングイベント ○日和(えんぴより) しゃんしゃん踊り ・市民活動表彰 被表彰者(団体) 7人(団体) ・活動事例発表 河原町民俗行事を語る会 会長 谷 幸彦(市民活動表彰団体) 「河原町の民俗行事」 ・(特)いんしゅう鹿野まちづくり協議会 会長 佐々木 千代子 「いんしゅう鹿野のまちづくり」 ・アトラクション 警察犬「カリンとフーガ」 じゃんけん大会 ・閉会	・開会 竹内房男実行委員長、竹内鳥取市長 ・オープニングアトラクション 鳥取JAZZ実行委員会 JAZZコンサート ・市民活動表彰 被表彰者 2人 ・パネルディスカッション 「住みよいまちづくりに向けて」～防災について考える～ (パネリスト) 土師 高文氏(ほっと大正まちづくり協議会会長) 諸家 紀子氏(鳥取県ろうあ団体連合会事務局次長) 富山 茂氏(鳥取市防災調整監危機管理課長) 中島 陽一氏(鳥取市福祉保健部次長兼高齢社会課長) (コーディネーター) 松原 雄平氏(鳥取大学工学部付属地域安全工学センター長) (アドバイザー) 竹内功鳥取市長 ・アトラクション 鳥取大学奇術部マジックショー みんな集まれ!!ビンゴ大会 ・閉会
事業費	418,457円	339,230円	301,533円
実行委員会	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数13人)	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数11人)	市民活動団体の代表者と市民自治推進委員会1名(委員数7人)

「参画と協働のまちづくりフォーラム」の実施状況について③

年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度
日時	平成26年11月9日(日)10時00分～12時30分	平成28年7月31日(日) 13時30分～16時00分	平成30年12月2日(日) 13時30分～16時30分
会場	鹿野町老人福祉センター しかの和泉荘(鹿野町今市651-1)	さざんか会館	人権交流プラザ
参加者	90人	100人	99人
内容	・開会 渡邊勘治郎実行委員長 ・オープニングアトラクション 逢鷲太鼓 ・市民活動表彰 被表彰者 6人(団体) ・パネルディスカッション 「中山間地域における若者の活動からまちづくりを考える」 (パネリスト) 荒尾 淳子氏(ことり舎) 成瀬 望氏(八百屋barものがたり) 大石 剛史氏(014(おーいし)いちご代表) 松尾 慶輔氏(前鳥取市若者会議メンバー) (コーディネーター) 佐藤 匡氏(鳥取大学地域学部講師) (アドバイザー) 深澤義彦市長 入浴券プレゼント ・閉会	・開会 佐藤 匡実行委員長 ・パネルディスカッション 「町内会って必要なの!？」 (パネリスト) 下澤 理如氏(鳥取市自治連合会副会長) 三宅 一起氏(鳥取市ふるさとUI(友愛)会 会員) 山田 晃裕氏(鳥取大学大学院地域学研究科) 安田 里菜氏(鳥取大学地域学部地域政策学科) 鳥羽 努 氏(鳥取大学地域学部地域政策学科) (コーディネーター) 佐藤 匡実行委員長 (オブザーバー) 深澤義彦市長 消費者寸劇 鳥取ふるさとUI会 抽選会 ・閉会	・開会 中川実行委員長、深澤鳥取市長 ・講演会 「私たちの地域は私たちでつくる～地域コミュニティ崩壊の危機に備える～」 (講師) 井上 靖彦氏(豊岡市政策調整部政策調整課) ・発表会 地域組織のあり方検討について(鳥取市) フィールドワークでの検討内容、課題、今後について(宮下、佐治地区) ・パネルディスカッション 「これからの地域組織のあり方について」 (パネリスト) 井上 靖彦氏(豊岡市) 三宅 一起氏(鳥取市ふるさとUI(友愛)会 会員) 田中 道春氏(宮下地区まちづくり協議会会長) 小谷 繁喜氏(佐治地区まちづくり協議会会長) 深澤 義彦市長 (コーディネーター) 中川 玄洋実行委員長 ・閉会
事業費	290, 609円	265, 313円	142, 210円
実行委員会	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数13人)	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数11人)	市民自治推進委員会委員と地域組織のあり方検討モデル地区(会長・館長)で構成(委員数14人)

「参画と協働のまちづくりフォーラム」の実施状況について④

年度	令和2年度	令和4年度
日時	放送日: 令和2年9月7日(月)～9月10日(木)、9月12日(土) 14時00分～	放送日: 令和5年2月28日(火)～3月4日(土) 14時00分～
会場	放送局: いなばぴょんぴょんネット	放送局: いなばぴょんぴょんネット
参加者	—	—
内容	・パネルディスカッション 「みんなでまなび みんなでつくる 地域の未来」 (パネリスト) 中川 玄洋氏(市民自治推進委員会委員長) 竹内 潔氏(鳥取市社会教育委員会議会議長) 鈴木 伝男氏(城北まちづくり協議会会長) 小谷 繁喜氏(佐治地区まちづくり協議会会長) (コーディネーター) 田中 奏子氏(市広報番組「とっとり知らせたい！」キャスター) (VTR) 明治地区(一括交付金制度を活用する取組) 賀露地区(新たな地域組織づくりの取組) ・講演 「鳥取市参画と協働のまちづくり～住民主体の持続可能なまちづくりに向けて～」 (講師) 椿 善裕氏(とっとり県民活動活性化センター企画員) ※放送時間: 約2時間 ※放送後の状況 ①放送内容のDVD作成、貸出 ②インターネット配信(現在、配信終了)	・パネルディスカッション 「これからの公民館は？考えよう、暮らしを支える地域の拠点」 (パネリスト) 中川 玄洋氏(市民自治推進委員会委員長) 松本 美智恵氏(鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課長) 山根 一記氏(鳥取市公民館連合会会長) 北村 貴子協働推進課長 (コーディネーター) 田中 奏子氏(市広報番組「とっとり知らせたい！」キャスター) (VTR) 岩倉地区(きりんこども食堂) 大和地区(健康と暮らしを考える会) ※放送時間: 約1時間 ※放送後の状況 ①放送内容のDVD作成、貸出 ②インターネット配信 鳥取市公式動画チャンネル(YouTube) URL: https://youtu.be/aahlxvReJ0Y 
事業費	335, 500円	335, 500円
実行委員会	—	—

「参画と協働のまちづくりフォーラム」の実施状況について⑤

年度	令和6年度
日時	令和7年1月18日(土)13時30分～16時00分
会場	国府町コミュニティセンター(多目的ホールほか)
参加者	100人
内容	・開会 鈴木実行委員長 ・講演会 「災害にも強い地域づくり～能登半島地震等の経験から学ぶ～」 (講師) 山下 弘彦氏(日野ボランティア・ネットワーク代表) ・パネルディスカッション 「災害(もしも)に備えて、地域でつながる」 (パネリスト) 山下 弘彦氏(日野ボランティア・ネットワーク代表) 小谷 繁喜氏(災害に強い佐治町創り事業実行委員会会長) 西原 牧夫氏(美保南地区区長会会長) 横山 茂氏(小鷲河地区公民館館長) (コーディネーター) 中川 玄洋氏(NPO法人bunkup代表理事) ・閉会 ※防災企画展示の実施(災害体験VR、要配慮者避難スペース・仮設トイレ等の展示など) 鳥取市公式動画チャンネル(YouTube) URL: https://youtu.be/gICi7QTPLDE 
事業費	132,637円
実行委員会	市民自治推進委員会委員(10名)